

笠間市 公園等適正配置計画

持続可能なまちづくりに向けた“かさま公園未来構想”
～数から質へ・点から面へ・地域と育む豊かな空間～



令和8年3月
笠間市

目 次

第1章 笠間市公園等適正配置計画の概要

1-1. 笠間市公園等適正配置計画策定の背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 計画策定までの流れと策定体制	3
1-4. 計画の対象となる公園	4

第2章 笠間市の現状

2-1. 人口推移	10
2-2. 公園の整備状況	12
2-3. 地域別における現況	16
2-4. 公園に対するニーズ調査	28
2-5. 公園における課題	47

第3章 適正配置方針

3-1. 基本方針	49
3-2. 適正配置の考え方	50

第4章 質の高い空間の創出に向けて

4-1. 質の高い空間創出に向けた総合的な方策	77
4-2. 向上型に位置付けた公園の方策	79
4-3. 変更型に位置付けた公園の方策	84

参考資料

参考資料 1. 上位関連計画	参考資料 1
参考資料 2. 公園等の廃止や用途変更に関する法令など	参考資料 9
参考資料 3. アンケート・ヒアリング調査結果	参考資料 11
参考資料 4. 公園位置図	参考資料 34
参考資料 5. 策定の流れと策定体制	参考資料 40

第1章 笠間市公園等¹適正配置計画の概要

1-1. 笠間市公園等適正配置計画策定の背景と目的

本市においては昭和40年代以降、大規模な宅地開発が進んだことにより、現在は159箇所の大小さまざまな公園や緑地が整備されています。近年では、都市公園である笠間中央公園の整備により、本市における都市公園の住民一人当たりの面積²は令和2年（2020年）時点で 12.76 m^2 となり、都市公園法施行令に定められている住民一人当たりの敷地面積の標準である 10 m^2 を上回っています。また、公共施設などの跡地に整備された公園や、住宅団地や工業団地の開発により整備された小規模な公園を含めると、住民一人当たりの面積³は 27.54 m^2 となり、多くの公園を有している状況です。

しかしながら、近年では人口減少や少子高齢化の進行による公園利用者の減少やニーズの多様化が進んでいます。その結果、特に開発などにより整備された小規模な公園は、利用されていない場所が散見されるとともに、本来公園が備える機能を活かしきれていない場所も点在しています。さらに、本市の都市公園は平成元年以前に整備された公園がおよそ半数を占めており、遊具などの公園施設の老朽化が進んでいます。これらの施設は事故を未然に防ぐため、適切なタイミングで公園施設の更新を行う必要がありますが、昨今の労務単価の上昇や物価高騰、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の増加などによって、適切な維持管理費の確保が困難になりつつあります。

このような状況を踏まえ、本市では地域のニーズに即した公園のあり方や公園機能について見直しを行い、効率的な維持管理を進めるとともに、ニーズに即した公園機能を将来にわたって継続するため、「笠間市公園等適正配置計画」（以下、本計画という。）を策定しました。本計画で定めた内容をもとに、公園の柔軟な利用や効率的な維持管理について地域住民と協議を行いながら、将来にわたって持続可能な空間の創出を目指します。



笠間中央公園



友部第一児童公園

¹ 本計画における公園等とは、本市に整備されている都市公園や自然公園などを含む公園や緑地の総称を指します。

² 本計画で算出した都市公園の面積は、未開園のエリアも含めた面積で算出しています。

³ 本計画における都市公園以外の公園等の面積については、地理情報システムなどから算出したものであるため、実際とは異なる可能性があります。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、「笠間市公共施設等適正配置計画」と同様に、「笠間市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画に該当します。

また、本計画は行政運営の総合的な指針を示した「笠間市第2次総合計画」をはじめ、都市計画に関する基本的な方針を記載した「笠間市都市計画マスターplan」や、少子高齢化などの課題に対応したコンパクトなまちづくりを目指す「笠間市立地適正化計画」といった上位計画との整合を図ります。

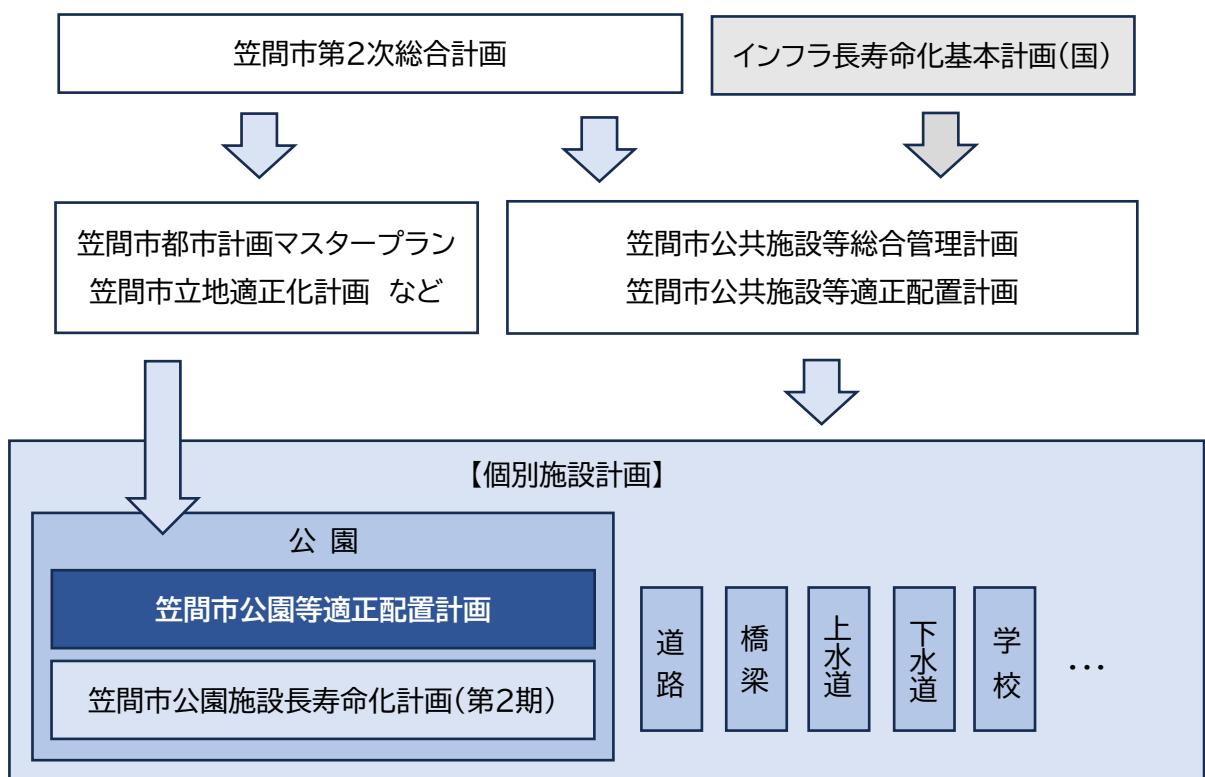


図 1-1 計画の位置付け

1-3. 計画策定までの流れと策定体制

計画策定のフロー及び検討の体制は以下のとおりです。

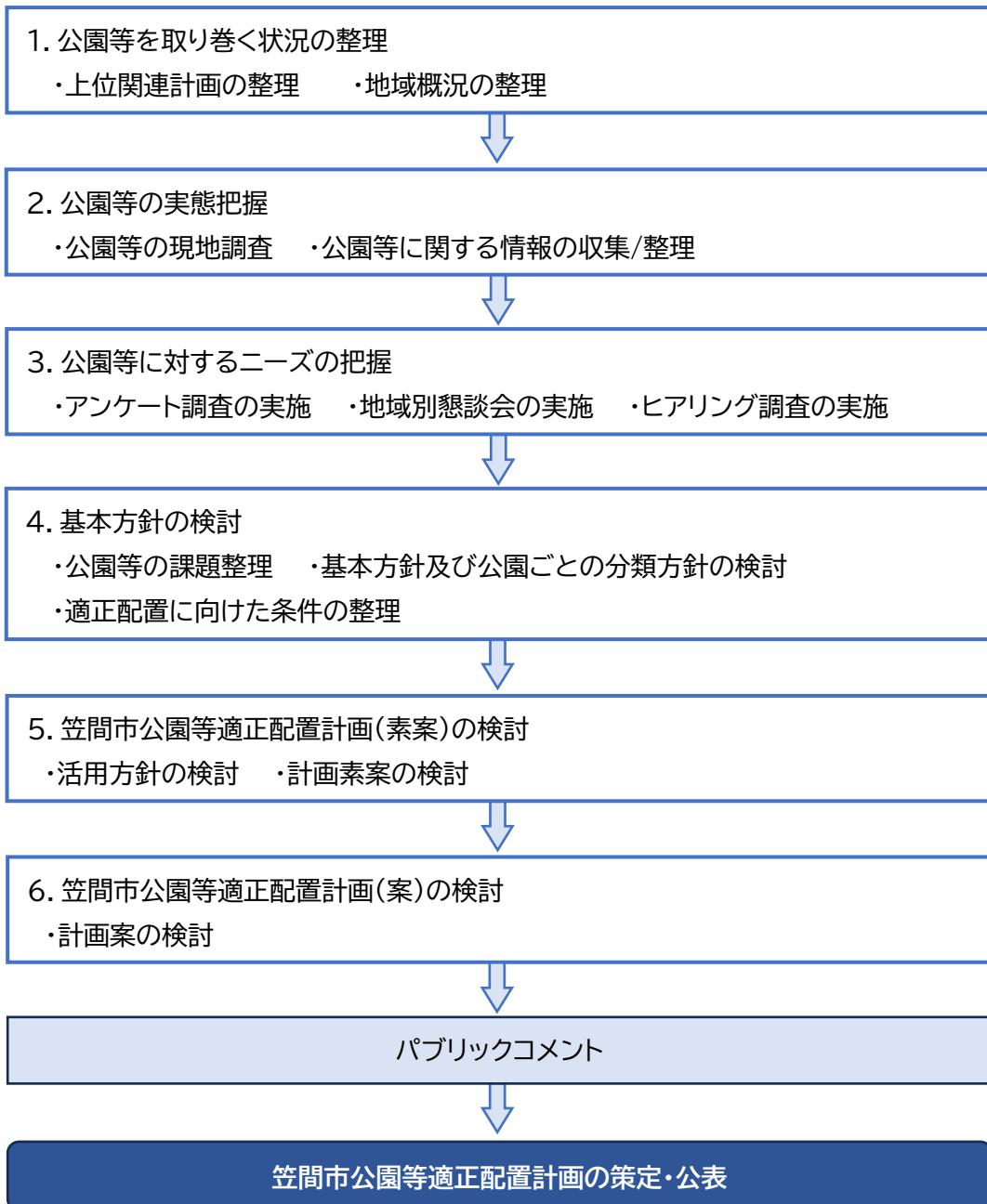


図 1-2 計画策定フロー

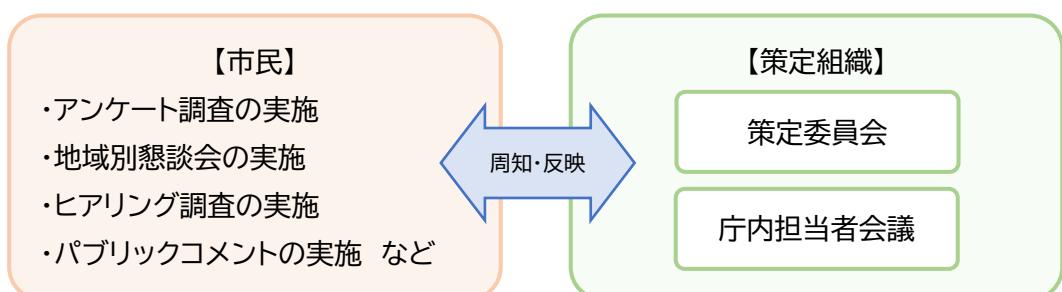


図 1-3 策定体制

1-4. 計画の対象となる公園

本市においては以下の5種類の公園が整備されており、その数は合計で159箇所となります。本計画においてはこれら全ての公園を適正配置の対象とします。



表1-1 笠間市に整備されている都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園 (19箇所)	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園 (1箇所)	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園 (3箇所)	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園 (1箇所)	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園 (1箇所)	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

※出典：国土交通省・都市公園の種類 HP(2025年1月時点)

表1-2 笠間市に整備されている都市公園以外の公園の種類

種類	内容
自然公園	自然公園法に基づく県立自然公園区域内に、自然に親しみつつ観光レクリエーションやスポーツ活動などを行う場として整備された市立公園。
開発公園	開発事業（住宅分譲・工業団地の整備など）に伴い整備された公園・緑地。
ポケットパーク	道路の未利用地や遊休地などの有効活用に伴い整備された公園。
その他公園	上記に分類されず、個別の条例などにより整備された公園・緑地。

表1-3 都市公園一覧

No.	公園名称	種別	公園位置	面積 (m ²)
1	赤坂前児童公園	街区	赤坂 15	2,400
2	石井街区公園	街区	石井字南町 2068-1	2,132
3	いなだふれあい公園	街区	稻田 2315-1	1,150
4	岩間工業団地第一公園	街区	安居 2600-17	8,031
5	岩間工業団地第二公園	街区	安居 2600-31	9,208
6	大池公園	街区	赤坂 20	15,315
7	大橋堺の宮街区公園	街区	大橋 2365-46	494
8	笠間駅北街区公園	街区	笠間 5095	1,384
9	笠間芸術の森公園	広域	笠間 2345	546,000
10	笠間市総合公園	総合	箱田字北ノ入 867-1	235,000
11	笠間中央公園	近隣	平町 1718-1	24,000
12	笠間にし公園	街区	稻田 3-6	2,466
13	笠間ひがし公園	街区	福田 961-2	7,684
14	亀ヶ橋北児童公園	街区	赤坂 18	2,001
15	亀ヶ橋南児童公園	街区	赤坂 19	4,000
16	鯉淵公園	街区	鯉淵 6269-15	5,641
17	城南・やきもの通り公園	街区	下市毛 591-1	1,701
18	鷹匠町児童公園	街区	笠間 17-1	2,237
19	高田運動公園	地区	福田字高田内 3012-1	13,908
20	友部駅前児童公園	街区	東平 2-1470-202	2,868
21	友部第一児童公園	街区	八雲 1-5-23	1,258
22	友部第二児童公園	街区	中央 3-3-1	5,635
23	福原運動公園	地区	福原字長久保 17-10	9,369
24	程島児童公園	街区	笠間 1725-7	2,723
25	南山スポーツ公園	地区	北吉原字尚塚原 321-1	27,297

表1-4 自然公園一覧

No.	公園名称	公園位置	面積 (m ²)
26	あじさい公園用地	笠間 1041	6,478
27	あたご天狗の森	泉 99-15	243,319
28	北山公園	平町 1416-1	319,419
29	山ろく公園	笠間 1015-2	18,609
30	城跡公園	笠間 3616-1	6,490
31	つつじ公園	笠間 616-7	69,901

表1-5 開発公園一覧

No.	公園名称	公園位置	面積 (m ²)
32	旭丘団地開発緑地	旭町 195-17	61
33	旭台団地開発公園 1 (旭台団地第一公園)	旭町 80-224	1, 193
34	旭台団地開発公園 2 (旭台団地第二公園)	旭町 80-825	5, 154
35	旭台団地開発公園 3	旭町 114-23	364
36	旭台団地開発公園 4	旭町 120-9	182
37	旭台団地開発公園 5	旭町 193-31	276
38	旭団地開発公園	旭町 490-4	605
39	旭町開発公園 1	旭町 455-19	151
40	旭町開発公園 2	旭町 270-24	240
41	旭町開発公園 3	旭町 58-13	303
42	旭町開発公園 4	旭町 640-8	156
43	旭町開発公園 5	旭町 455-21	149
44	旭町開発公園 6	旭町 366-20	290
45	旭町開発公園 7	旭町 318-26	131
46	旭町開発公園 8	旭町 381-29	160
47	旭町公園 1	旭町 414-19	151
48	旭町公園 2	旭町 328-13	162
49	旭町公園 3	旭町 196-21	160
50	旭町公園 4	旭町 330-10	170
51	旭町公園 5	旭町 242-4	300
52	旭町公園 6	旭町 612-25	149
53	愛宕団地緑地	下郷 4266-66	130
54	石井開発公園	石井 499-9	174
55	石井公園	石井 1003-10	173
56	泉開発公園	泉 2140-38	118
57	岩間工業団地緑地 1	安居 3100-14	318
58	岩間工業団地緑地 2	安居 2600-4	4, 396
59	岩間工業団地緑地 3	安居 2600-7	221
60	岩間工業団地緑地 4	安居 2600-13	4, 802
61	岩間工業団地緑地 5	安居 2600-19	133
62	岩間工業団地緑地 6	安居 2600-24	6, 423
63	岩間工業団地緑地 7	安居 2600-29	168
64	岩間工業団地緑地 8	安居 2600-33	2, 917

No.	公園名称	公園位置	面積 (m ²)
65	岩間工業団地緑地 9	安居 2600-37	173
66	岩間工業団地緑地 10	安居 3100-11	2,597
67	柿橋団地開発公園 1	鯉淵 6273-17	658
68	柿橋団地開発公園 2	鯉淵 6275-22	150
69	柿橋団地開発公園 3	住吉 1564-199	923
70	柿橋団地開発公園 4	住吉 1564-210	221
71	笠間開発公園	笠間 2725-16	107
72	笠間公園	笠間 4327-8	165
73	来栖開発公園	来栖 1233-13	386
74	鯉淵開発公園 1	鯉淵 6240-61	360
75	鯉淵開発公園 2	鯉淵 6253-26	177
76	鯉淵開発公園 3	鯉淵 6261-48	261
77	鯉淵開発公園 4	鯉淵 6269-77	254
78	鯉淵開発公園 5	鯉淵 6266-307	101
79	こうのす分譲地開発公園 1	鴻巣 657-405	265
80	こうのす分譲地開発公園 2	鴻巣 657-406	1,242
81	五平開発公園	五平 63-7	120
82	住吉公園	住吉 1264-11	268
83	住吉団地開発公園	住吉 1569-49	474
84	せいりょう学園開発公園	下市毛 1493-1	462
85	第一東宝ランド開発公園 1	市野谷 1481-1	217
86	第一東宝ランド開発公園 2	市野谷 1481-39	1,000
87	第一東宝ランド開発公園 3 (さつき公園)	市野谷 1546-5	1,060
88	第一東宝ランド開発公園 4 (仲よし公園)	市野谷 1515-49	1,065
89	第一東宝ランド開発緑地 1	泉 2541-16	28
90	第一東宝ランド開発緑地 2	市野谷 1481-69	800
91	第一東宝ランド開発緑地 3	市野谷 1511-26	424
92	第一東宝ランド開発緑地 4	市野谷 1516-42	75
93	第一東宝ランド開発緑地 5	市野谷 1522-35	169
94	第二東宝ランド開発公園 1	吉岡 113-25	318
95	第二東宝ランド開発公園 2	吉岡 113-117	613
96	第二東宝ランド開発公園 3	吉岡 116-4	474
97	平町開発公園 1	平町 1750-47	144

No.	公園名称	公園位置	面積 (m ²)
98	平町開発公園 2	平町 1656-73	133
99	平町開発公園 3	平町 1593-35	232
100	平町開発公園 4	平町 1720-52	332
101	中央一丁目開発公園	中央一丁目 1566-11	303
102	中央二丁目開発公園	中央二丁目 1575-23	67
103	パークタウン友部開発公園	大古山 26-18	196
104	ひばりヶ丘団地開発公園	南小泉 519-21	1, 550
105	福原開発公園	福原 513-22	169
106	富士団地開発公園	鯉淵 6263-3	659
107	ベリオコリナ公園 1	大古山 528-59	1, 074
108	ベリオコリナ公園 2	大古山 602-3	431
109	ベリオコリナ緑地	大古山 611-1	4, 254
110	まきば公園	平町 1877-38	1, 931
111	まきば公園南調整池	平町 1877-39	25, 460
112	松山団地開発公園 1 (松山団地中央公園)	大田町 208-334	3, 723
113	松山団地開発公園 2	大田町 208-592	30, 954
114	松山団地開発公園 3	大田町 208-516	977
115	松山団地開発公園 4 (さくら公園)	大田町 208-532	1, 868
116	松山団地開発公園 5	大田町 208-538	1, 048
117	松山南団地開発公園	大田町 352-99	281
118	みどり野団地開発公園	住吉 1572-34	443
119	美原団地開発公園 1	美原三丁目 1470-1961	131
120	美原団地開発公園 2	美原一丁目 1470-1933	566
121	美原団地開発公園 3	美原一丁目 1470-2065	238
122	美原二丁目開発公園 1	美原二丁目 1470-2036	191
123	美原二丁目開発公園 2	美原二丁目 1470-2052	140
124	美原二丁目開発公園 3	美原二丁目 1470-2088	84
125	美原四丁目開発公園 1	美原四丁目 1470-1970	164
126	美原四丁目開発公園 2	美原四丁目 1470-2003	149
127	美原四丁目開発公園 3	美原四丁目 1470-2005	119
128	むつみ団地開発公園	旭町 204-21	628
129	矢野下公園	矢野下 1483-42	189
130	湯崎開発公園	湯崎 1243-374	283
131	労住協団地開発公園	大田町 457-27	457

表1-6 ポケットパーク一覧

No.	公園名称	公園位置	面積 (m ²)
132	下郷第一ポケットパーク	下郷 4159-15	200
133	下郷第二ポケットパーク	下郷 7036-1	76
134	土師ポケットパーク	押辺 2022-9	103
135	ポケットパーク大町	笠間 1185-2	282
136	ポケットパーク弁天町	笠間 1762 の一部	76
137	ポケットパーク行幸町	笠間 1532 の一部	33

表1-7 その他公園一覧

No.	公園名称	公園位置	面積 (m ²)
138	稻田駅前広場	稻田 2323	355
139	岩間運動広場	泉 1956-1	16,421
140	岩間駅西口多目的広場	下郷 4439-14	3,005
141	岩間駅南公園 1	下郷 4439-173	681
142	岩間駅南公園 2	下郷 4439-196	10
143	岩間海洋センターB&G・ 岩間総合運動公園	押辺 2259-1	56,427
144	岩間武道館	下郷 5022-1	7,497
145	岩間老人福祉センター跡地	下郷 8191-1	3,598
146	大原グラウンド	小原 4118	10,701
147	押辺緑地 1	押辺 806-1	366
148	押辺緑地 2	押辺 2221-5	278
149	柿橋グラウンド	鯉淵 6525-18	29,259
150	笠間芸森東ゲート入口広場	笠間 2345	1,282
151	笠間工芸の丘	笠間 2386-1	58,312
152	北川根ふれあい広場	湯崎 1111-1	42,630
153	ギャラリーロード T字路広場	笠間 2784-2	289
154	鴻巣グラウンド	鴻巣 525-10	13,745
155	JR 線路隣接公園	下郷 7009	359
156	下市毛公園	下市毛 940	3,130
157	橋爪グラウンド	橋爪 604	4,237
158	福ちゃんの森公園	福田 2946-2	25,842
159	フレンドリーパーク	下郷 4445-1	12,252

第2章 笠間市の現状

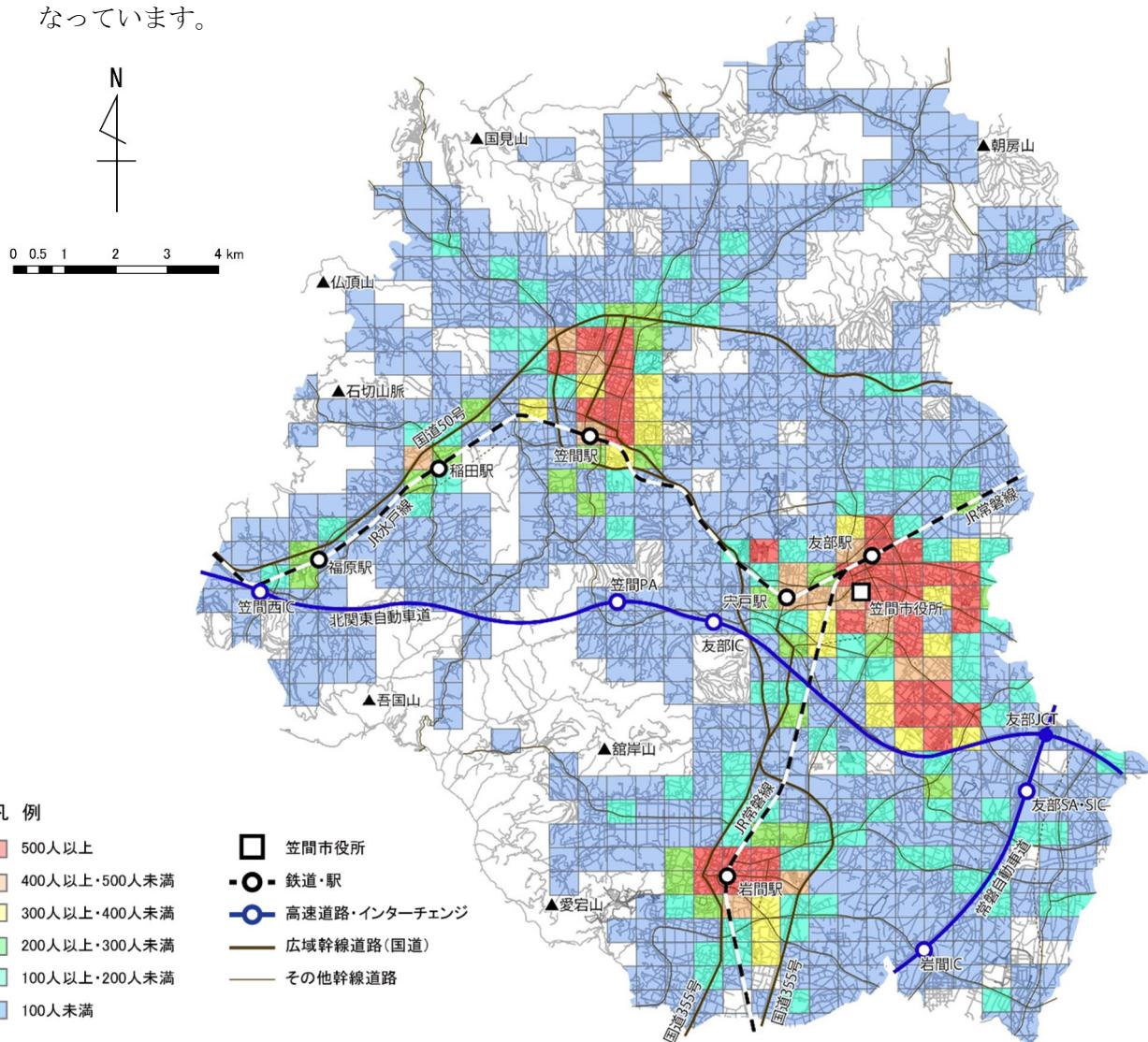
2-1. 人口推移

(1) 人口分布

本市の人口分布は、主にJR笠間駅、友部駅、岩間駅といった鉄道駅周辺に集中しています。特に、友部駅南側に位置する旭町地区及び鯉淵地区では、近年の住宅団地開発の進展に伴い、人口が多くなっています。

これらの地区は「笠間市立地適正化計画」において、居住誘導区域や準居住誘導区域（以下、誘導区域⁴という。）に指定されており、公共・民間投資の集約や利便性の高い生活環境の形成が図られています。

一方で、市の北部及び西部に広がる山間部では、地形的な制約もあり、人口が少ないエリアとなっています。



※出典:国土数値情報加工(国土交通省)(令和2年(2020年)時点)

※データのない場所は人口が存在しない区域(山間部、河川、工業専用地など)

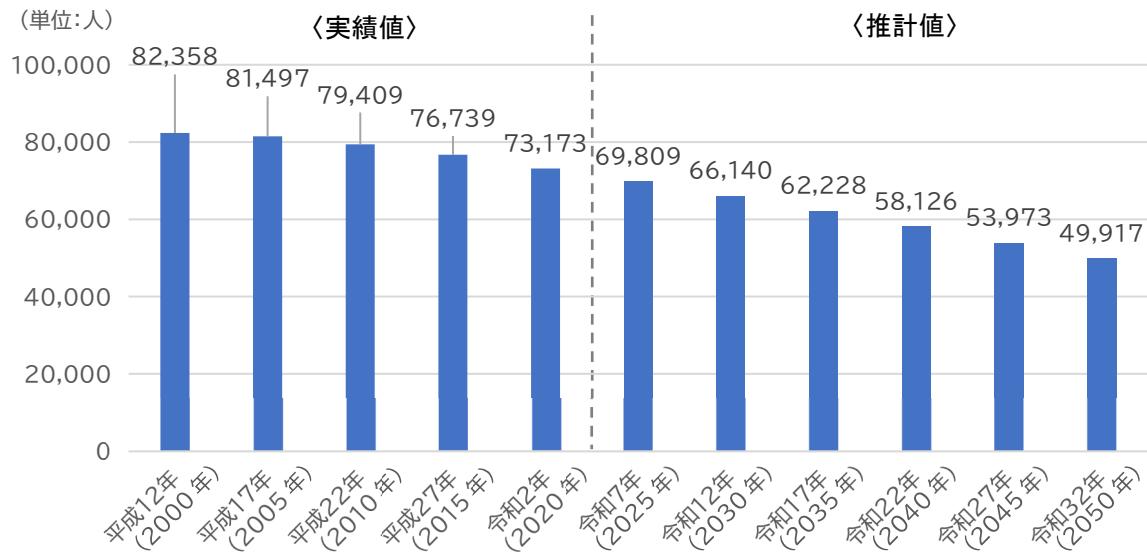
図 2-1 人口分布

⁴ 誘導区域とは、人口密度の維持と生活サービスの継続的な確保を目的に設定された区域であり、本市ではこれを「居住誘導区域」として定めています。また、居住誘導区域と同等の利便性や拠点性を満たす区域を、本市では独自に「準居住誘導区域」として位置付けています。

(2) 人口の変化

本市の人口は平成 12 年（2000 年）をピークに減少傾向であり、減少率も年々加速しています。

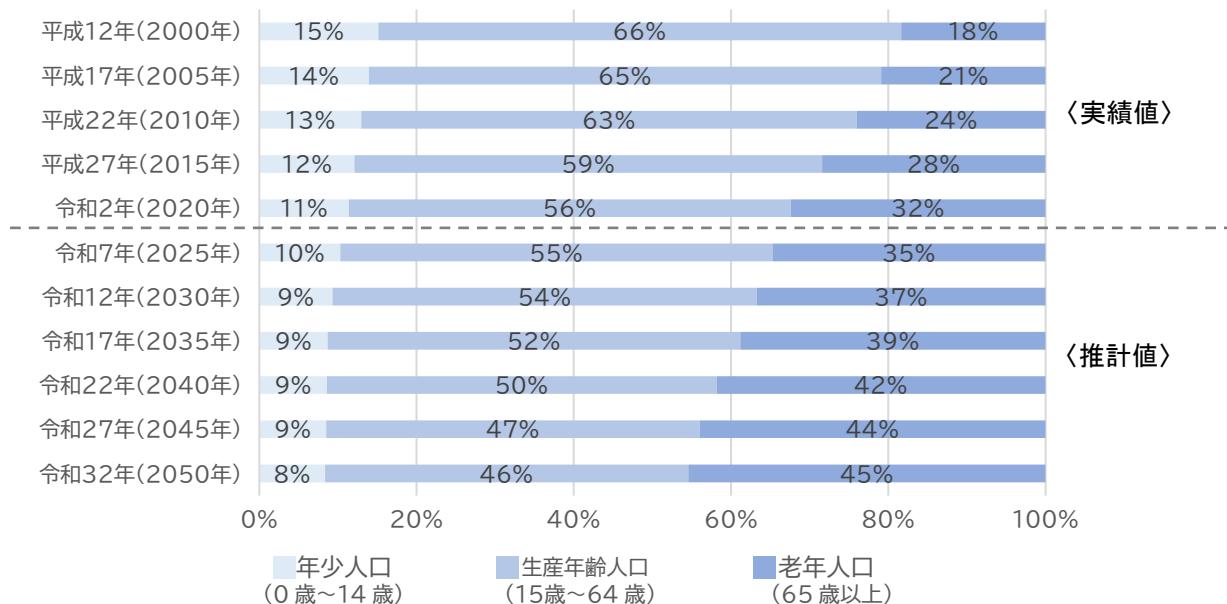
また、将来人口は今後も減少傾向となることが予想されており、令和 32 年（2050 年）には 5 万人を下回る予測が立てられています。



※出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

図 2-2 総人口の変化

年齢構成の変化については、全国的な傾向と同じように、年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の割合が大幅に増加する傾向となっています。令和 32 年（2050 年）頃には、老人人口が生産年齢人口と同じ割合まで増加する見込みです。



※出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所
※年齢不詳人口は含めていない

図 2-3 年齢構成の変化

2-2. 公園の整備状況

(1) 公園の面積

本市には、大小合わせて 159 箇所の公園が整備されており、その総面積は約 2,015,219 m²にのぼります。これらのうち、面積が 1,000 m²未満の比較的小規模な公園が 94 箇所を占めており、公園総数の半数以上を構成しています。一方で、40,000 m²以上の比較的大規模な公園は 8 箇所にとどまるものの、これらが市全体の公園面積の大部分を占めています。

令和 2 年（2020 年）時点の人口をもとに算出した場合、本市における都市公園の住民一人当たりの公園面積は 12.76 m²となっており、これは都市公園法施行令で定められている基準の 10 m²を上回っています。さらに、都市公園以外の緑地や広場などを含めた場合、住民一人当たりの公園面積は 27.54 m²となります。

今後、公園数を維持した状態で人口減少が進んだ場合、都市公園法施行令に定められている住民一人当たりの敷地面積の標準である 10 m²を大きく上回ることが想定されます。

表2-1 公園の面積

	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,500 m ² 未満	2,500 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	40,000 m ² 以上
公園数	94 箇所	20 箇所	31 箇所	6 箇所	8 箇所
面積 (m ²)	25,546	31,042	224,811	162,812	1,571,008

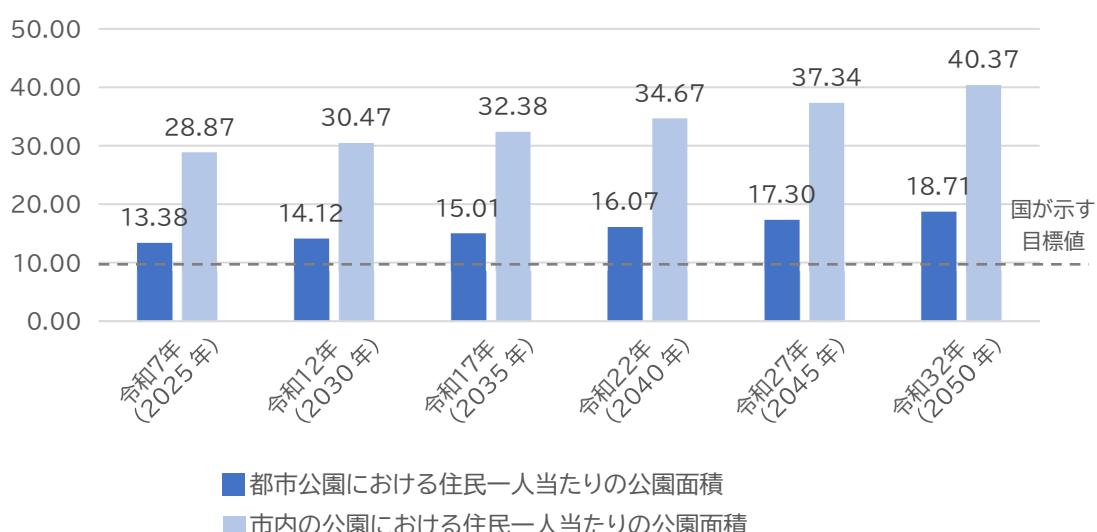
（参考-1）住民一人当たりの公園面積

- ・都市公園における住民一人当たりの公園面積
 $933,902 \text{ (m}^2\text{)} / 73,173 \text{ (人)} = 12.76 \text{ (m}^2\text{/人)}$
- ・市内の公園における住民一人当たりの公園面積
 $2,015,219 \text{ (m}^2\text{)} / 73,173 \text{ (人)} = 27.54 \text{ (m}^2\text{/人)}$

※住民一人当たりの公園面積算出には、国勢調査に基づく最新の人口（令和2年時点）を採用

（参考-2）人口減少を踏まえた住民一人当たりの公園面積推移（公園面積を維持した場合を想定）

（単位:m²/人）



(2) 公園の配置状況

本市における公園の立地は、人口分布と同様に、市内の主要駅（JR 笠間駅、友部駅、岩間駅）周辺に集中しています。特に住宅団地の開発が進む友部駅南側の旭町地区や鯉淵地区などでは、地域住民の身近な利用を目的とした小規模な開発公園が数多く整備されています。

また、市の南東部に位置する工業団地周辺では、企業立地に伴う環境整備の一環として、公園や緑地が集中的に整備されており、地域の景観形成や従業員の憩いの場としての役割も担っています。

一方で、市の北部や西部に広がる山間部では、人口が少ないとことや公園整備に適さない地形であることなどの要因により、公園は少ない状況です。

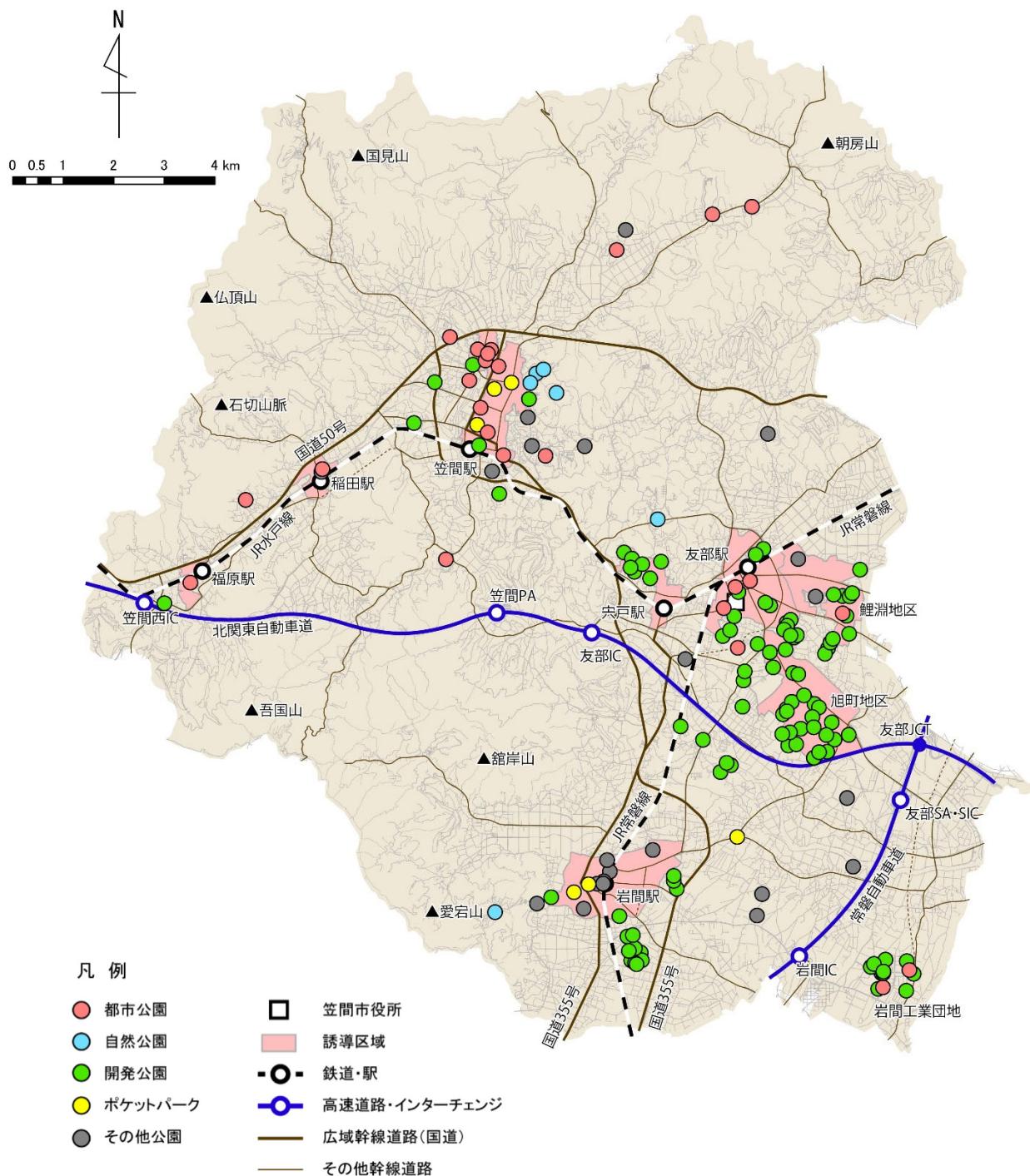


図 2-4 公園の配置状況

(3) 公園の誘致圏

誘致圏⁵とは、公園を配置する際の目安として国土交通省が公表したものであり、公園の種別ごとに想定される利用距離（徒歩圏など）を示したものです。これは、公園が日常的に利用されるために必要な立地条件を示す指標として、都市計画や公園整備の参考に活用されています。

本市における公園の誘致圏については、「笠間市立地適正化計画」において定められた誘導区域の大部分が、既存の公園の誘致圏内に含まれています。

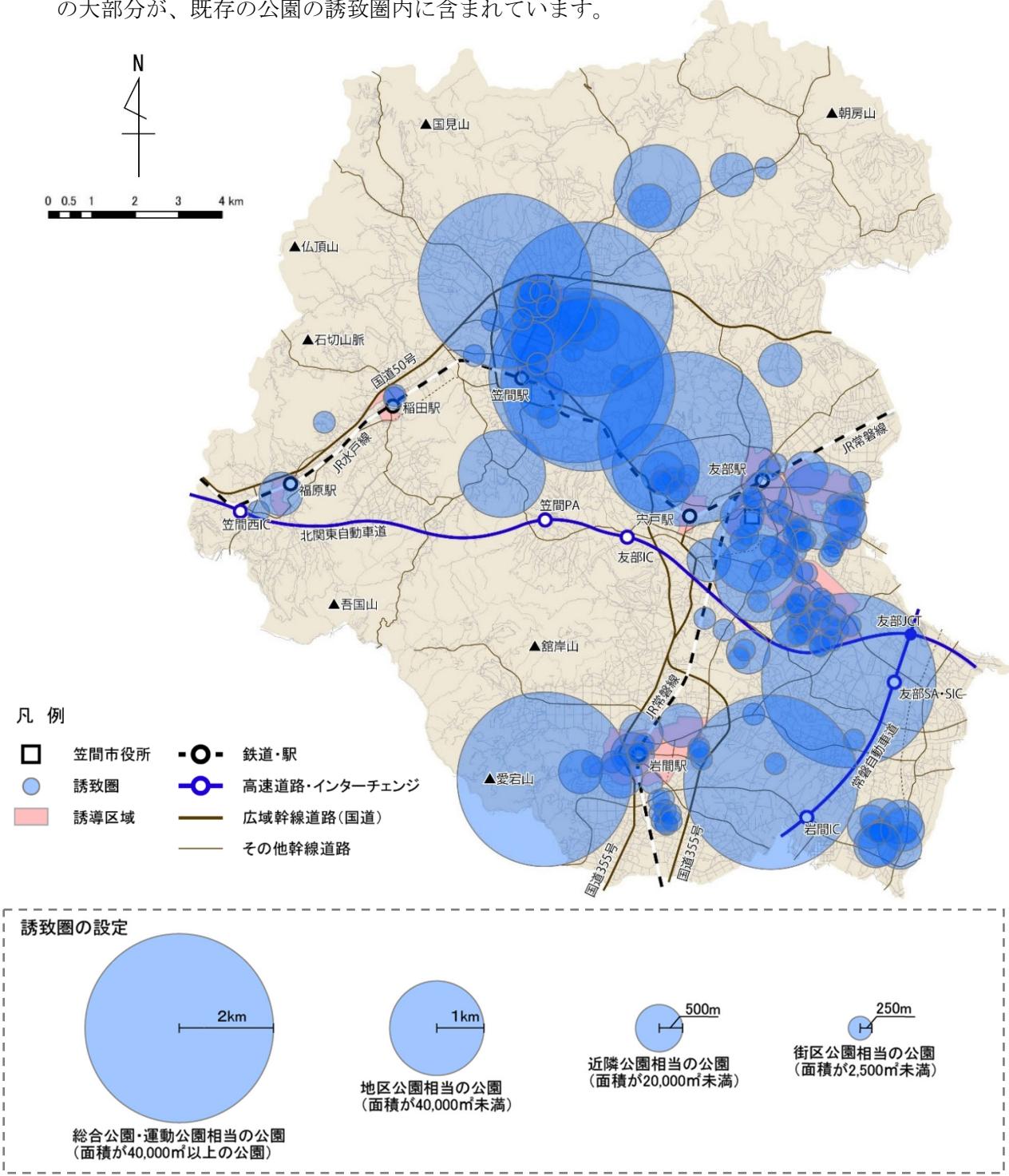


図 2-5 公園の誘致圏

⁵ 誘致圏は、開発公園や40,000m²以上の公園には従来設定されていないため、本計画においては、開発公園は誘致圏の最小単位である街区公園と同等の規模、また40,000m²以上の公園は地区公園の2倍の規模を基準として誘致圏を設定します。

(4) 公園の管理について

本市では、市の財源を活用し、公園等の維持管理を適切に実施しています。

都市公園や自然公園、その他公園では、公園機能の向上や維持管理費の効率化を目的として、指定管理者制度⁶を導入しています。これにより、民間事業者の専門性や柔軟な運営手法を活用した、効果的な公園管理が図られています。

また、一部の都市公園では市独自の条例に基づく、笠間市都市公園グリーンパートナー制度⁷を活用し、市が日常的な維持管理を行う中で、地域住民の協力を得ながら管理体制を構築しています。具体的には、草刈りや清掃などの活動を地域住民が行っており、公園の美化や快適な利用環境の確保に寄与しています。

開発公園においても、一部の公園を除き、多くが地域住民の協力によって維持されており、地域の関わりの中で公園の管理が支えられています。

数の上では、地域住民によって管理されている公園が、市による管理数を上回っていますが、その中には管理が行き届かない状況にある公園や、地域内で公園として明確に認識されていないものも含まれています。

表2-2 公園の管理者

	管理者	
	笠間市	地域住民
都市公園	25 箇所 (うち 指定管理 3 箇所 グリーンパートナー 4 箇所)	—
自然公園	6 箇所 (うち 指定管理 3 箇所)	—
開発公園	13 箇所	87 箇所 (一部の公園の遊具は笠間市 による管理を実施)
ポケットパーク	6 箇所	—
その他公園	22 箇所 (うち 指定管理 2 箇所)	—
合計	72 箇所	87 箇所

⁶ 指定管理者制度とは、施設の管理運営主体を民間事業者とすることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的とした制度です。

⁷ 笠間市都市公園グリーンパートナー制度とは、公園の美化、維持管理などを行う地域の団体に対し報奨金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動を図ることを目的とした制度です。

2-3. 地域別における現況

本市では、上位計画である「笠間市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、同計画の地域区分を参考に、公園の配置状況などを踏まえて5つの地域に区分します。地域ごとの公園配置状況や利用状況を踏まえつつ、新たな公園活用方法の検討を行います。



図 2-6 地域区分図

表2-3 各地域の概要

地域名称	北部地域	西部地域
対象地区（大字）	笠間、石井、赤坂、下市毛、日草場、大橋、池野辺、福田、飯田、大郷戸、箱田大郷戸、箱田大郷戸片庭、片庭、箱田、寺崎、日沢、石寺、金井、大渕、来栖	本戸、北吉原、南吉原、手越、上加賀田、飯合、稻田、福原
令和2年 人口	17,644	6,130
令和2年 世帯数	6,930	2,279
世帯人員（人/世帯）	2.55	2.69
公園数（箇所）	32	6

東部地域	南部地域	南東部地域
平町、大田町、橋爪、矢野下、大古山、南小泉、下加賀田、南友部、鴻巣、旭町、鯉淵、五平、下市原、中市原、上市原、小原、友部駅前、八雲1・2丁目、中央1～4丁目、東平1～4丁目、美原1～4丁目	下郷、上郷、泉、市野谷、福島、吉岡、泉市野谷入会地	湯崎、住吉、随分附、柏井、仁古田、長兎路、長兎路仁古田入会地、土師、押辺、安居
31,660	10,604	7,135
12,918	4,142	2,649
2.45	2.56	2.69
73	25	23

※来栖地区は、都市計画マスターplanでは西部地域に該当

※旭町地区は、都市計画マスターplanでは東部地域及び南東部地域に該当

(1) 北部地域

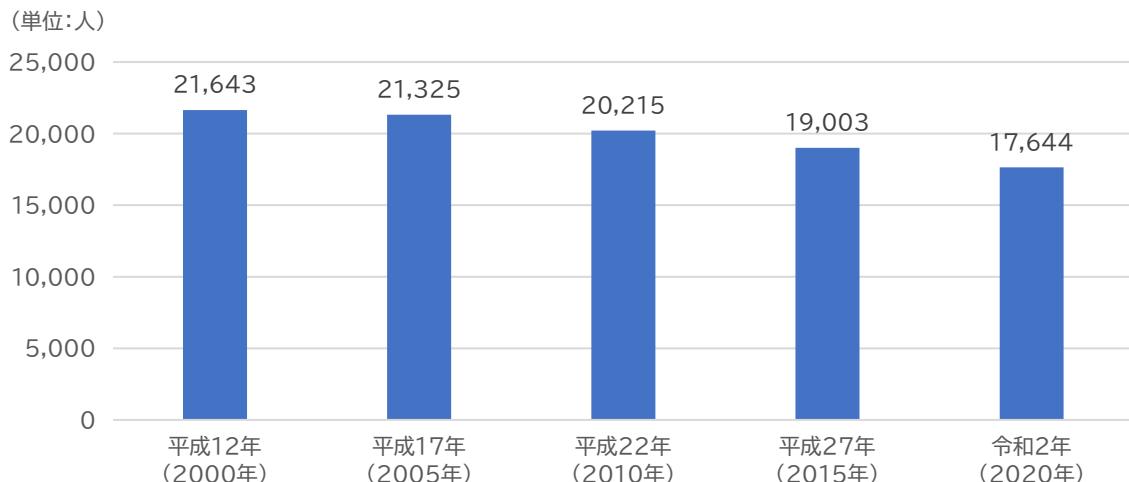
① 地域概況（笠間市都市計画マスターplanより）

- ・涸沼川上流部に位置し、笠間市街地の他、市域北部の丘陵地を含む地域で、笠間稻荷神社や佐伯山、笠間芸術の森公園、飯田ダム（笠間湖）等の地域資源を有し、多くの来訪者がみられる交流拠点となっています。
- ・JR 笠間駅の北側には用途地域が指定され、公益施設や商業施設、住宅等が集積する生活空間ですが、一方で人口減少が顕著となっている地域です。

② 地域の人口

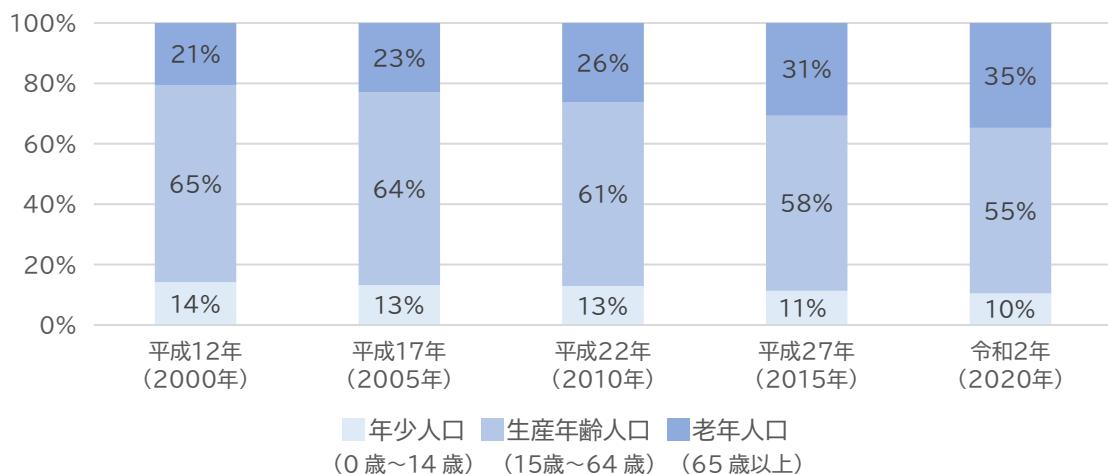
北部地域の人口は平成12年（2000年）から令和2年（2020年）までの20年間で、3,999人減少しており、最も人口が減少した地域となっています。

年齢構成では、年少人口は4%、生産年齢人口は10%減少しており、少子高齢化が顕著な地域となっています。



※出典：国勢調査

図2-7 北部地域における人口の変化



※出典：国勢調査

※年齢不詳人口は含めていない

図2-8 北部地域における年齢構成の変化

③ 公園の整備状況

北部地域には合計 32箇所の公園が整備されており、そのうち都市公園が 14箇所整備されています。都市公園はグラウンドなどの運動施設が整備された、比較的大規模な公園が多く、さらに自然公園が 4箇所整備されていることから、公園面積は 1,029,170 m²となっており、住民一人当たりの公園面積も 58.33 m²となっています。

表2-4 北部地域における公園の種類と数・面積

公園種類	都市公園	自然公園	開発公園
公園数	14 箇所	4 箇所	6 箇所
面積 (m ²)	836,979	101,478	1,467
ポケットパーク	その他公園	合計	
3 箇所	5 箇所	32 箇所	
391	88,855	1,029,170	

(参考) 住民一人当たりの公園面積

- ・都市公園における住民一人当たりの公園面積
 $836,979 \text{ (m}^2\text{)} / 17,644 \text{ (人)} = 47.44 \text{ (m}^2\text{/人)}$
- ・地域の公園における住民一人当たりの公園面積
 $1,029,170 \text{ (m}^2\text{)} / 17,644 \text{ (人)} = 58.33 \text{ (m}^2\text{/人)}$

公園の配置状況については、地域の南側、JR 笠間駅北側の市街地に集中しています。

地域の北側については、国見山などの丘陵地となっており、公園は整備されていません。

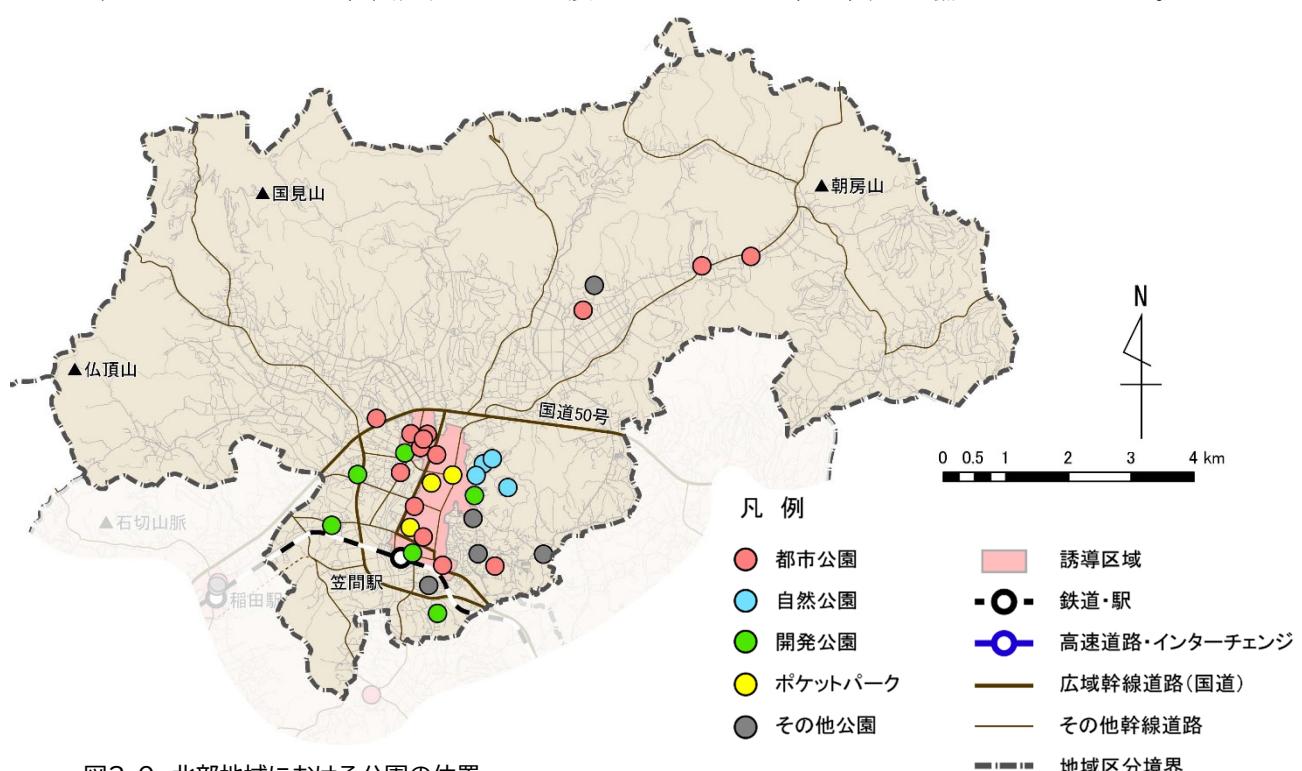


図2-9 北部地域における公園の位置

(2) 西部地域

① 地域概況（笠間市都市計画マスターplanより）

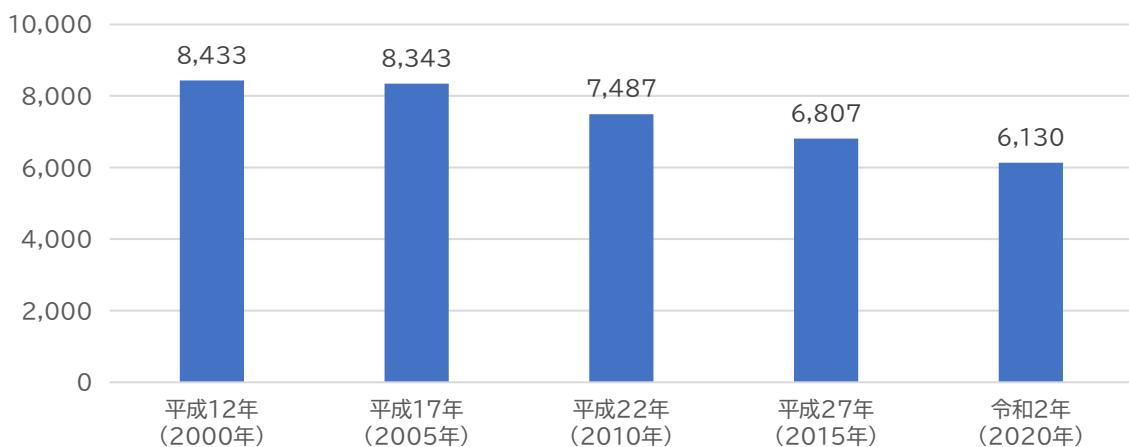
- ・国道50号とJR水戸線が横断し、稻田駅前や福原駅前には市街地が形成されています。
- ・稻田駅周辺は石材産業の中心地であり、稻田石材団地が整備されているほか、石材加工事業所も多く分布しています。
- ・福原駅周辺には、県営住宅や市営住宅を中心とした住宅地の形成が進んでいます。

② 地域の人口

西部地域は最も人口が少ない地域であり、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）までの20年間で、最も人口減少率が高い地域となっています。

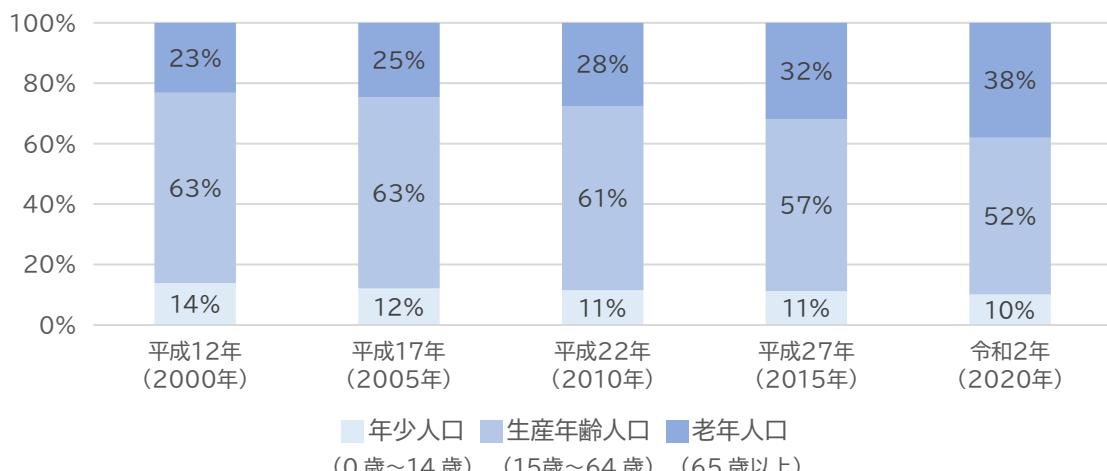
年齢構成では、令和2年（2020年）時点で老人人口の割合は38%となっており、最も老人人口の割合が高い地域となっています。

（単位：人）



※出典：国勢調査

図2-10 西部地域における人口の変化



※出典：国勢調査

※年齢不詳人口は含めていない

図2-11 西部地域における年齢構成の変化

③ 公園の整備状況

西部地域は市内で最も公園数が少ない地域であり、整備されている公園は合計6箇所となります。このうち、都市公園については地区公園が2箇所整備されています。人口も市内で最も少ない地域ではありますが、公園数も少ないとから、住民一人当たりの公園面積も 6.66 m^2 と、他の地域に比べて少ない状況です。

表2-5 西部地域における公園の種類と数・面積

公園種類	都市公園	自然公園	開発公園
公園数	4箇所	—	1箇所
面積 (m ²)	40,282	—	169
		合計	
—		1箇所	6箇所
—		355	40,806

(参考) 住民一人当たりの公園面積

- ・都市公園における住民一人当たりの公園面積

$$40,282\text{ (m}^2\text{)} / 6,130\text{ (人)} = 6.57\text{ (m}^2\text{/人)}$$

- ・地域の公園における住民一人当たりの公園面積

$$40,806\text{ (m}^2\text{)} / 6,130\text{ (人)} = 6.66\text{ (m}^2\text{/人)}$$

公園の配置状況については、主にJR水戸線沿線や稻田駅、福原駅周辺に整備されています。西部地域の南側については、愛宕山や吾国山などの自然地形が広がっており、居住人口も少ないエリアであることから、公園は整備されていません。

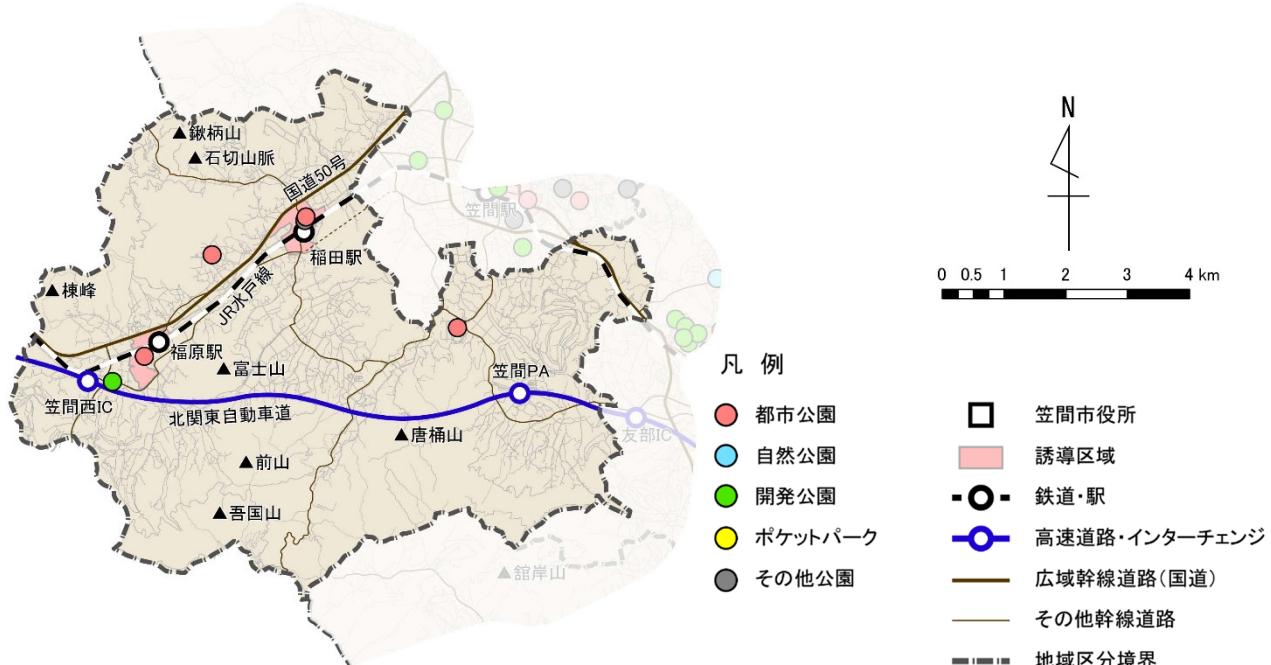


図2-12 西部地域における公園の位置

(3) 東部地域

① 地域概況（笠間市都市計画マスターplanより）

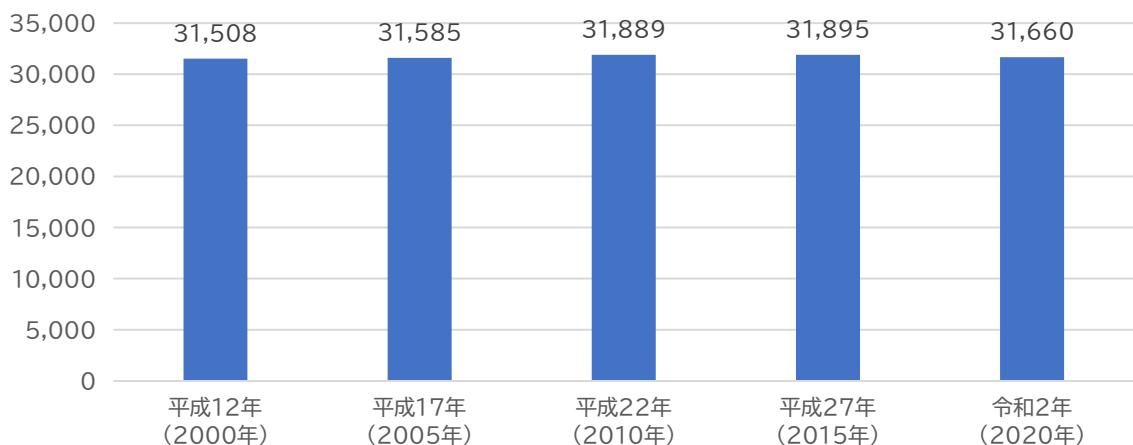
- ・友部駅南部を中心に市街地が形成されています。
- ・友部駅にはJR常磐線とJR水戸線が乗り入れるほか、県立中央病院や県立こころの医療センター、市立病院と保健センターを統合した地域医療センターも位置し、生活利便性だけでなく質の高い医療・福祉機能を有する地域です。
- ・近年、市街地南東部の旭町地区や鯉淵地区等を中心に、民間事業者による宅地開発が進んでいます。

② 地域の人口

東部地域は最も人口が多い地域であり、平成12年(2000年)以降の20年間においても唯一、人口の大きな変動が見られなかった地域です。

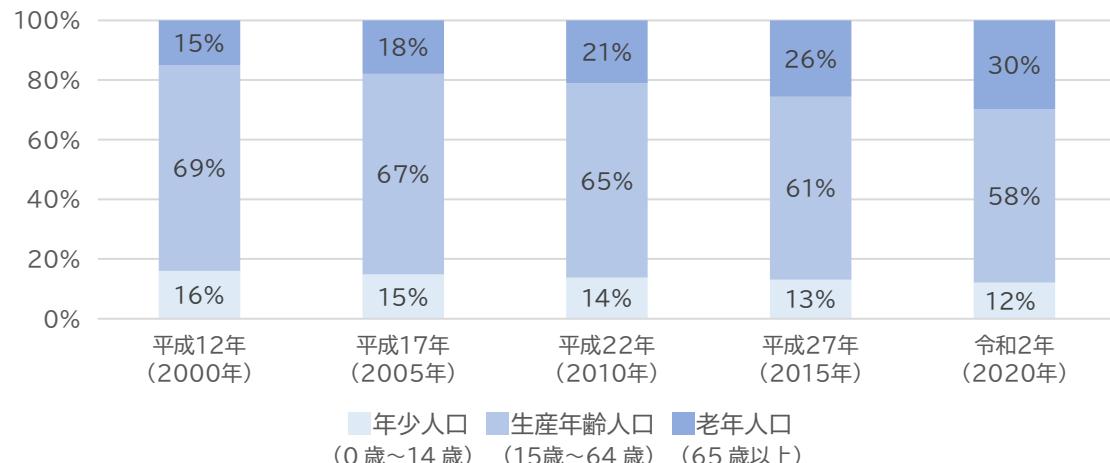
年齢構成では、20年間で高齢者の割合は2倍となっています。人口規模は安定しているものの、他の地域と同様に急速な高齢化が進んでいます。

(単位:人)



※出典:国勢調査

図2-13 東部地域における人口の変化



※出典:国勢調査

※年齢不詳人口は含めていない

図2-14 東部地域における年齢構成の変化

③ 公園の整備状況

東部地域は最も多くの公園が整備されている地域であり、合計 73 箇所の公園があります。整備されている公園のうち、約 9 割が開発事業に伴って整備されたものであり、それぞれの面積は比較的小規模となっています。このため、住民一人当たりの公園面積は 16.09 m²となっています。

表2-6 東部地域における公園の種類と数・面積

公園種類	都市公園	自然公園	開発公園
公園数	5 箇所	1 箇所	63 箇所
面積 (m ²)	39,402	319,419	92,768

ポケットパーク	その他公園	合計
—	4 箇所	73 箇所
—	57,942	509,531

(参考) 住民一人当たりの公園面積

- ・都市公園における住民一人当たりの公園面積

$$39,402 \text{ (m}^2\text{)} / 31,660 \text{ (人)} = 1.24 \text{ (m}^2/\text{人}\text{)}$$

- ・地域の公園における住民一人当たりの公園面積

$$509,531 \text{ (m}^2\text{)} / 31,660 \text{ (人)} = 16.09 \text{ (m}^2/\text{人}\text{)}$$

公園の配置状況については、主に住宅団地の開発が進む旭町地区や鯉淵地区を中心に、公園が集中しています。特にこれらの地域では、1 km²当たりに 20 箇所以上の開発公園が整備されており、公園の配置に偏りが見られる地域となっています。

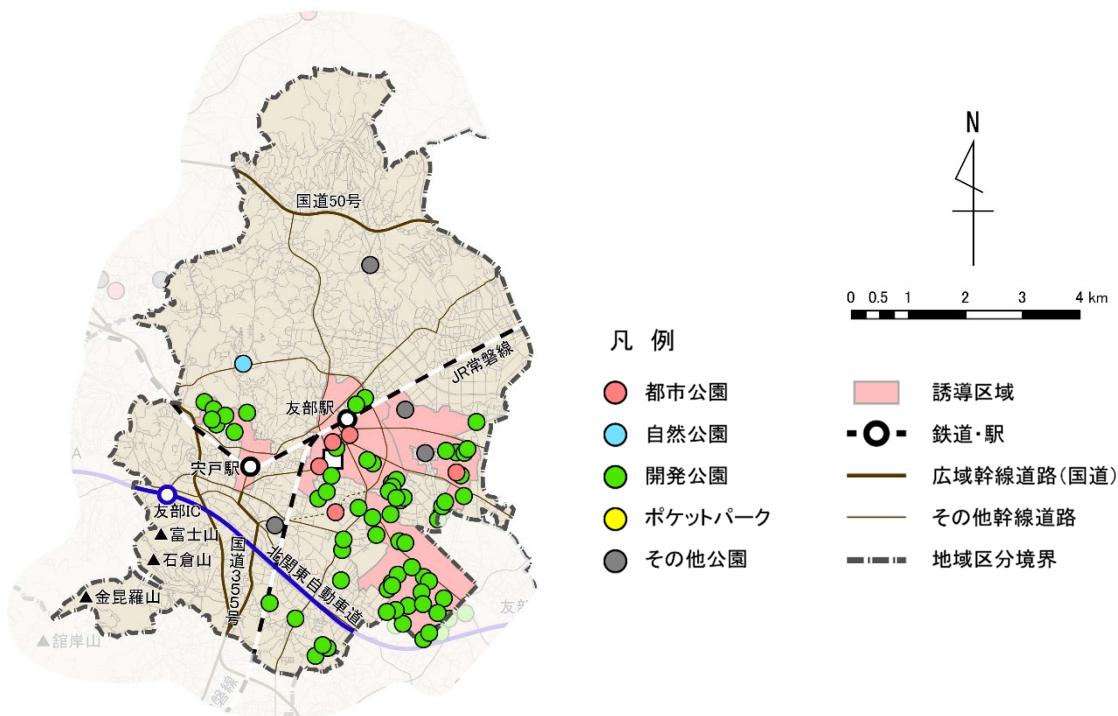


図2-15 東部地域における公園の位置

(4) 南部地域

① 地域概況（笠間市都市計画マスターplanより）

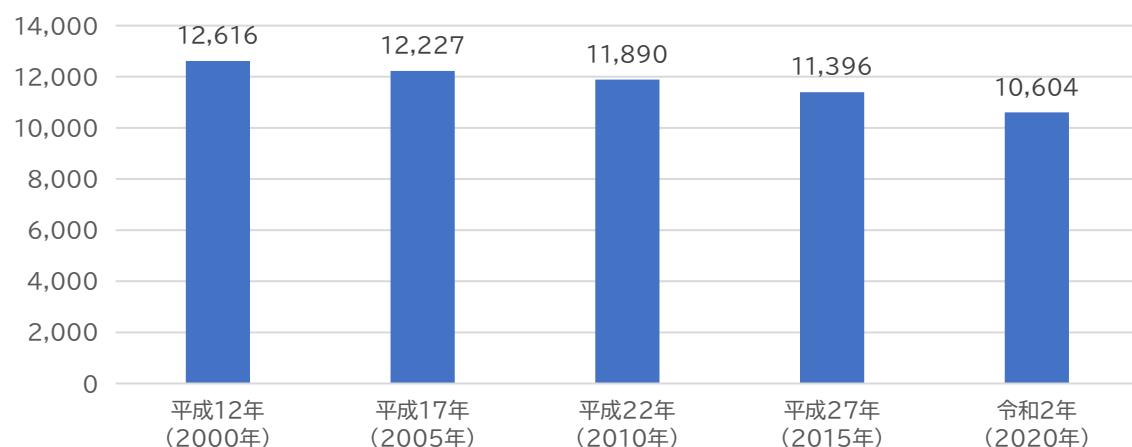
- ・岩間駅を中心に市街地が形成されています。
- ・地域の西部は山地丘陵地帯となっており、吾国愛宕県立自然公園に指定され、愛宕山には ETOWA KASAMA やハイキングコース等が整備され、地域南部の巴川沿岸、北部の桜川沿岸の平野部には緑豊かな田園環境が広がっています。

② 地域の人口

南部地域の人口は平成 12 年（2000 年）から令和 2 年（2020 年）までの 20 年間で、2,012 人減少となっており、緩やかではありますが、他の地域と同様に人口減少が進行している地域です。

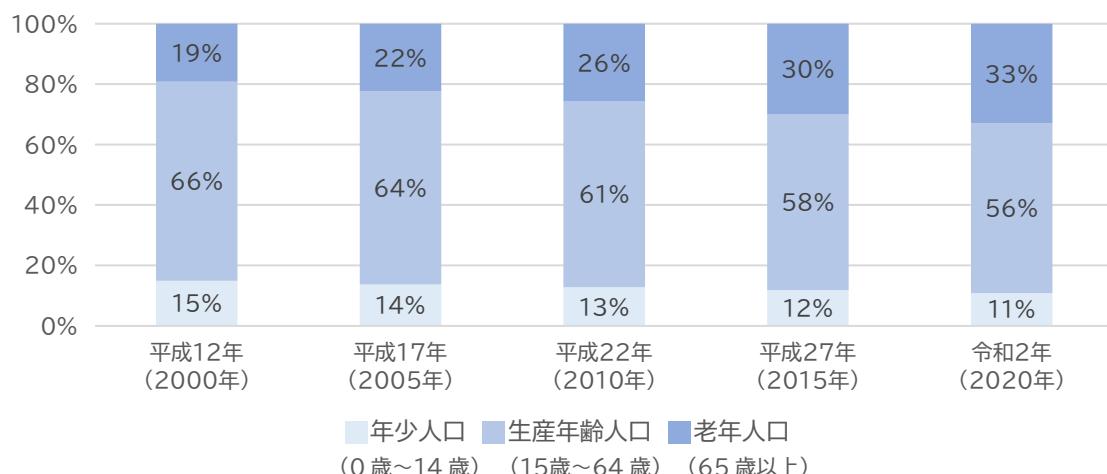
年齢構成では、北部地域と同様に 20 年間で年少人口は 4 %、生産年齢人口は 10 % 減少しており、少子高齢化が進む地域となっています。

（単位：人）



※出典：国勢調査

図 2-16 南部地域における人口の変化



※出典：国勢調査

※年齢不詳人口は含めていない

図 2-17 南部地域における年齢構成の変化

③ 公園の整備状況

南部地域には都市公園が整備されていませんが、自然公園であるあたご天狗の森が地域の公園面積を大きく占めており、住民一人当たりの公園面積は 27.72 m²となってています。

表2-7 南部地域における公園の種類と数・面積

公園種類	都市公園	自然公園	開発公園
公園数	—	1 箇所	14 箇所
面積 (m ²)	—	243,319	6,491

ホケットパーク	その他公園	合計
2 箇所	8 箇所	25 箇所
276	43,823	293,909

(参考) 住民一人当たりの公園面積

- ・都市公園における住民一人当たりの公園面積
 $0 \text{ (m}^2\text{)} / 10,604 \text{ (人)} = 0.00 \text{ (m}^2\text{/人)}$
- ・地域の公園における住民一人当たりの公園面積
 $293,909 \text{ (m}^2\text{)} / 10,604 \text{ (人)} = 27.72 \text{ (m}^2\text{/人)}$

公園の配置状況については、主に住宅団地の開発が進む市野谷地区や吉岡地区を中心に開発公園が集中しています。また、岩間駅西側にはホケットパークやその他公園が集中しており、最西部には自然公園であるあたご天狗の森が整備されています。

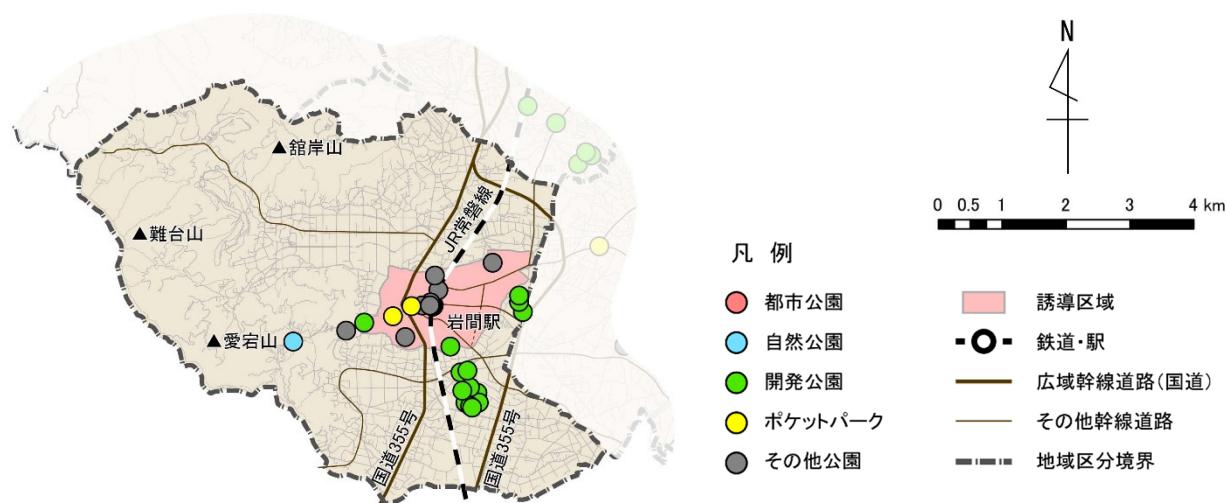


図2-18 南部地域における公園の位置

(5) 南東部地域

① 地域概況（笠間市都市計画マスターplanより）

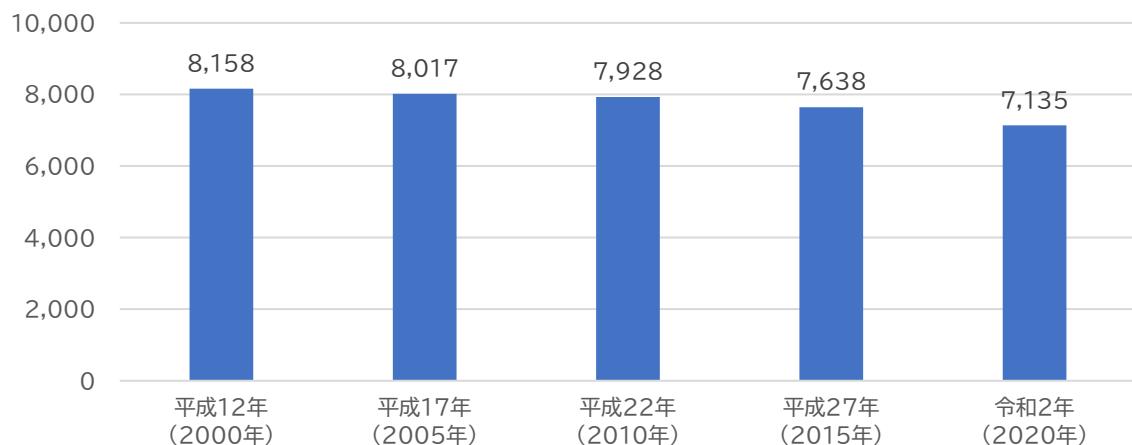
- 市域南東部の涸沼川中流部の平野に位置しており、常磐自動車道と北関東自動車道が通過しています。地域内には常磐自動車道岩間 IC や友部 SA スマート IC が設置されており、広域利便性に恵まれた地域となっています。
- 岩間工業団地周辺地域、安居・押辺工業地域、茨城中央工業団地の3つの工業系市街地が形成されています。

② 地域の人口

南東部地域は二番目に人口が少ない地域となっています。平成12年（2000年）から令和2年（2020年）までの人口は緩く減少傾向です。

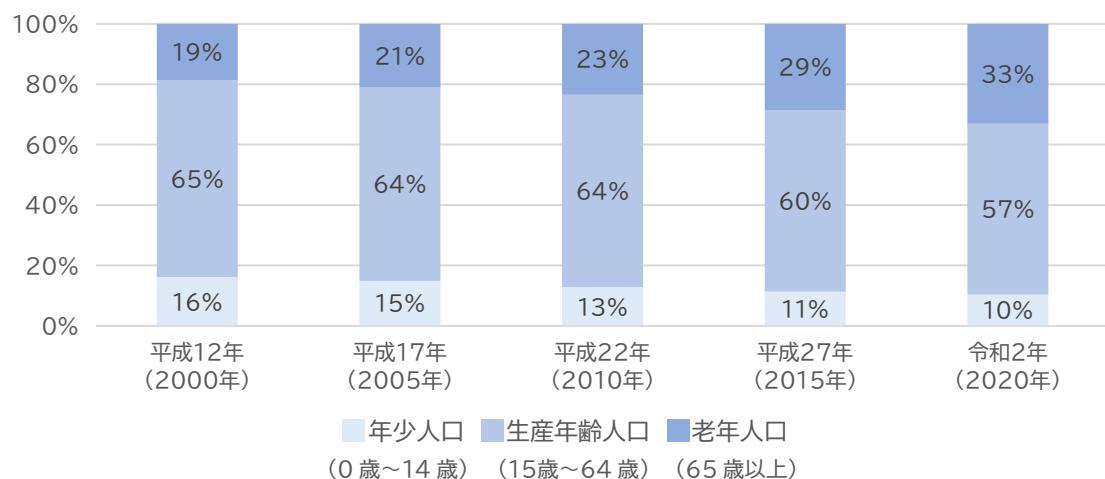
年齢構成では、20年間で年少人口が6%減少しており、他の地域と同様に少子高齢化が進む地域となっています。

（単位：人）



※出典：国勢調査

図2-19 南東部地域における人口の変化



※出典：国勢調査

※年齢不詳人口は含めていない

図2-20 南東部地域における年齢構成の変化

③ 公園の整備状況

南東部地域は二番目に公園数が少ない地域となっています。

地域の南部に位置する安居地区においては、工業団地の開発に伴い整備された緑地が多く配置されています。

表2-8 南東部地域における公園の種類と数・面積

公園種類	都市公園	自然公園	開発公園
公園数	2箇所	—	16箇所
面積 (m ²)	17,239	—	24,760
		合計	
ポケットパーク	1箇所	4箇所	23箇所
	103	99,701	141,803

(参考) 住民一人当たりの公園面積

- ・都市公園における住民一人当たりの公園面積

$$17,239 \text{ (m}^2\text{)} / 7,135 \text{ (人)} = 2.42 \text{ (m}^2/\text{人)}$$

- ・地域の公園における住民一人当たりの公園面積

$$141,803 \text{ (m}^2\text{)} / 7,135 \text{ (人)} = 19.87 \text{ (m}^2/\text{人)}$$

公園の配置状況については、主に工業団地の開発が進む安居地区を中心に公園が集中しています。また、東部地域に位置する旭町地区との境界付近には開発公園が点在しています。

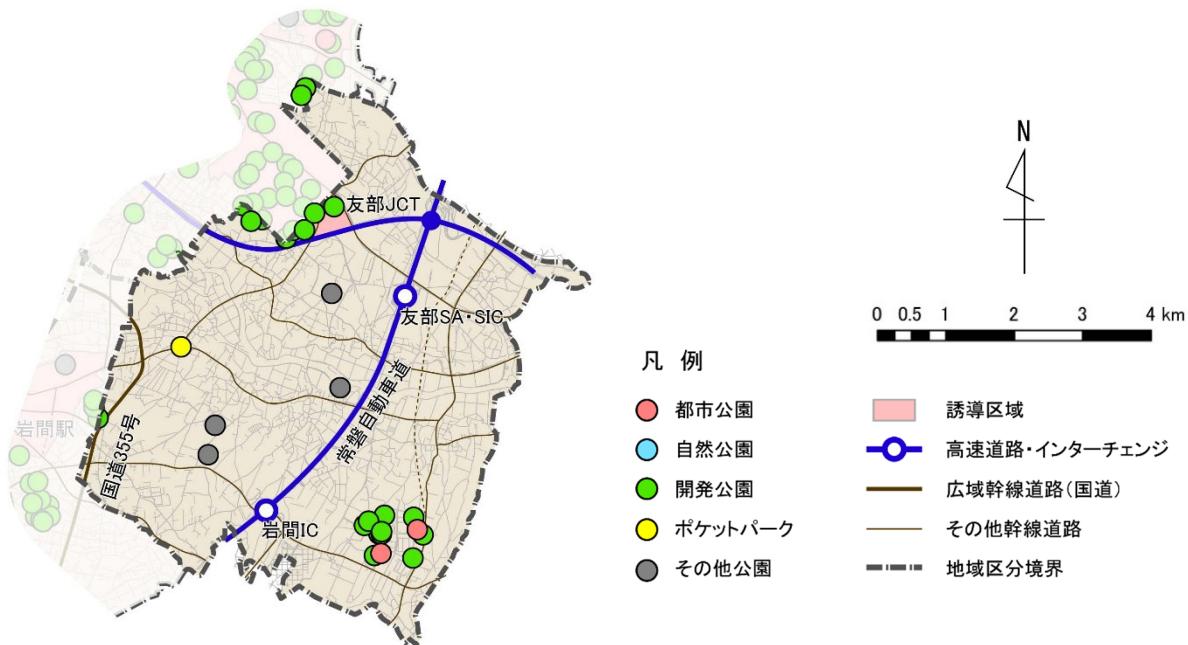


図2-21 南東部地域における公園の位置

2-4. 公園に対するニーズ調査

(1) 市民アンケート調査結果・抜粋

	内容
調査名称	公園の利用状況と今後の在り方に関するアンケート調査
調査方法	QRコードを添付したアンケート調査票を郵送し、WEBまたは調査票の回収により、集計・分析を行う。また、調査票の配布は地域ごとに行い、配布枚数は各地域の人口に応じた割合で決定する。
調査期間	令和6年(2024年)10月30日(水)～令和6年(2024年)12月31日(火) ※地域別懇談会で得た回答も含む
調査対象	18歳以上の笠間市民
調査対象数	2,000人
回収数	709件(回収率:約36%)

① 回答者の属性について

- 回答者の性別は「男性(46%)」よりも「女性(52%)」がやや多く、年齢層では「70歳代(22%)」が最も多い結果となりました。一方で「20歳代」は4%と、やや少ない状況です。

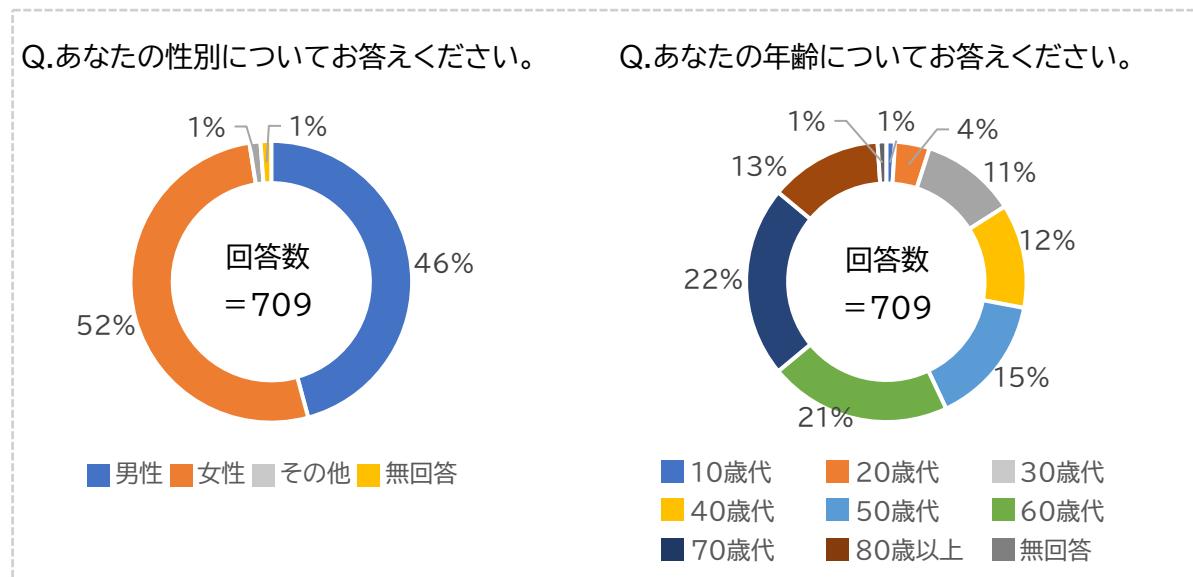


図2-22 回答者の属性

② 普段利用する公園の特徴について

- 利用する公園の特徴については、「駐車場がある公園（22%）」が最も多く、「トイレがある公園（21%）」、「ベンチやテーブルなどの休憩施設がある公園（18%）」、「自然がたくさんある公園（18%）」、「遊具や健康器具がある公園（12%）」が続く結果となりました。
- 一方で、「住宅や団地の隙間にある公園」や「遊具やベンチなどの施設がない、小さな公園」に対する回答率はいずれも2%以下となり、小規模公園の利用は限定的であることがわかります。

Q.あなたが利用する市内の公園について、特徴をお答えください。(複数回答可)
(回答数=1,494)

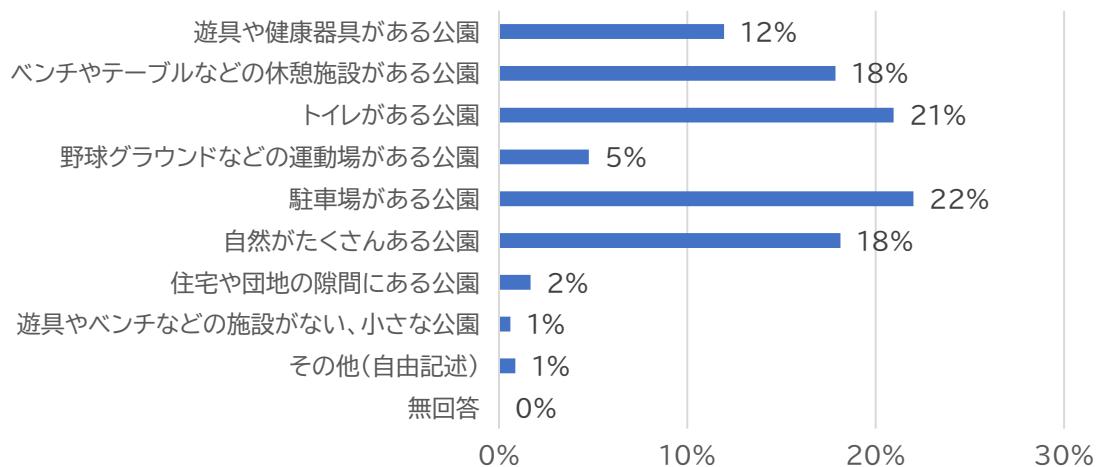


図2-23 利用する公園の特徴

③ 公園の利用目的について

- 公園の利用目的については、「散歩（32%）」が最も多く、次いで「子どもや孫と遊ぶ（20%）」となりました。
- 一方で、「公園の管理（清掃や除草）（3%）」は「その他（自由記述）（2%）」を除くと最も回答数が少ない結果となりました。

Q.あなたが利用する市内の公園について、目的をお答えください。(複数回答可)

(回答数=835)

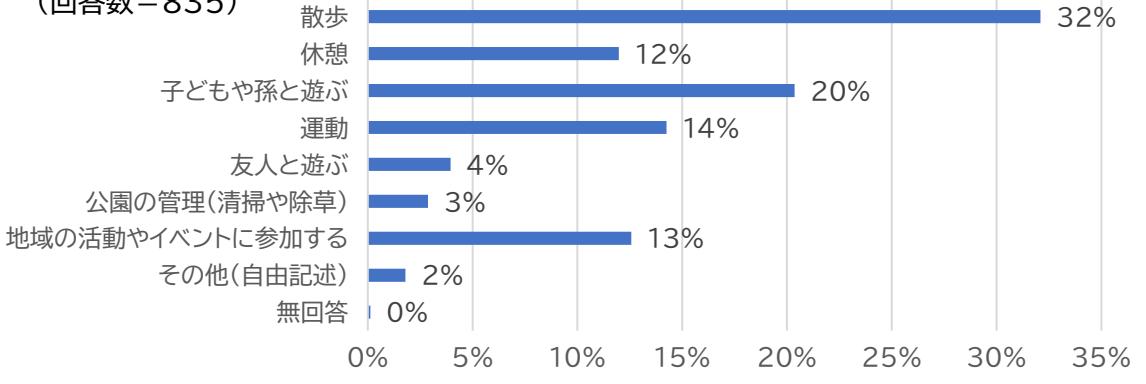


図2-24 公園の利用目的

④ 公園への交通手段について

- 公園への交通手段については、「自動車（72%）」が最も多く、次いで「徒歩（18%）」となりました。
- 自動車の利用が圧倒的に多いことから、数ある公園の中から利用先を選ぶ際の要素として、駐車場の有無は重要な判断基準となっていることが考えられます。

Q.あなたが利用する市内の公園について、交通手段をお答えください。(回答数=449)

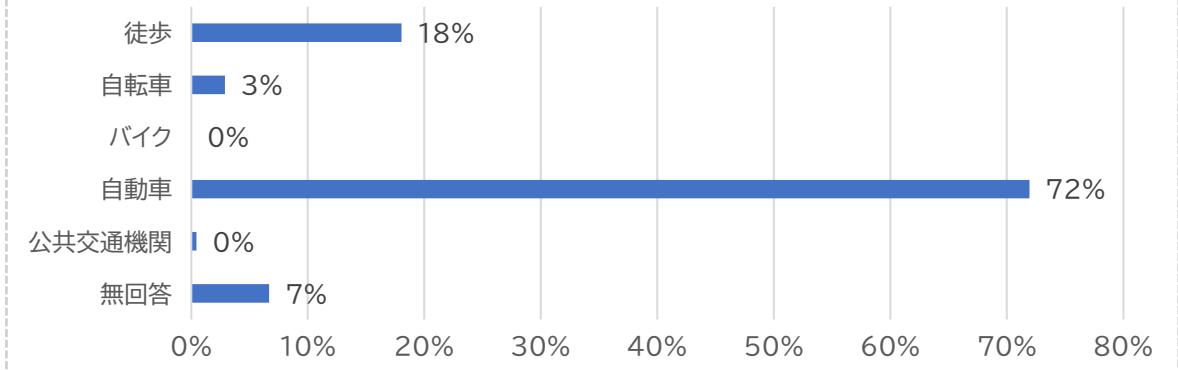


図2-25 公園への交通手段

⑤ 地域にある公園の認知度について

- 地域にある公園の認知状況については、「あまり知らない（56%）」が最も多く、次いで「半分ぐらい知っている（24%）」となりました。
- 「あまり知らない」、「全く知らない」と回答した人の合計割合は、「ほとんど知っている」、「だいたい知っている」の合計割合よりも6倍以上も多いことから、本市における公園に対する認知度は低く、公園として認識されていない場所もあることが考えられます。

Q.同封した資料には、お住いの地域に整備されている公園が示されています。あなたは地域の公園について、どのくらいの数を知っていますか。(回答数=709)

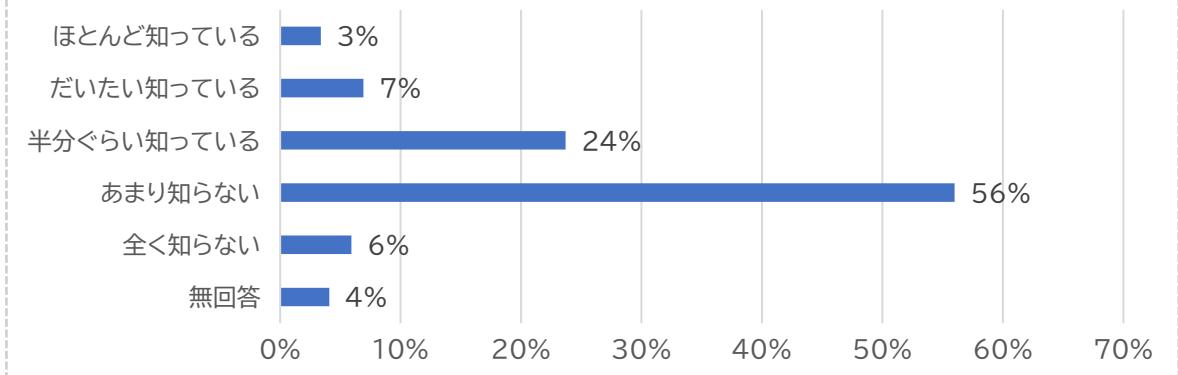


図2-26 公園の認知度

⑥ 今後の公園管理について

- 公園の管理については、「特にない、関われない（37%）」が最も多く、次いで「定期的に除草作業を行う（15%）」、「定期的に清掃作業を行う（12%）」となりました。
- 市民の4割近くが、公園の管理に関わることに対して難しいと感じているという結果でした。

Q. 身近にある小規模公園や緑地を今後も管理していくにあたり、あなたはどのように関わることができますか。（複数回答可）（回答数=1,000）

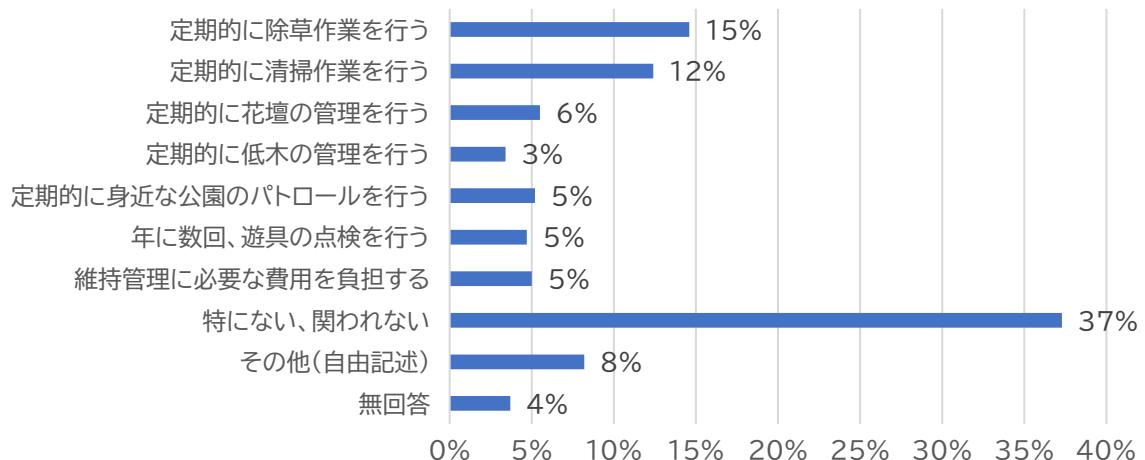


図2-27 公園管理への参加

⑦ 公園の適正配置に対する考え方について

- 適正配置に対する考え方については、「賛成（57%）」、「やや賛成（31%）」が多く、賛成側の回答が約9割を占める結果となりました。
- 利用されていない公園や管理が行き届かない公園に対して、改善が求められている状況であると考えられます。

Q. 「今後、効率的な維持管理を実施するために、あまり利用されていない小規模公園や緑地の数を減らしつつ、地域の重要な公園に対して機能や魅力の充実を図り、跡地を有効活用する。」という考え方に対して、あなたのお考えをお答えください。（回答数=709）

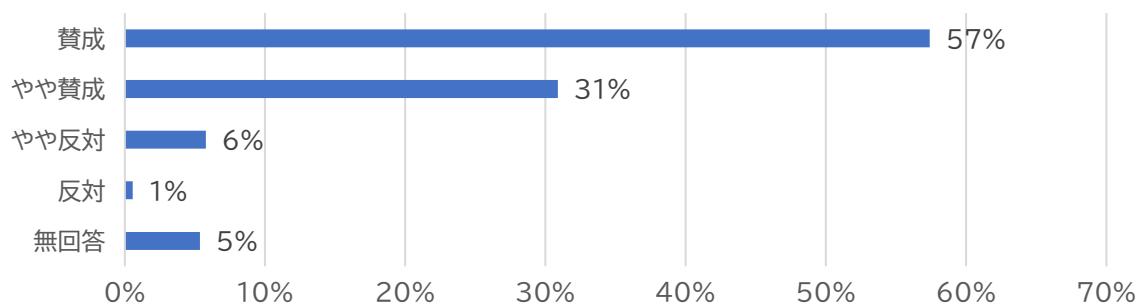


図2-28 適正配置に対する考え方

⑧ 公園の跡地活用について

- 公園や緑地の跡地利用については、「地域が農園や広場として利用する（25%）」、「地域が建物を建てる（20%）」が回答の上位となりました。
- 続いて、「民間事業者が農園や広場として利用する（19%）」、「民間事業者が建物を建てる（14%）」、「個人が農園や広場（庭）として利用する（8%）」、「個人が建物を建てる（8%）」が続く結果となりました。
- 個人利用よりも地域住民による利用が望まれる結果となりました。

Q.身近な小規模公園や緑地の数を減らした場合、どのような跡地利用にするべきだと思いま
すか。あなたのお考えをお答えください。(複数回答可)(回答数=1,307)

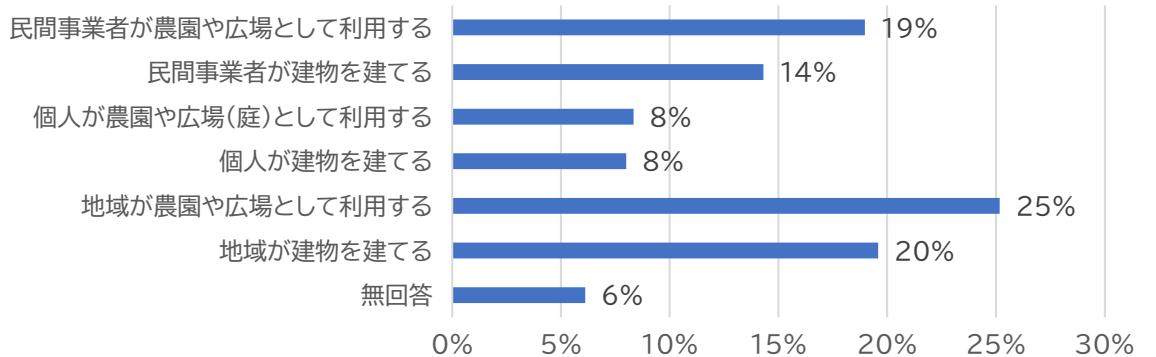


図2-29 公園の跡地活用方法

⑨ 大規模公園の整備方針について

- 大規模公園の整備については、「災害時の避難地・防災拠点となる公園（21%）」が最も多く、次いで「子育て・健康づくりが充実した公園（20%）」、「イベントや人が集まる空間がある公園（17%）」となりました。
- 小規模公園では貰えない防災機能や、平常時における世代交流や活性化の場としての機能が求められていることが考えられます。

Q.都市公園や自然公園などの大きな公園に対して、今後特に重視すべき整備方針について、
あなたのお考えを答えください。(回答数=1,898)

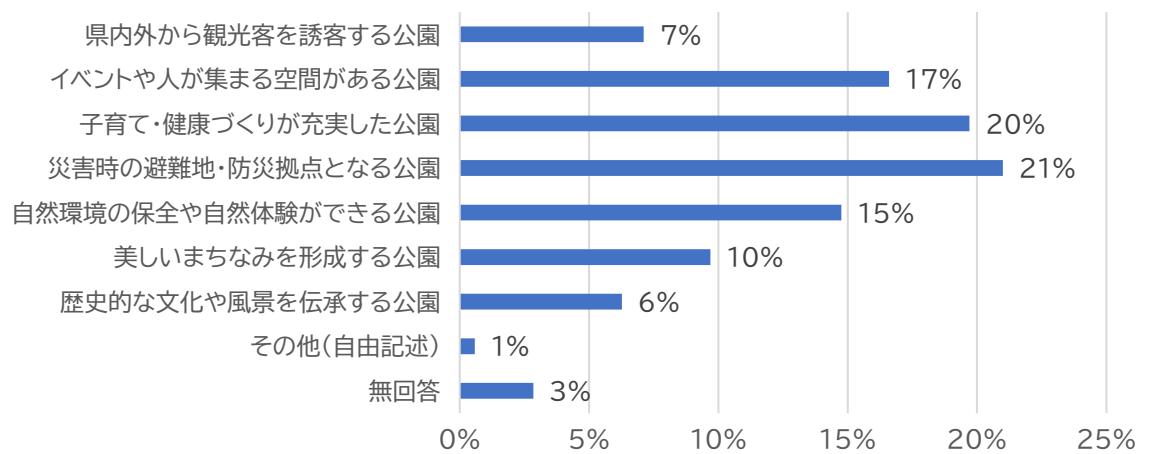


図2-30 大規模公園の整備方針

(2) 地域別懇談会結果・抜粋

	内容
調査名称	地域別懇談会
調査方法	地域別に計5回開催し、懇談会形式で公園に対する意見を収集する。
調査期間	北部地域：令和6年（2024年）11月24日（日）10:00～11:30 南東部地域：令和6年（2024年）11月27日（水）19:00～20:30 西部地域：令和6年（2024年）11月28日（木）19:00～20:30 南部地域：令和6年（2024年）11月30日（土）10:00～11:30 東部地域：令和6年（2024年）11月30日（土）14:00～15:30
調査対象	笠間市民
調査対象数	一
参加者	合計24名 ※重複者含む

① 普段、地域住民が利用する公園について

- 市内では地域によって公園の認知度や利用頻度に差があり、特に公園数の少ない地域では公園の利用は限定的です。一方で、住民による管理活動も一部で見られ、公園への関わり方は地域ごとに多様です。

■ 北部地域

- たまにベンチで休むこともあるが、遊んでいる人を見かけることは少なくなった。
- 赤坂前児童公園、亀ヶ橋北児童公園、大池公園などの都市公園は子どもの頃に利用していたが、鷹匠町児童公園や程島児童公園についてはあることも知らない。
- 昔は鷹匠町児童公園近くに親戚が住んでいたため、利用することもあったが、現在は利用していない。

■ 西部地域

- 昔はスポーツ少年団で南山スポーツ公園や福原運動公園を利用していたが、今は南山スポーツ公園でグラウンドゴルフを少し楽しむのみ。
- 今の少年団は高田運動公園を利用しており、地域としても公園は少ないため、公園になじみのない地域であると思う。

■ 東部地域

- 子どもと遊ぶ際は、笠間中央公園や北川根ふれあい広場を利用する。身近では自転車の練習やボール遊びができる公園が少ない。
- 柿橋団地の開発公園では利用する人は見られず、管理も非常に苦労しているため、管理を市にお願いしたい。

■ 南部地域

- 岩間周辺では公園を利用せず、車で笠間工芸の丘まで来て散歩をしている。
- 第一東宝ランド内の4公園について、地域で管理組織を立ち上げて管理を行っている。遊具を利用する子どもが最近では見受けられる。第一東宝ランドの4公園以外に緑地があつたことは知らなかった。

■ 南東部地域

- 公園の付近を通った際に、トイレを利用するぐらいである。

② 優先的に整備する公園と廃止を検討する公園について

- ・地域住民からは、利用頻度の高い公園の維持管理には協力する意向が見られた一方、利用されていない公園の管理には課題があるといった意見がありました。特に小規模な開発公園や管理体制が不明確な公園については、維持管理のあり方に対する懸念が示されています。
- ・一方で、公園の廃止には慎重な意見もあり、地域に応じた柔軟な活用も求められています。

■北部地域

- ・維持管理については、普段から使っている公園に対して管理を行わなければならない状況であれば協力しても良いと思うが、使っていない公園に対して管理することは難しい。
- ・新しい公園をつくるのであれば、小さな子どもを連れて、身近で遊べるような場所や、市街地のような場所にあれば良いのではないか。
- ・自分自身が住んでいる地域では、人が集まって公園を管理するといった様子はあまり見かけないが、声をかけられた際は実施しても良いと思う。

■西部地域

- ・昔は、少年団が利用する際に清掃なども行っていた。
- ・世代が代わり、誰がどんな管理をしているのかも知らない人が多い。今では草刈りもしたことがない人もいる。
- ・新しい公園を作つてほしいという要望があれば、地域交流センターのような場所に公園機能を導入してはどうか。

■東部地域

- ・旭町地区には開発の際にできた小さな土地（公園）がたくさんあり、管理しきれていないのが現状である。
- ・年に数回の管理を行つてゐるが、草刈りや植栽の管理者は高齢化してきており、大変である。
- ・シルバー人材センターに草刈りを依頼しているが、今年は断られてしまい、非常に苦労した。自治会の予算でも草刈りに充てる費用は高く、地域住民が集まって実施しているが、若い方は自治会にも参加していないため、人を集めにくい状況である。
- ・公園を知るきっかけづくりとして、地域の小学校などに公園管理を授業の一環で実施してもらうのはどうか。

■南部地域

- ・以前は班別で管理を行つてゐたが、なかなか上手くいかず、草だらけであった。今は公園管理チームを立ち上げ、18人で月に1～2回、仲よし公園やさつき公園などの4公園で管理を行つてゐる。管理をしてからは子どもが遊具で遊ぶ姿も見ることができ、地域の方から感謝され、とてもやりがいを感じている。
- ・公園から発生した落ち葉は腐葉土として地域住民に配布している。
- ・公園の管理者や実施内容についても地域に周知される仕組みが必要である。

■南東部地域

- ・公園の廃止については反対する。
- ・市内では人口が減つてきているが、廃止は積極的なやり方ではない。もっと工夫して利用されるものを提供すべき。

③ 廃止した公園の跡地活用について

- ・廃止した公園の跡地については、防災拠点や駐車場などへの転用を求める意見がある一方で、引き続き公園として利用することを望む意見もあります。公園の廃止に限らず、地域の事情に応じて引き続き公園として活用することも、重要な選択肢となります。

■北部地域

- ・芝生でなくても防災倉庫やかまどベンチなどを設置し、有事の際に利用できる場所があると良い。
- ・鷹匠町児童公園などは笠間稲荷神社の近くにあり、年末年始は特に車の駐車問題も発生するため、そういった場所は駐車場にしてはどうか。
- ・固い舗装にして、通常時にはバスケやフットサルができる場所として提供し、必要となつた場合には駐車場として活用できるなど、複数の機能を持たせてはどうか。

■西部地域

- ・消防団で使用していた跡地を、地域で管理する碎石置き場として活用したことがある。碎石は道路の補修として使った。
- ・まずは土地を利用したい人を探すべき。それが無ければ地域で活用方法を考えて、有効に活用してもらう。
- ・身近な公園が無くなるということを地域の人にも実感してもらわないといけない。

■東部地域

- ・道路に駐車している車があるので、駐車場として活用されるのは良いと思うが、その人専用の場所になってしまふ。有料にすると地域では利用されなくなる。
- ・舗装するだけで草刈りなどの管理が不要になるので、維持管理は簡単になる。
- ・笠間市内ではバスケなどのボール遊びができる場所もないため、ボールが飛び出さないネットや壁打ちできる環境が整った広場があるとよい。
- ・土地の利用については、地域の意見を聞いてから判断して欲しい。

■南部地域

- ・落ち葉を集めて堆肥施設に持っていき、お金にしている事例がある。こういった作業ができるよう、落ち葉を蓄えられるスポットがあると良い。
- ・使いにくい場所は舗装して道路にすることも考えられる。
- ・第一東宝ランドには防災用の備蓄倉庫がないため、広場にあってもいいのではないか。
- ・無人販売店など、買い物などができる場所があると面白い。移動販売の場所としての広場や、自動販売機の設置も考えられる。

■南東部地域

- ・人がいなくても行きたくなるような仕組みがあればいいのではないか。
- ・公園は減らさず、管理についてはロボットなどを活用して草刈りをすればいいと思う。

(3) 区長アンケート調査結果・抜粋

	内容
調査名称	公園の利用状況と今後のあり方に関するアンケート調査
調査方法	調査票の回収により、集計・分析を行う。
調査期間	令和6年(2024年)12月19日(木)～令和7年(2025年)1月10日(金)
調査対象	各地域の区長
調査対象数	309人
回収数	210件(回収率:約68%)

① 区内における公園の利用状況について

- 公園の利用については、「子どもや孫と遊ぶ(19%)」や「散歩(16%)」に対する回答が多い結果となりました。
- 市民アンケートと同様に、公園は日常的な健康維持の場や家族とのふれあいの場所として利用されている傾向です。

Q. 利用されている公園があると答えた公園は、来た人にどのように利用されていますか。

(複数回答可)(回答数=230)

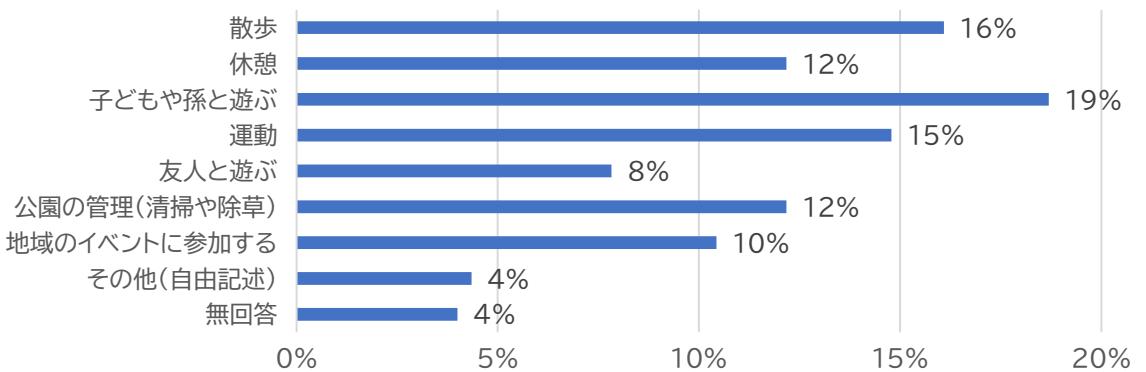


図2-31 区内の公園利用状況

② 区内における公園の認知度について

- 公園の認知度については、「あまり知らない(59%)」が最も多く、管理に携わることが多い区長においても、公園として認識されていない場所が多いことがわかります。

Q. 同封した資料には、お住いの地域に整備されている公園が示されています。あなたは地域の公園について、どのぐらいの数を知っていますか。(回答数=210)

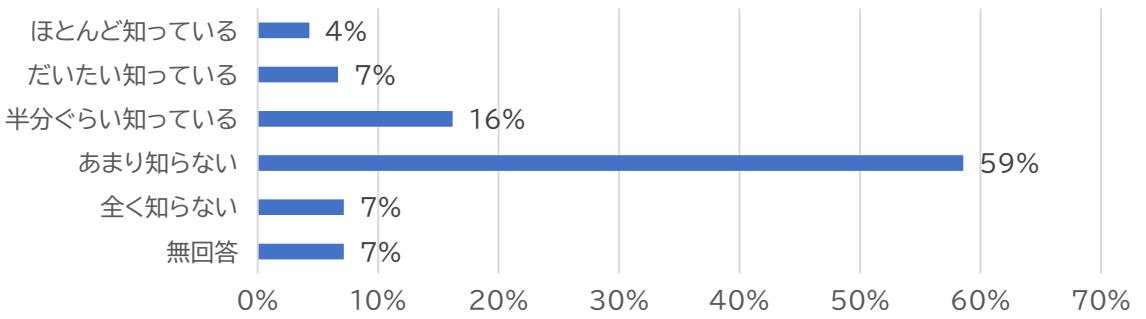


図2-32 区内の公園認知度

③ 区内における公園管理の有無について

- 公園の管理については、区内の公園の有無に問わず、回答者の 18%が「区として管理している公園がある」と回答しました。
- 公園の利用ニーズは一定数存在するものの、管理体制が追いついておらず、公園管理が困難になりつつある状況が考えられます。

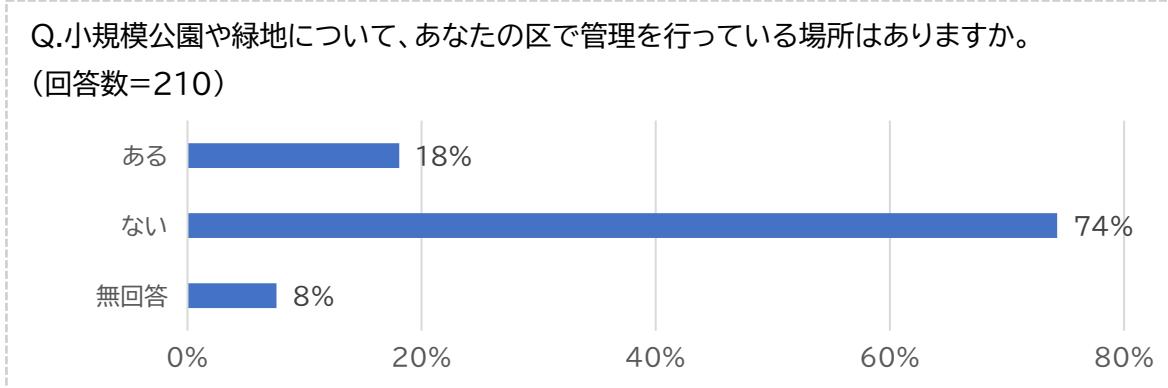


図2-33 区内で管理されている公園

④ 区内における公園管理の状況について

- 公園の管理状況については、「無回答 (66%)」が多数を占めましたが、回答があった中では「十分に管理されている (14%)」が最も多いた結果となりました。
- 一方で、「あまり管理されているとは思えない」、「全く管理されていない」も一定数の回答がみられることから、一部の公園では管理体制に課題があることが考えられます。

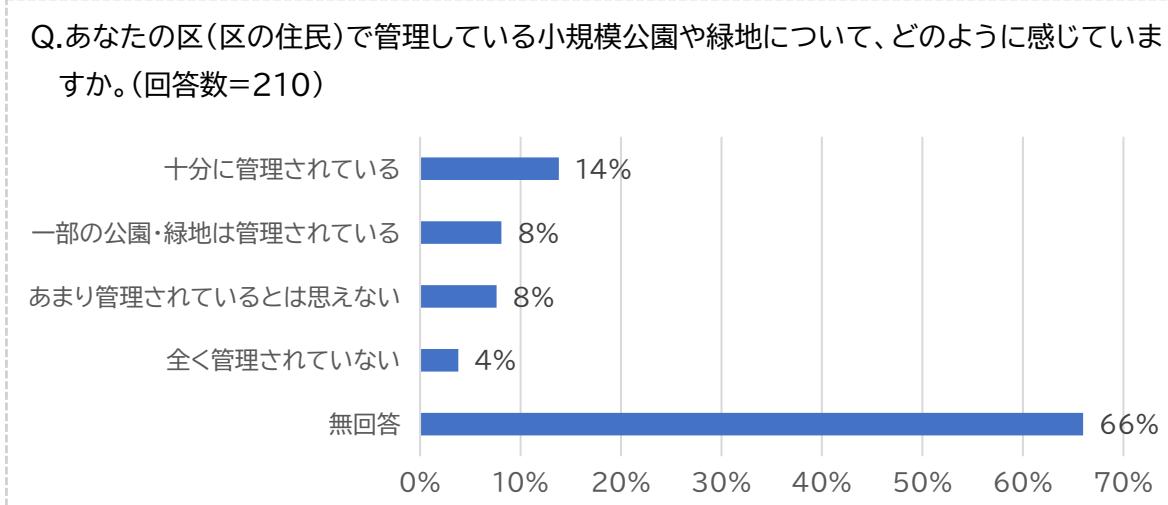


図2-34 公園の管理状況

⑤ 今後の公園管理について

- 今後の公園管理については、無回答を除き、「定期的に除草作業を行う（17%）」が最も多く、次いで「定期的に清掃作業を行う（13%）」となりました。
- また、「特にない、関われない（10%）」の回答はあるものの、一部の地域では管理活動を継続・実施する意向があることがわかります。

Q.今後の公園管理について、あなたの区ではどのように関わることができますか。

(複数回答可)(回答数=278)

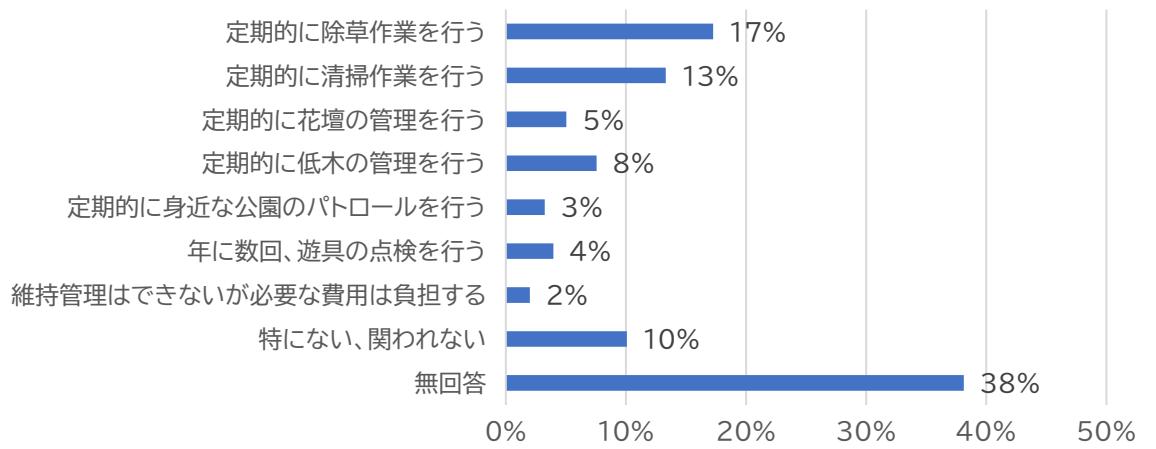


図2-35 公園管理への参加

⑥ 公園の適正配置に対する考え方について

- 適正配置に対する考え方については、市民アンケートと同じように、「賛成」、「やや賛成」が大半を占める結果となりました。
- これまでの回答結果を踏まえると、地域の実情やニーズに即した活用のあり方が、公園の適正配置において求められていることが示唆されます。

Q.「今後、効率的な維持管理を実施するために、あまり利用されていない小規模公園や緑地の数を減らしつつ、地域の重要な公園に対して機能や魅力の充実を図り、跡地を有効活用する。」という考え方に対して、あなたのお考えをお答えください。(回答数=210)

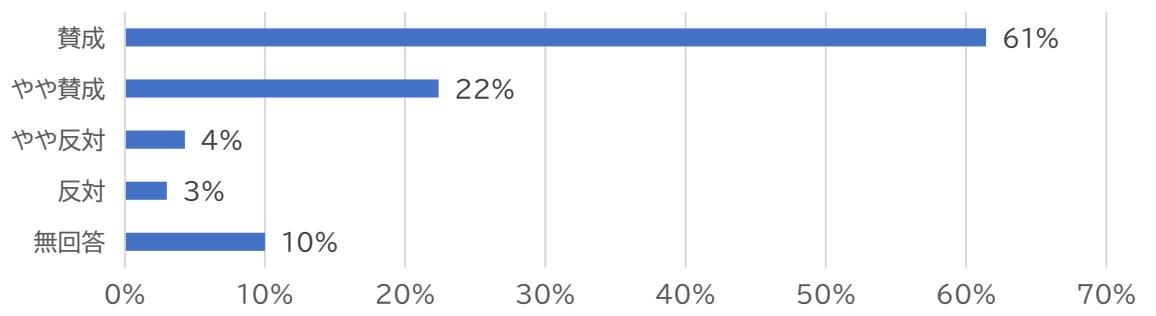


図2-36 適正配置に対する考え方

⑦ 公園の跡地活用について

- ・跡地の活用に関しては、民間事業者による利活用にも一定の期待が寄せられています。

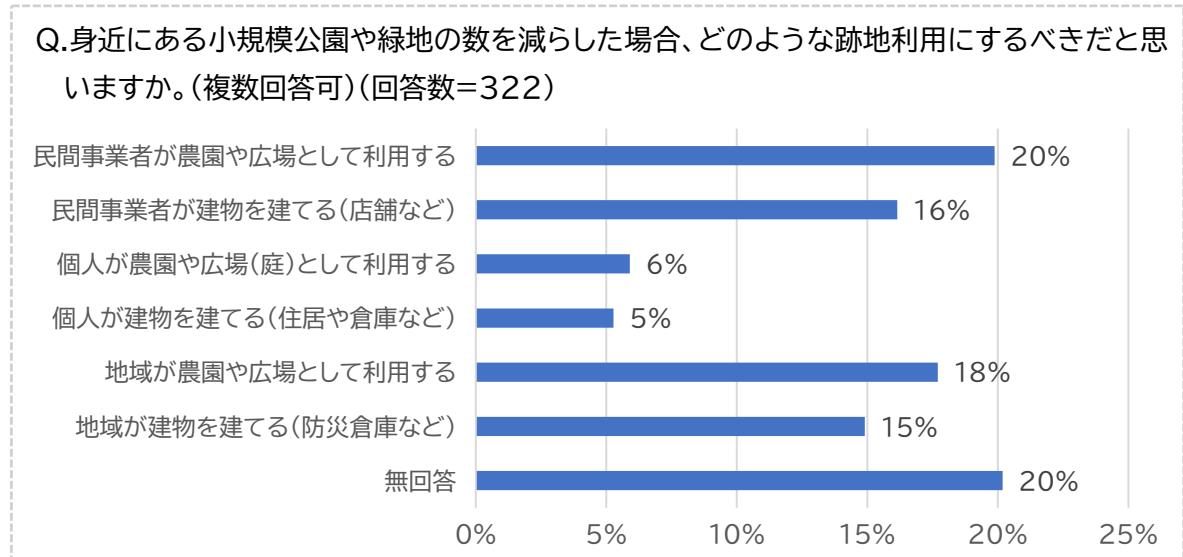


図2-37 公園の跡地活用方法

(4) 児童・生徒アンケート調査結果・抜粋

	内容
調査名称	公園の利用状況と今後の在り方に関するアンケート調査
調査方法	WEB アンケート
調査期間	小・中学生：令和7年（2025年）6月2日（月）～ 令和7年（2025年）6月18日（水） 高校生：令和7年（2025年）6月2日（月）～ 令和7年（2025年）6月27日（金）
調査対象	以下の学校に通う小学生、中学生、高校生 ・笠間小学校 ・稲田小学校 ・宍戸小学校 ・友部小学校 ・北川根小学校 ・大原小学校 ・友部第二小学校 ・岩間第一小学校 ・岩間第二小学校 ・岩間第三小学校 ・笠間中学校 ・稲田中学校 ・友部中学校 ・友部第二中学校 ・岩間中学校 ・みなみ学園義務教育学校 ・笠間高等学校 ・IT未来高等学校 ・日本ウェルネス高等学校
調査対象数	5,698人
回収数	1,298件（回収率：約23%）

① 回答者の学年について

- 児童・生徒を対象としたアンケートでは、回答者の学年は「小学校1年生」と「中学校1年生」がそれぞれ10%と最も高い結果となりました。その他の学年についても、いずれも7%以上の回答があり、小学生から高校生まで概ね均等な割合で回答が得られました。

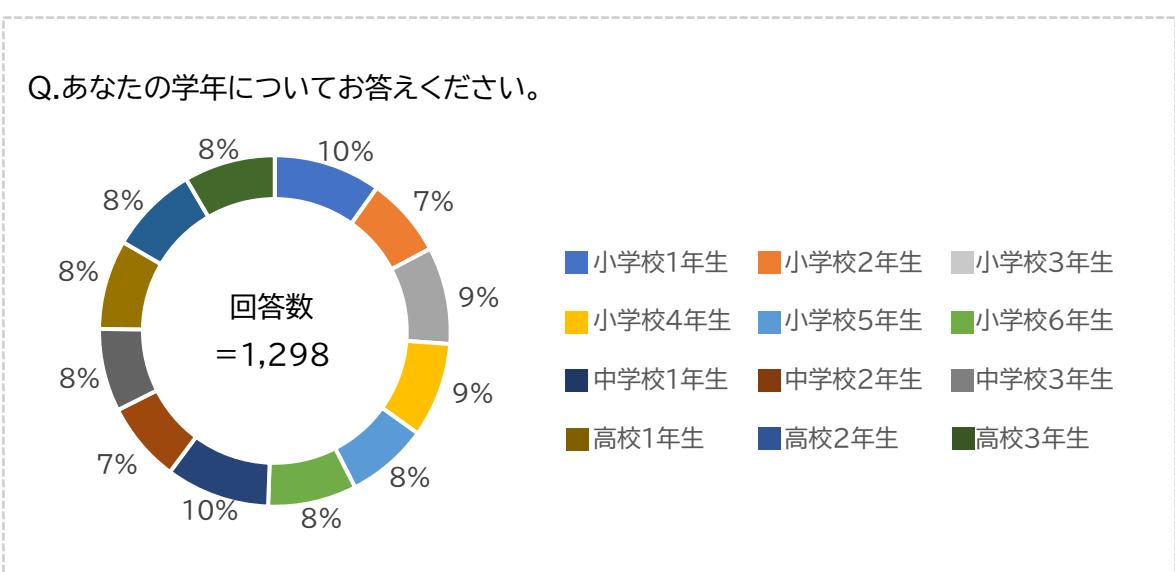


図2-38 回答者の属性

② 公園の利用頻度について

- 公園の利用頻度については、「ほとんど遊ばない（41%）」が最も多く、次いで「ときどき遊ぶ（1ヶ月に1～2回くらい）（38%）」という結果になりました。
- 利用頻度が低い傾向が見られることから、公園が日常的な遊びや過ごし方の選択肢として、十分に活用されていない可能性があると考えられます。

Q.あなたは、公園でどのぐらい遊びますか。（回答数=1,298）

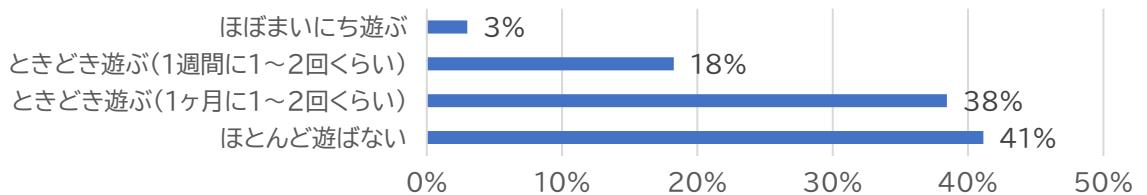
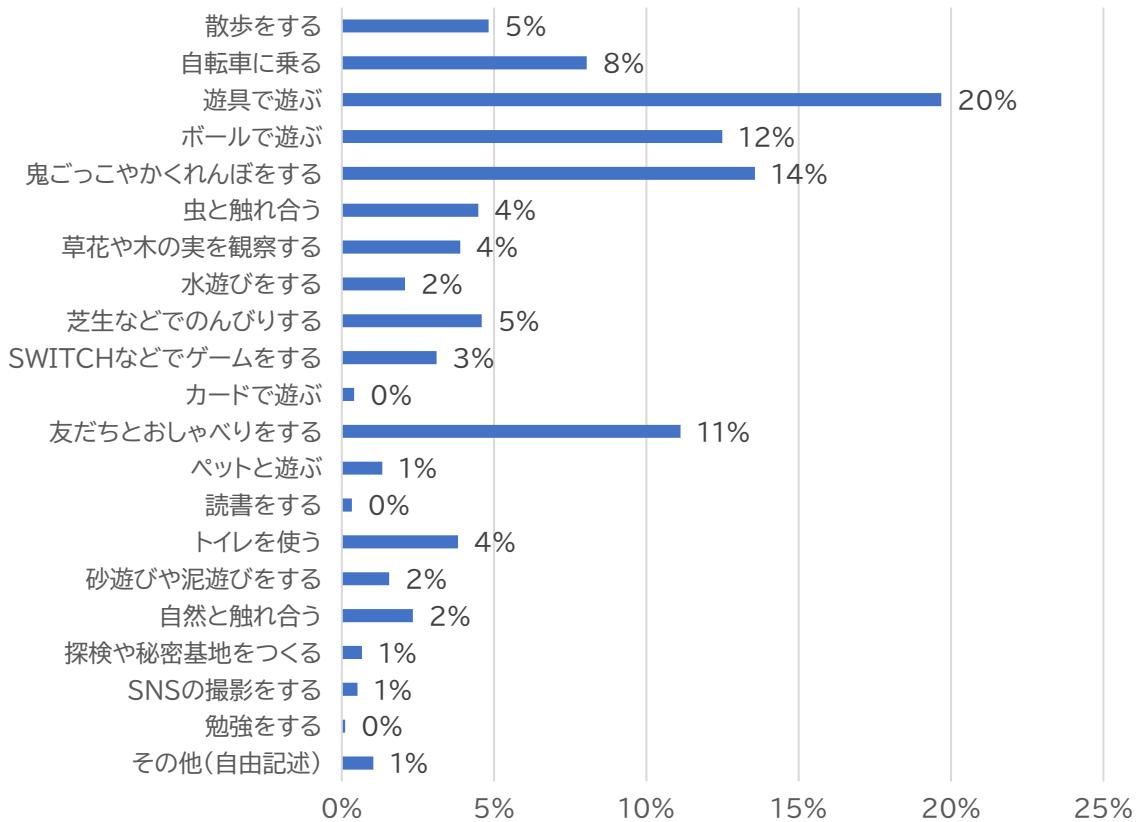


図2-39 公園の利用頻度

③ 公園の利用方法について

- 公園での遊び方については、「遊具で遊ぶ（20%）」が最も多く、次いで「鬼ごっこやかくれんぼをする（14%）」、「ボールで遊ぶ（12%）」という結果になりました。
- いずれの回答も2割以下であり、特定の遊びに集中しているわけではなく、遊び方が分散している傾向も見られます。

Q.あなたは、公園で何をして遊びますか。（複数回答可）（回答数=2,698）



※「砂遊びや泥遊びをする」、「自然と触れ合う」、「探検や秘密基地をつくる」は小・中学生のみの選択肢
※「SNSの撮影をする」、「勉強をする」は高校生のみの選択肢

図2-40 公園の利用方法

④ 公園を利用しない理由について

- ・近年では、塾や習い事、スマートフォンの影響により、児童・生徒の余暇時間の使い方も多様化している傾向があります。そういった要因もあり、公園であまり遊ばない理由については、「遊びに行く時間がない（20%）」、「遊ぶ理由がない（20%）」、「遊びたいものがない（17%）」が主な回答となりました。
- ・また、回答の上位には「公園が近くにない（16%）」も含まれており、地域の公園に対する認知度が十分でない可能性もあります。身近な公園の存在や役割が十分に理解されていないことが、公園利用の低下につながっていると考えられます。

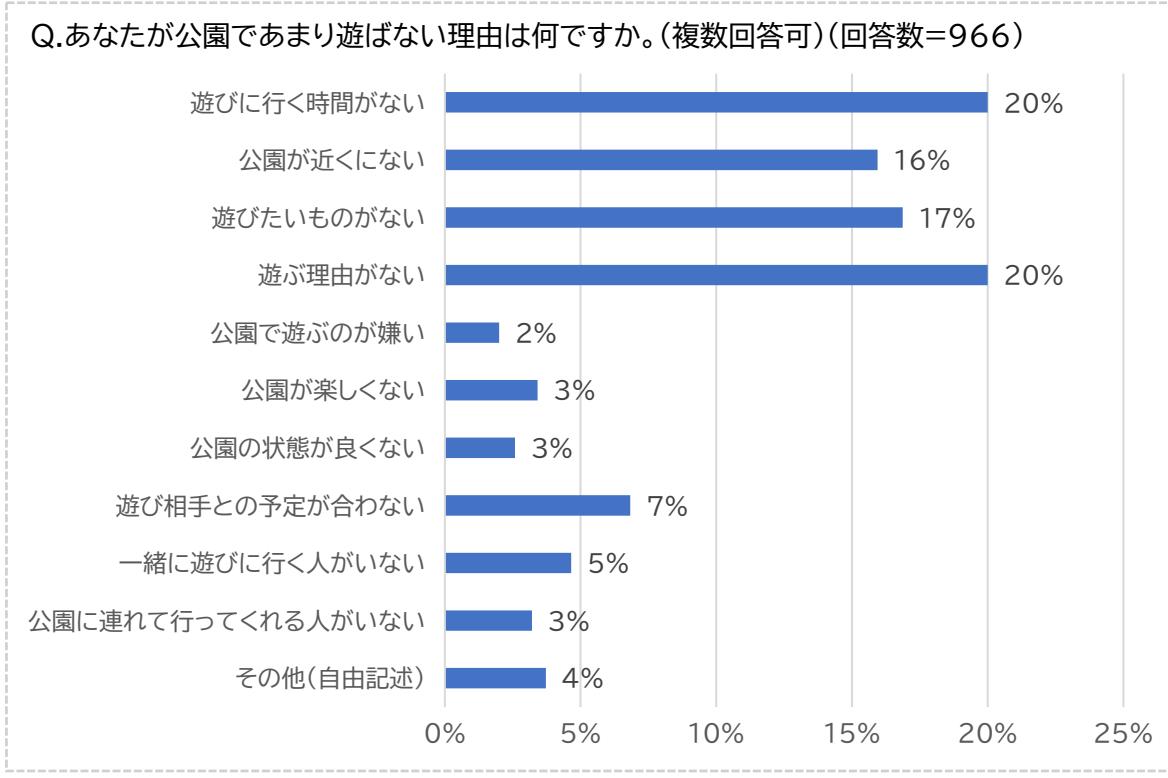
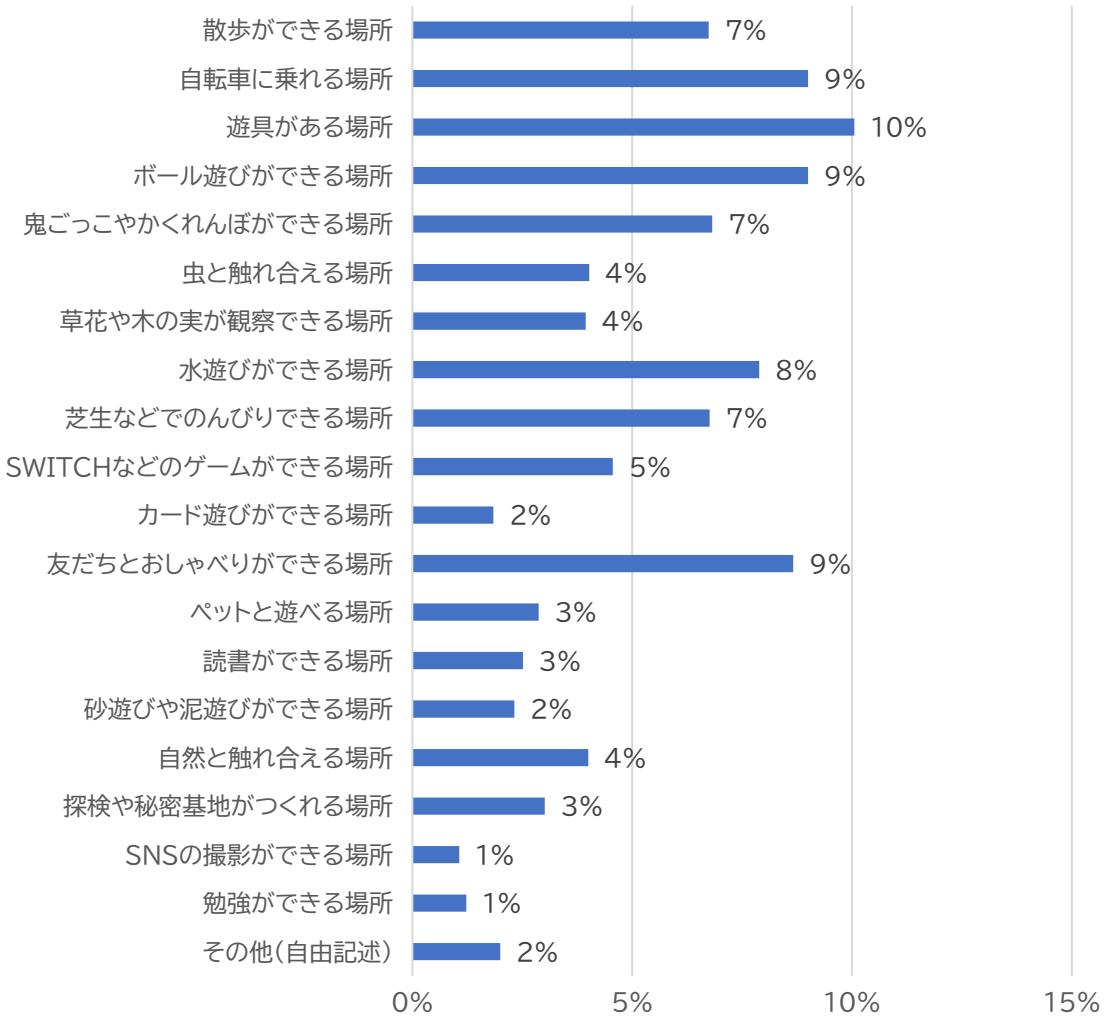


図2-41 公園を利用しない理由

⑤ 望まれる場所について

- あつたらいいと思う場所については、「遊具がある場所（10%）」が最も多く、次いで「自転車に乗れる場所（9%）」、「ボール遊びができる場所（9%）」、「友だちとおしゃべりができる場所（9%）」となりました。
- 交流や休憩の場としての機能も重視されていることから、単なる遊び場としてだけでなく、多機能で居心地の良い空間が求められていると考えられます。

Q.あなたは、近くにどんな場所があるとうれしいですか。(複数回答可)(回答数=5,044)



※「砂遊びや泥遊びができる場所」、「自然と触れ合える場所」、「探検や秘密基地がつくれる場所」は小・中学生のみの選択肢

※「SNS の撮影ができる場所」、「勉強ができる場所」は高校生のみの選択肢

図2-42 望まれる場所

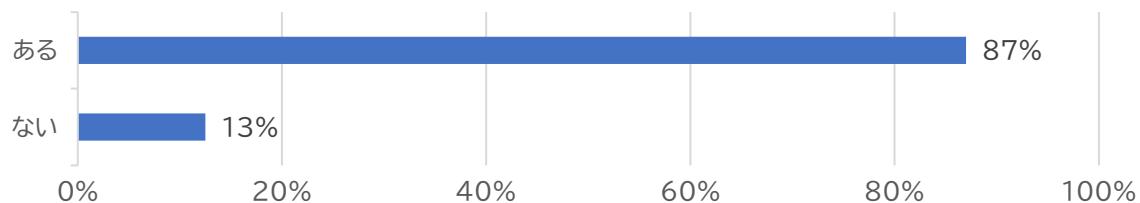
(5) 教育・保育施設ヒアリング調査結果・抜粋

	内容
調査名称	公園の利用状況と今後のあり方に関するヒアリング調査
調査方法	教育・保育施設の先生方に対面でヒアリングを実施。
調査期間	令和7年(2025年)6月10日(火)～令和7年(2025年)6月12日(木)
調査対象	教育・保育施設の先生
調査対象数	18施設 ※18施設のうち、2施設は一体的に運用されているため、実質的な回答数は16施設となる。

① 園の周辺の遊び場所について

- ・園の周辺に遊びに行く場所については、「ある(87%)」と回答した園が多い結果となりました。
- ・利用している公園については、市内でも比較的面積が大きく、施設が充実している公園が挙げられました。

Q.園の周辺に遊びに行く場所はありますか。(回答数=16)



(参考)実際に利用している場所について

- ・笠間中央公園
- ・笠間市総合公園
- ・山ろく公園
- ・笠間芸術の森公園
- ・岩間駅西口多目的広場

図2-43 園周辺の遊び場所

② 公園の利用頻度について

- ・公園の利用頻度については、「年に数回利用する(55%)」が最も多い結果となりました。
- ・園における公園の利用は少ない傾向にあります。

Q.公園や広場などではどれぐらいの頻度で遊ばせますか。(回答数=16)

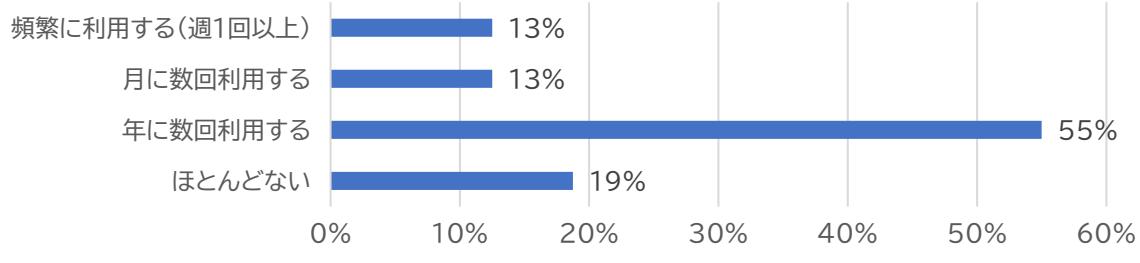


図2-44 公園の利用頻度

③ 公園を利用しない理由について

- ・公園を利用しない理由については、「その他（42%）」を除くと、「公園が近くにない（37%）」が最も多い結果となりました。
- ・「公園が近くにない」と回答した園の中には、公園までの移動手段が確保されておらず、アクセスが困難であるとの声も聞かれました。
- ・「その他（42%）」には、安全面での不安や事故などのリスクを回避するためといった内容や、職員体制の確保に課題があるなど、安全性の確保に関する回答がありました。

Q.公園や広場などあまり遊ばせない理由は何ですか。(複数回答可)(回答数=19)

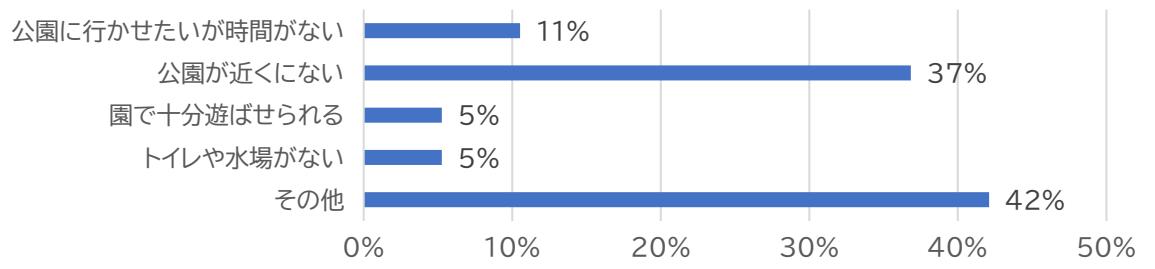


図2-45 公園を利用しない理由

④ 公園の利用方法について

- ・公園の利用方法については、「遊具で遊ぶ（25%）」が最も多く、次いで「草花や木の実を観察する（21%）」、「虫と触れ合う（16%）」といった回答が多く見られました。
- ・園では得られない体験を求めて公園を利用する傾向があり、公園に整備されている大型遊具の利用や、自然との触れ合いが主な活動内容となっています。

Q.公園や広場などでは何をすることが多いですか。(複数回答可)(回答数=58)

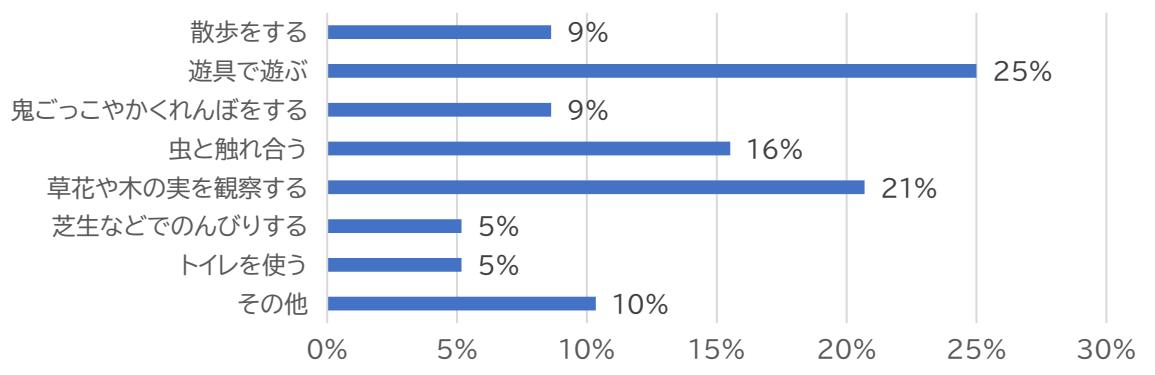


図2-46 公園の利用方法

⑤ 望まれる場所について

- ・望まれる場所については、「その他（29%）」を除くと、「遊具がある場所（18%）」及び「水遊びができる場所（18%）」が最も多い結果となりました。
- ・公園の利用方法と同様に、園では体験できない施設や機能が求められている傾向が見られます。
- ・「その他（29%）」には、年齢が低い子どもでも遊べる遊具がある場所や、園には無い特徴的な遊具がある場所など、具体的な遊具に関する回答がありました。

Q.園の近くにどのような場所があるとよいですか。（複数回答可）（回答数=38）

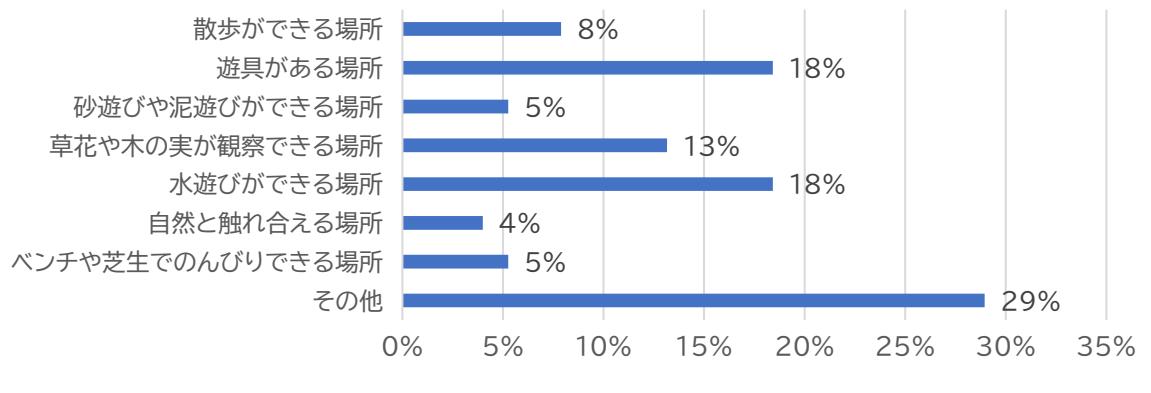


図2-47 望まれる場所

2－5. 公園における課題

本市の人口変化や公園の整備状況、公園に対するニーズ調査の結果を踏まえ、公園の適正配置に向けた課題を整理しました。

1. 公園の利用における課題

本市における公園の利用状況は、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に伴い、公園整備当初から大きく変化しています。以前は子どもたちの遊び場や地域住民の交流の場として利用されていた公園も、近年では利用者の減少や利用ニーズの多様化により、従来の役割を十分に果たせていないケースが見受けられます。

特に、住宅や工場の開発に伴って整備された開発公園などの小規模な公園については、地域住民の認知度も低く、利用されていない場所も多く存在します。これらの公園の一部は、明確な利用目的や管理方針が定まらないまま、未利用地のような形で地域に点在している状況です。



大橋堺の宮街区公園



美原二丁目開発公園1

2. 公園の維持管理における課題

他の公共施設と同様に、市内の公園施設についても設置から長年経過したことにより、遊具やベンチ、トイレなどの公園施設の老朽化が進行しており、これに伴い修繕や更新にかかる維持管理費用は増加傾向にあります。特に安全性の確保や快適な利用環境の維持には、計画的かつ継続的な対応が求められます。

また、地域住民による管理・美化活動により支えられている公園が多く存在しますが、近年では地域社会においても高齢化が進行し、担い手の減少が顕著となっています。加えて、若年層の都市部への流出や地域活動への関心の低下などの背景も踏まえ、これまで行われてきた地域主体の維持管理体制を維持することが困難になりつつあります。



松山団地開発公園2



旭町開発公園5

3. 公園の機能における課題

市内に整備されている公園のうち、およそ半数以上が開発に伴い整備された公園となっており、類似した機能を持ち、面積も大きく確保されていないものとなっています。特に、似たような広場を備えた公園が隣接して配置されているケースもあり、地域全体としての公園機能の多様性や効率性に課題があります。



平町開発公園1

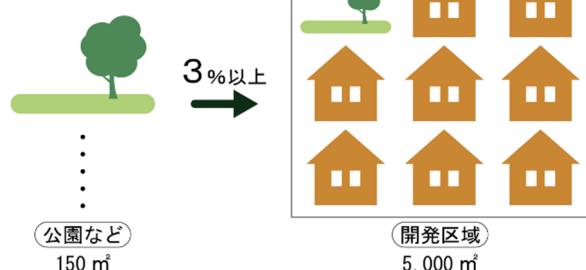


平町開発公園2

■コラム① 開発公園が多い理由とは？

制度の仕組み 開発と公園整備の関係について

住宅や工場などを開発する際には、都市計画法や施行令により、開発区域が 3,000 m²以上の場合は、区域面積の 3 %以上の公園や緑地などの設置が求められています。例えば、5,000 m²の開発では、150 m²以上の公園などが必要になります。



役割と見直し 小規模公園の役割と見直しについて

都市計画法は、まちの安全や暮らしやすさを守るために、土地の使い方や施設の整備を計画的に進めるための法律です。小規模な公園や緑地でも、子どもたちの遊び場や地域の防災拠点として機能しており、地域の価値を高める役割を果たしています。

一方で、過剰に整備された公園の配置を見直す動きもあり、公園の機能を維持しつつ、量の最適化を図る手法として、公園の統廃合といったものがあります。

第3章. 適正配置方針

3-1. 基本方針

本市の公園における課題を踏まえ、本計画では以下のコンセプトをもとに、基本方針を設定しました。

■コンセプト

持続可能なまちづくりに向けた“かさま公園未来構想”
～数から質へ・点から面へ・地域と育む豊かな空間～

「かさま公園未来構想」は、公園の役割を見直し、地域に応じた利用や機能向上を図りながら、持続可能なまちづくりに寄与するための理念です。公園の適正配置により、地域ニーズに応じた機能の見直しや未利用公園の再生を図り、質の高い空間を創出します。また、住民との協議を重ねる参加型プロセスを通じて、地域に根ざした持続可能な空間の創出を目指します。

■計画の基本方針

方針1 魅力や価値の向上

- ・現在の公園整備状況について再確認し、利用実態や管理の状況、将来の人口動向を踏まえたうえで、方針に沿った適切な公園配置を検討します。
- ・特に、一部地域に集中している開発公園に対しては、地域のニーズを取り入れ、量的な拡充から質的な充実へ重点を移す「数から質」への転換を図り、快適で魅力ある生活空間の創出を目指します。

方針2 持続性の確保

- ・公園施設の老朽化に対応するため、計画的な改修・更新を進めるとともに、効率的かつ安定的な維持管理に努め、公園機能の持続を図ります。
- ・また、点在する公園を「点から面」として総合的に捉え、用途の見直しとコストの縮減を図るとともに、維持管理の効率化に向け、管理体制の見直しや民間活力の導入などを検討します。これにより、将来にわたって一定水準の公園機能の維持を目指します。

方針3 時代やニーズに合ったサービスの提供

- ・本市の豊かな自然や風景、歴史、文化的資源など地域の魅力を活かした公園づくりを推進し、地域とともに育み、将来にわたって継続的に利用される空間の確保を図ります。
- ・また、公園の指定管理者制度など、既存の公園管理制度を効率的に活用しながら、利用者の多様なニーズに対応したサービスの提供と、公園の持続的な運営を目指します。

3-2. 適正配置の考え方

(1) 公園ごとの分類と方針

本計画では、限られた財源の中で効率的かつ持続可能な公園管理を図るとともに、多様な公園利用のニーズに応じた機能の最適化を図ることを基本方針としています。

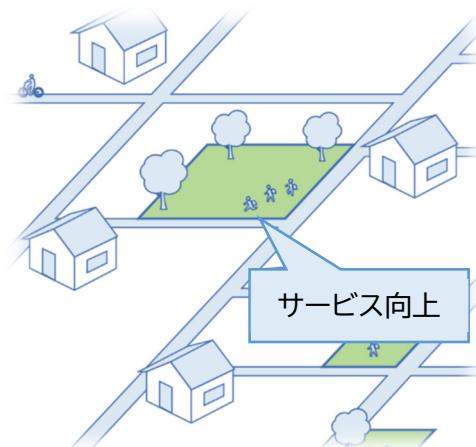
この方針に基づき、各公園の利用状況や管理体制、地域における公園の整備状況などを総合的に評価し、公園ごとに今後の方向性を定めるため、以下の3つの分類に整理します。

【向上型】

既存の公園をベースに、公園それぞれが持つ特色や役割に応じた魅力を向上

具体的な方策

- ・利用者のニーズに応じて、公園ごとの特色に合わせた機能や施設を付加し、利用促進を図る
- ・地域における役割や地域課題解決に向けた積極的な利活用を図る
- ・民間事業者と連携した管理運営体制を検討し、サービス向上を図る

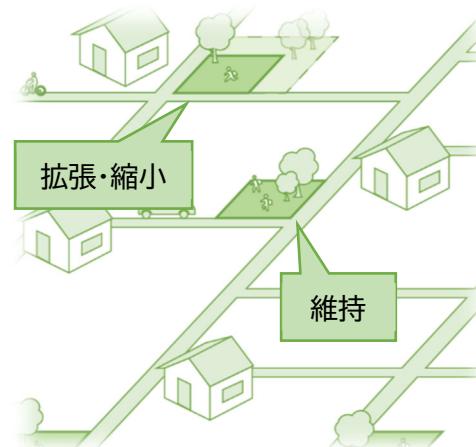


【維持型】

既存の公園を維持し、適切な管理を継続

具体的な方策

- ・現状を維持し、公園を継続的に利用できるよう日常的な管理を実施する
- ・地域情勢や周辺まちづくりの動向、誘導区域内の住環境改善など、状況に応じた柔軟な対応を図る

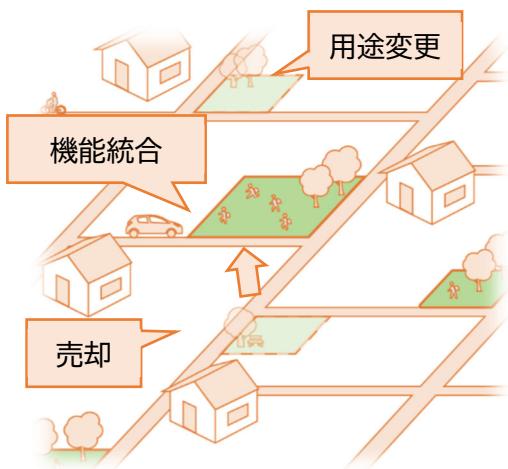


【変更型】

既存の公園をベースとせず、新たな活用を促進

具体的な方策

- ・これまでの利用に捉われず、地域のニーズに合わせた利活用を図る
- ・地域住民との協議を前提に、公園の統廃合や売却などを検討する



(2) 公園ごとの分類方法

公園ごとの分類については、以下の2段階の評価フローをもとに行います。

一次評価では、多くの市民に利用されている比較的大規模な公園を中心に、向上型として分類します。評価項目は、市民アンケートや地域別懇談会などを通じて把握した利用実態をもとに設定し、加えて行政側の目線から、利用状況や管理状況を評価に反映させます。

二次評価では、一次評価の項目に加え、住宅などを特に集積していくべき区域とされている誘導区域との関係性を評価します。また、防災に関する指定の有無や、誘致圏の重複状況などを指標として設定し、地域における公園の役割や価値を多面的に評価します。これらの項目を得点化し、総合的な分類を行います。得点の平均点を基準に、一定水準を満たす場合を維持型、検討の必要がある場合は変更型へ分類します。

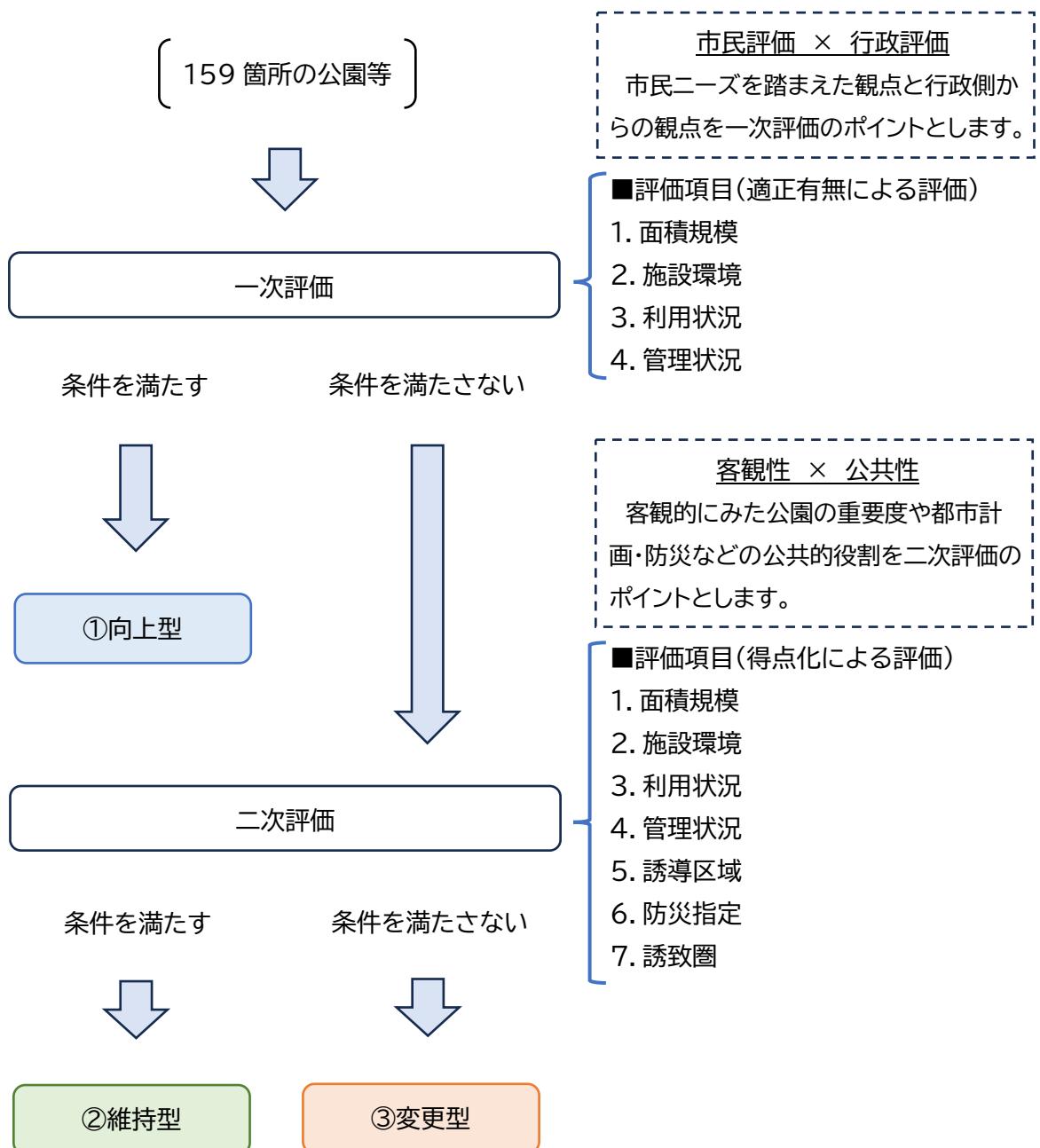


図3-1 評価フロー

(3) 一次評価について

一次評価では、公園の「面積規模」、「施設環境」、「利用状況」、「管理状況」の4項目をもとに評価を実施します。各評価項目に設定された条件をすべて満たしている場合は、向上型に分類します。

■評価1. 面積規模（総面積が20,000m²以上の公園）

市民アンケートの結果から、自動車を利用して公園を訪れる市民が多く、多機能で比較的広い面積を有する公園の利用が主流となっています。市内に点在する都市公園や自然公園では、各種イベントの開催や、学校・地域団体などによる利用も活発に行われており、地域の交流や学習の場としての役割も果たしています。

これらの公園は、市の観光資源として広域的な利用者の誘致が期待できるとともに、本来の公園機能を超えた多様な活用が可能であることから、本市における公園整備の状況を踏まえ、総面積が20,000m²以上の公園を評価します。



笠間藝術の森公園(陶炎祭)



笠間藝術の森公園(スケートパーク)

■評価2. 施設環境（施設環境が充実している公園）

市民アンケートの結果から、すべての世代において、公園施設や周辺環境が充実している公園の利用傾向が高い傾向です。

このように、幅広い世代に利用されている公園は、市の地域資源としての認知度が高く、将来も継続的な利用が期待されます。

具体的には、アンケート調査において上位に挙げられた特徴（駐車場、トイレ、四阿・パーゴラ、遊具・健康器具、自然空間）のうち、4項目以上を備えている公園を、施設環境が充実しているものとして評価します。



笠間市総合公園



あたご天狗の森

■評価3. 利用状況（日常的に利用されている公園）

現地調査や日常的な状況確認などを通じて、実際に利用が確認されている公園については、地域住民の生活に密着した公園であると判断し、評価します。



笠間中央公園



北山公園

■評価4. 管理状況（日常的に管理されている公園）

現地調査や日常的な状況確認などを通じて、清掃や草刈りなど、一定水準の管理が継続的に行われていることが確認されている公園については、良好な維持管理が地域の利用環境に寄与しているものと判断し、評価します。



つつじ公園



福ちゃんの森公園

【その他諸条件】

一次評価においては、面積規模、施設環境、利用状況、管理状況の4項目によって評価を行いますが、これらの指標では評価しきれない個別の事情や地域特性を考慮するため、「その他諸条件」を設定します。

本項目の条件を満たす場合は、他の一次評価項目における該当の有無にかかわらず、個別の判断により方針を定めるものとします。これにより、柔軟で実現性のある評価を行うことが可能となります。

表3-1 都市公園における一次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ①:向上型に分類する -:二次評価の対象

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
9	笠間芸術の森公園	●	●	●	●	△	①
10	笠間市総合公園	●	●	●	●	△	①
11	笠間中央公園	●	●	●	●	△	①
25	南山スポーツ公園	●	△	△	△	△	-
6	大池公園	●	△	●	●	●	-
14	亀ヶ橋北児童公園	●	△	●	●	●	-
15	亀ヶ橋南児童公園	●	△	●	●	●	-
4	岩間工業団地第一公園	△	●	△	△	△	-
5	岩間工業団地第二公園	△	●	△	△	△	-
16	鯉淵公園	△	●	△	△	△	-
1	赤坂前児童公園	△	△	△	△	△	-
2	石井街区公園	△	△	△	△	△	-
3	いなだふれあい公園	△	△	△	△	△	-
7	大橋堺の宮街区公園	△	△	△	△	△	-
8	笠間にし公園	△	△	△	△	△	-
12	笠間ひがし公園	△	△	△	△	△	-
13	城南・やきもの通り公園	△	△	△	△	△	-
18	鷹匠町児童公園	△	△	△	△	△	-
19	高田運動公園	△	△	△	△	△	-
20	友部駅前児童公園	△	△	△	△	△	-
21	友部第一児童公園	△	△	△	△	△	-
22	友部第二児童公園	△	△	△	△	△	-
23	福原運動公園	△	△	△	△	△	-
24	程島児童公園	△	△	△	△	△	-

(参考) その他諸条件を満たす都市公園について

- 6. 大池公園 ・・・「14. 亀ヶ橋北児童公園」及び「15. 亀ヶ橋南児童公園」と一体的に活用されているため、3公園は一体として評価を行うものとする。
- 14. 亀ヶ橋北児童公園 ・・・「6. 大池公園」及び「15. 亀ヶ橋南児童公園」と一体的に活用されているため、3公園は一体として評価を行うものとする。
- 15. 亀ヶ橋南児童公園 ・・・「6. 大池公園」及び「14. 亀ヶ橋北児童公園」と一体的に活用されているため、3公園は一体として評価を行うものとする。

表3-2 自然公園における一次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ①:向上型に分類する -:二次評価の対象

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
27	あたご天狗の森	●	●	●	●	△	①
28	北山公園	●	●	●	●	△	①
31	つつじ公園	●	●	●	●	△	①
29	山ろく公園	△	●	△	△	●	①
26	あじさい公園用地	△	△	△	△	●	①
30	城跡公園	△	△	△	△	●	①

(参考) その他諸条件を満たす自然公園について

26. あじさい公園用地・・・向上型である「31. つつじ公園」を中心に、佐伯山に位置する公園として一体的な活用がされているため、向上型に定める。
29. 山ろく公園・・・向上型である「31. つつじ公園」を中心に、佐白山に位置する公園として一体的な活用がされているため、向上型に定める。
30. 城跡公園・・・向上型である「31. つつじ公園」を中心に、佐白山に位置する公園として一体的な活用がされているため、向上型に定める。

表3-3 開発公園における一次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ①:向上型に分類する -:二次評価の対象

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
111	まきば公園南調整池	●	△	△	△	△	-
113	松山団地開発公園 2	●	△	△	△	△	-
32	旭丘団地開発緑地	△	△	△	△	△	-
33	旭台団地開発公園 1 (旭台団地第一公園)	△	△	△	△	△	-
34	旭台団地開発公園 2 (旭台団地第二公園)	△	△	△	△	△	-
35	旭台団地開発公園 3	△	△	△	△	△	-
36	旭台団地開発公園 4	△	△	△	△	△	-
37	旭台団地開発公園 5	△	△	△	△	△	-
38	旭団地開発公園	△	△	△	△	△	-
39	旭町開発公園 1	△	△	△	△	△	-
40	旭町開発公園 2	△	△	△	△	△	-
41	旭町開発公園 3	△	△	△	△	△	-

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
42	旭町開発公園 4	△	△	△	△	△	—
43	旭町開発公園 5	△	△	△	△	△	—
44	旭町開発公園 6	△	△	△	△	△	—
45	旭町開発公園 7	△	△	△	△	△	—
46	旭町開発公園 8	△	△	△	△	△	—
47	旭町公園 1	△	△	△	△	△	—
48	旭町公園 2	△	△	△	△	△	—
49	旭町公園 3	△	△	△	△	△	—
50	旭町公園 4	△	△	△	△	△	—
51	旭町公園 5	△	△	△	△	△	—
52	旭町公園 6	△	△	△	△	△	—
53	愛宕団地緑地	△	△	△	△	△	—
54	石井開発公園	△	△	△	△	△	—
55	石井公園	△	△	△	△	△	—
56	泉開発公園	△	△	△	△	△	—
57	岩間工業団地緑地 1	△	△	△	△	△	—
58	岩間工業団地緑地 2	△	△	△	△	△	—
59	岩間工業団地緑地 3	△	△	△	△	△	—
60	岩間工業団地緑地 4	△	△	△	△	△	—
61	岩間工業団地緑地 5	△	△	△	△	△	—
62	岩間工業団地緑地 6	△	△	△	△	△	—
63	岩間工業団地緑地 7	△	△	△	△	△	—
64	岩間工業団地緑地 8	△	△	△	△	△	—
65	岩間工業団地緑地 9	△	△	△	△	△	—
66	岩間工業団地緑地 10	△	△	△	△	△	—
67	柿橋団地開発公園 1	△	△	△	△	△	—
68	柿橋団地開発公園 2	△	△	△	△	△	—
69	柿橋団地開発公園 3	△	△	△	△	△	—
70	柿橋団地開発公園 4	△	△	△	△	△	—
71	笠間開発公園	△	△	△	△	△	—
72	笠間公園	△	△	△	△	△	—
73	来栖開発公園	△	△	△	△	△	—
74	鯉淵開発公園 1	△	△	△	△	△	—
75	鯉淵開発公園 2	△	△	△	△	△	—
76	鯉淵開発公園 3	△	△	△	△	△	—

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
77	鯉淵開発公園 4	△	△	△	△	△	—
78	鯉淵開発公園 5	△	△	△	△	△	—
79	こうのす分譲地開発公園 1	△	△	△	△	△	—
80	こうのす分譲地開発公園 2	△	△	△	△	△	—
81	五平開発公園	△	△	△	△	△	—
82	住吉公園	△	△	△	△	△	—
83	住吉団地開発公園	△	△	△	△	△	—
84	せいりょう学園開発公園	△	△	△	△	△	—
85	第一東宝ランド開発公園 1	△	△	△	△	△	—
86	第一東宝ランド開発公園 2	△	△	△	△	△	—
87	第一東宝ランド開発公園 3 (さつき公園)	△	△	△	△	△	—
88	第一東宝ランド開発公園 4 (仲よし公園)	△	△	△	△	△	—
89	第一東宝ランド開発緑地 1	△	△	△	△	△	—
90	第一東宝ランド開発緑地 2	△	△	△	△	△	—
91	第一東宝ランド開発緑地 3	△	△	△	△	△	—
92	第一東宝ランド開発緑地 4	△	△	△	△	△	—
93	第一東宝ランド開発緑地 5	△	△	△	△	△	—
94	第二東宝ランド開発公園 1	△	△	△	△	△	—
95	第二東宝ランド開発公園 2	△	△	△	△	△	—
96	第二東宝ランド開発公園 3	△	△	△	△	△	—
97	平町開発公園 1	△	△	△	△	△	—
98	平町開発公園 2	△	△	△	△	△	—
99	平町開発公園 3	△	△	△	△	△	—
100	平町開発公園 4	△	△	△	△	△	—
101	中央一丁目開発公園	△	△	△	△	△	—
102	中央二丁目開発公園	△	△	△	△	△	—
103	パークタウン友部開発公園	△	△	△	△	△	—
104	ひばりヶ丘団地開発公園	△	△	△	△	△	—
105	福原開発公園	△	△	△	△	△	—
106	富士団地開発公園	△	△	△	△	△	—
107	ベリオコリナ公園 1	△	△	△	△	△	—
108	ベリオコリナ公園 2	△	△	△	△	△	—
109	ベリオコリナ緑地	△	△	△	△	△	—

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
110	まきば公園	△	△	△	△	△	-
112	松山団地開発公園 1 (松山団地中央公園)	△	△	△	△	△	-
114	松山団地開発公園 3	△	△	△	△	△	-
115	松山団地開発公園 4 (さくら公園)	△	△	△	△	△	-
116	松山団地開発公園 5	△	△	△	△	△	-
117	松山南団地開発公園	△	△	△	△	△	-
118	みどり野団地開発公園	△	△	△	△	△	-
119	美原団地開発公園 1	△	△	△	△	△	-
120	美原団地開発公園 2	△	△	△	△	△	-
121	美原団地開発公園 3	△	△	△	△	△	-
122	美原二丁目開発公園 1	△	△	△	△	△	-
123	美原二丁目開発公園 2	△	△	△	△	△	-
124	美原二丁目開発公園 3	△	△	△	△	△	-
125	美原四丁目開発公園 1	△	△	△	△	△	-
126	美原四丁目開発公園 2	△	△	△	△	△	-
127	美原四丁目開発公園 3	△	△	△	△	△	-
128	むつみ団地開発公園	△	△	△	△	△	-
129	矢野下公園	△	△	△	△	△	-
130	湯崎開発公園	△	△	△	△	△	-
131	労住協団地開発公園	△	△	△	△	△	-

表3-4 ポケットパークにおける一次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ①:向上型に分類する -:二次評価の対象

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
132	下郷第一ポケットパーク	△	△	△	△	△	-
133	下郷第二ポケットパーク	△	△	△	△	△	-
134	土師ポケットパーク	△	△	△	△	△	-
135	ポケットパーク大町	△	△	△	△	△	-
136	ポケットパーク弁天町	△	△	△	△	△	-
137	ポケットパーク行幸町	△	△	△	△	△	-

表3-5 その他公園における一次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ①:向上型に分類する -:二次評価の対象

No.	公園名称	面積 規模	施設 環境	利用 状況	管理 状況	その他 諸条件	方針
158	福ちゃんの森公園	●	●	●	●	△	①
152	北川根ふれあい広場	●	●	△	△	△	-
151	笠間工芸の丘	●	△	●	●	●	①
143	岩間海洋センターB&G・ 岩間総合運動公園	●	△	△	△	△	-
149	柿橋グラウンド	●	△	△	△	△	-
140	岩間駅西口多目的広場	△	●	△	△	△	-
138	稻田駅前広場	△	△	△	△	△	-
139	岩間運動広場	△	△	△	△	△	-
141	岩間駅南公園 1	△	△	△	△	△	-
142	岩間駅南公園 2	△	△	△	△	△	-
144	岩間武道館	△	△	△	△	△	-
145	岩間老人福祉センター跡地	△	△	△	△	△	-
146	大原グラウンド	△	△	△	△	△	-
147	押辺緑地 1	△	△	△	△	△	-
148	押辺緑地 2	△	△	△	△	△	-
150	笠間芸森東ゲート入口広場	△	△	△	△	△	-
153	ギャラリーロード T 字路広場	△	△	△	△	△	-
154	鴻巣グラウンド	△	△	△	△	△	-
155	JR 線路隣接公園	△	△	△	△	△	-
156	下市毛公園	△	△	△	△	△	-
157	橋爪グラウンド	△	△	△	△	△	-
159	フレンドリーパーク	△	△	△	△	△	-

(参考) その他諸条件を満たすその他公園について

151. 笠間工芸の丘・・・向上型である「9. 笠間芸術の森公園」と隣接しており、一体的に活用されているため、向上型に定める。

(4) 二次評価について

二次評価では、一次評価の4項目「面積規模」、「施設環境」、「利用状況」、「管理状況」に加え、「誘導区域」、「防災指定」、「誘致圏」の要素も加えて得点化を行い、より多角的な視点から評価を実施します。

合計得点が平均点以上（10点以上）の公園は維持型、平均点未満（9点以下）の公園は変更型に分類します。

■評価1. 面積規模による評価

面積規模については、公園の広さが利用の多様性や機能性に直結することから、面積の大きい公園をより高く評価します。

表3-6 面積規模による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
1	面積規模	概ね総合公園規模以上 (40,000 m ² 以上)	5点
		概ね地区公園規模相当 (20,000 m ² 以上～40,000 m ² 未満)	4点
		概ね近隣公園相当 (2,500 m ² 以上～20,000 m ² 未満)	3点
		概ね街区公園相当 (1,000 m ² 以上～2,500 m ² 未満)	2点
		ポケットパーク・開発公園相当 (1,000 m ² 未満)	1点

■評価2. 施設環境による評価

トイレや遊具、休憩施設などの施設が整った公園は、幅広い世代にとって利用しやすく、長時間の滞在や再訪意欲の向上につながります。こうした施設環境の充実は、公園の利便性や地域における役割を高める要素であるため、施設環境が整った公園を高く評価します。

表3-7 施設環境による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
2	施設環境	駐車場	各1点
		トイレ	
		四阿・パーゴラ	
		遊具・健康器具	
		自然空間	
		上記施設や環境が整っていない	0点

■評価3. 利用状況による評価

日常的な散歩や子どもとの遊びに加え、イベントや地域活動など多様な利用が確認される公園は、地域において重要な役割を果たしていると判断し高く評価します。

表3-8 利用状況による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
3	利用状況	とてもよく利用されている	4点
		よく利用されている	3点
		たまに利用されている	2点
		あまり利用されていない	1点

■評価4. 管理状況による評価

公園の安全性や快適性を維持するためには、日常的な清掃や施設の維持管理が不可欠です。適切な管理が行われている公園は、利用者の満足度向上や継続的な利用にもつながるため、管理体制や維持状況を踏まえて高く評価します。

表3-9 管理状況による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
4	管理状況	とてもよく管理されている	4点
		よく管理されている	3点
		おおよそ管理されている	2点
		あまり管理されていない	1点

■評価5. 誘導区域による評価

「笠間市立地適正化計画」に定めのある誘導区域においては、集約と連携の都市づくりとして、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導を図るエリアに指定されています。将来も一定の人口が保たれるエリアであることから、区域内に位置する公園を高く評価します。

表3-10 誘導区域による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
5	誘導区域	区域に該当する	3点
		区域に該当しない	0点

■評価6. 防災指定による評価

「笠間市地域防災計画」に定めのある、緊急避難場所（一時集結場所など）である公園については、災害時の重要な場所として位置付けられています。これらの公園については、今後も避難場所としての機能を保持させるため、防災面での重要性を踏まえて高く評価します。

表3-11 防災指定による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
6	防災指定	一時避難場所などに該当する	3点
		上記に該当しない	0点

■評価7. 誘致圏による評価

公園の集中度合いを測る指標として、誘致圏の重複状況を評価項目に設定します。誘致圏の重複数が少ないほど、地域における公園の存在価値が大きいと判断し、高く評価します。

表3-12 誘致圏による評価

No.	評価項目	評価内容	得点
7	誘致圏	誘致圏の重複が0箇所	3点
		誘致圏の重複が1～5箇所	2点
		誘致圏の重複が6～10箇所	1点
		誘致圏の重複が11箇所以上	0点

【その他諸条件】

一次評価と同様に、定量的な指標では評価しきれない個別の事情や地域特性を考慮するため、「その他諸条件」を設定します。

本項目の条件を満たす場合は、他の評価項目による得点化にかかわらず、個別の判断により方針を定めるものとします。

これにより、柔軟で実現性のある評価を行うことが可能となります。

表3-13 都市公園における二次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ②:維持型に分類する ③:変更型に分類する

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
6	大池公園	4	3	4	4	3	3	0	21	●	②
14	亀ヶ橋北児童公園	4	3	4	4	3	3	0	21	●	②
15	亀ヶ橋南児童公園	4	3	4	4	3	3	0	21	●	②
3	いなだふれあい公園	2	3	3	3	3	3	2	19	△	②
20	友部駅前児童公園	3	3	3	3	3	3	1	19	△	②
8	笠間駅北街区公園	2	3	3	3	3	3	1	18	△	②
21	友部第一児童公園	2	2	3	3	3	3	2	18	△	②
23	福原運動公園	3	1	3	3	3	3	2	18	△	②
16	鯉淵公園	3	4	3	3	3	0	1	17	△	②
17	城南・やきもの通り公園	2	2	3	3	3	3	1	17	△	②
25	南山スポーツ公園	4	2	3	3	0	3	2	17	△	②
5	岩間工業団地第二公園	3	4	3	3	0	3	0	16	△	②
18	鷹匠町児童公園	2	3	1	3	3	3	1	16	△	②
19	高田運動公園	3	2	3	3	0	3	2	16	△	②
1	赤坂前児童公園	2	3	3	3	3	0	1	15	△	②
22	友部第二児童公園	3	2	3	3	3	0	1	15	△	②
13	笠間ひがし公園	3	3	2	3	0	0	3	14	△	②
24	程島児童公園	3	2	2	3	3	0	1	14	△	②
2	石井街区公園	2	1	3	3	0	3	1	13	△	②
4	岩間工業団地第一公園	3	4	2	3	0	0	0	12	△	②
12	笠間にし公園	2	0	1	2	0	0	3	8	△	③
7	大橋堺の宮街区公園	1	0	1	2	0	0	3	7	△	③

(参考) その他諸条件を満たす都市公園について

- 6. 大池公園・・・「14. 亀ヶ橋北児童公園」及び「15. 亀ヶ橋南児童公園」と一体的に活用されているため、3公園は一体として評価を行うものとする。
- 14. 亀ヶ橋北児童公園・・・「6. 大池公園」及び「15. 亀ヶ橋南児童公園」と一体的に活用されているため、3公園は一体として評価を行うものとする。
- 15. 亀ヶ橋南児童公園・・・「6. 大池公園」及び「14. 亀ヶ橋北児童公園」と一体的に活用されているため、3公園は一体として評価を行うものとする。

表3-14 開発公園における二次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ②:維持型に分類する ③:変更型に分類する

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
112	松山団地開発公園 1 (松山団地中央公園)	3	2	3	3	3	0	1	15	△	②
33	旭台団地開発公園 1 (旭台団地第一公園)	2	1	3	3	3	0	1	13	△	②
38	旭団地開発公園	1	2	3	3	3	0	1	13	△	②
80	こうのす分譲地開発公園 2	2	1	2	2	3	0	2	12	△	②
110	まきば公園	2	2	3	3	0	0	2	12	△	②
87	第一東宝ランド開発公園 3 (さつき公園)	2	1	3	3	0	0	2	11	△	②
95	第二東宝ランド開発公園 2	1	2	3	3	0	0	2	11	△	②
37	旭台団地開発公園 5	1	1	2	2	3	0	1	10	△	②
75	鯉淵開発公園 2	1	1	2	2	3	0	1	10	△	②
79	こうのす分譲地開発公園 1	1	0	2	2	3	0	2	10	△	②
88	第一東宝ランド開発公園 4 (仲よし公園)	2	1	3	3	0	0	1	10	△	②
106	富士団地開発公園	1	1	2	2	3	0	1	10	△	②
107	ベリオコリナ公園 1	2	1	2	3	0	0	2	10	△	②
113	松山団地開発公園 2	4	1	2	2	0	0	1	10	△	②
114	松山団地開発公園 3	1	1	2	2	3	0	1	10	△	②
118	みどり野団地開発公園	1	1	2	2	3	0	1	10	△	②
130	湯崎開発公園	1	0	2	2	3	0	2	10	△	②
32	旭丘団地開発緑地	1	0	1	2	3	0	2	9	●	②
34	旭台団地開発公園 2 (旭台団地第二公園)	3	0	3	3	0	0	0	9	●	②
35	旭台団地開発公園 3	1	0	2	2	3	0	1	9	●	②
101	中央一丁目開発公園	1	0	2	2	3	0	1	9	●	②
51	旭町公園 5	1	0	2	2	3	0	0	8	●	②
72	笠間公園	1	0	1	2	3	0	1	8	●	②
90	第一東宝ランド開発緑地 2	1	0	3	3	0	0	1	8	●	②
111	まきば公園南調整池	4	0	2	2	0	0	0	8	●	②

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
108	ベリオコリナ公園 2	1	0	2	2	0	0	2	7	●	②
86	第一東宝ランド開発公園 2	1	0	2	2	0	0	1	6	●	②
124	美原二丁目開発公園 3	1	0	2	1	0	0	1	5	●	②
40	旭町開発公園 2	1	0	2	2	3	0	1	9	△	③
49	旭町公園 3	1	0	1	2	3	0	2	9	△	③
52	旭町公園 6	1	0	1	2	3	0	2	9	△	③
68	柿橋団地開発公園 2	1	0	2	2	3	0	1	9	△	③
69	柿橋団地開発公園 3	1	0	1	2	3	0	2	9	△	③
70	柿橋団地開発公園 4	1	0	1	2	3	0	2	9	△	③
76	鯉淵開発公園 3	1	0	2	2	3	0	1	9	△	③
83	住吉団地開発公園	1	0	2	2	3	0	1	9	△	③
120	美原団地開発公園 2	1	0	2	2	3	0	1	9	△	③
128	むつみ団地開発公園	1	0	2	2	3	0	1	9	△	③
131	労住協団地開発公園	1	0	1	2	3	0	2	9	△	③
42	旭町開発公園 4	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
45	旭町開発公園 7	1	0	1	2	3	0	1	8	△	③
46	旭町開発公園 8	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
47	旭町公園 1	1	0	1	2	3	0	1	8	△	③
48	旭町公園 2	1	0	1	2	3	0	1	8	△	③
50	旭町公園 4	1	0	1	2	3	0	1	8	△	③
53	愛宕団地緑地	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
56	泉開発公園	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
67	柿橋団地開発公園 1	1	0	1	2	3	0	1	8	△	③
74	鯉淵開発公園 1	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
82	住吉公園	1	1	2	2	0	0	2	8	△	③
97	平町開発公園 1	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
116	松山団地開発公園 5	2	1	2	2	0	0	1	8	△	③
117	松山南団地開発公園	1	0	1	2	3	0	1	8	△	③
121	美原団地開発公園 3	1	0	1	1	3	0	2	8	△	③
36	旭台団地開発公園 4	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
39	旭町開発公園 1	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
41	旭町開発公園 3	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
43	旭町開発公園 5	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
44	旭町開発公園 6	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
62	岩間工業団地緑地 6	3	0	1	2	0	0	1	7	△	③
64	岩間工業団地緑地 8	3	0	1	2	0	0	1	7	△	③
77	鯉淵開発公園 4	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
78	鯉淵開発公園 5	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
103	パークタウン友部開発公園	1	1	1	2	0	0	2	7	△	③
104	ひばりヶ丘団地開発公園	2	0	1	1	0	0	3	7	△	③
109	ベリオコリナ緑地	3	0	1	1	0	0	2	7	△	③
119	美原団地開発公園 1	1	0	1	1	3	0	1	7	△	③
54	石井開発公園	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
58	岩間工業団地緑地 2	3	0	1	2	0	0	0	6	△	③
60	岩間工業団地緑地 4	3	0	1	2	0	0	0	6	△	③
61	岩間工業団地緑地 5	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
66	岩間工業団地緑地 10	3	0	1	2	0	0	0	6	△	③
73	来栖開発公園	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
84	せいりょう学園開発公園	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
94	第二東宝ランド開発公園 1	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
96	第二東宝ランド開発公園 3	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
105	福原開発公園	1	0	1	2	0	0	2	6	△	③
115	松山団地開発公園 4 (さくら公園)	2	0	1	2	0	0	1	6	△	③
129	矢野下公園	1	0	2	1	0	0	2	6	△	③
55	石井公園	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
57	岩間工業団地緑地 1	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
59	岩間工業団地緑地 3	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
63	岩間工業団地緑地 7	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
65	岩間工業団地緑地 9	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
71	笠間開発公園	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
81	五平開発公園	1	0	1	1	0	0	2	5	△	③
91	第一東宝ランド開発緑地 3	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
99	平町開発公園 3	1	0	1	1	0	0	2	5	△	③

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
100	平町開発公園 4	1	0	1	1	0	0	2	5	△	③
102	中央二丁目開発公園	1	0	1	1	0	0	2	5	△	③
122	美原二丁目開発公園 1	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
123	美原二丁目開発公園 2	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
125	美原四丁目開発公園 1	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
126	美原四丁目開発公園 2	1	0	1	2	0	0	1	5	△	③
85	第一東宝ランド開発公園 1	1	0	1	1	0	0	1	4	△	③
89	第一東宝ランド開発緑地 1	1	0	1	1	0	0	1	4	△	③
92	第一東宝ランド開発緑地 4	1	0	1	1	0	0	1	4	△	③
93	第一東宝ランド開発緑地 5	1	0	1	1	0	0	1	4	△	③
127	美原四丁目開発公園 3	1	0	1	1	0	0	1	4	△	③
98	平町開発公園 2	1	0	1	1	0	0	0	3	△	③

(参考) その他諸条件を満たす開発公園について

- 32. 旭丘団地開発緑地・・・道路と団地をつなぐ通路として活用されているため、「維持型」に定める。
- 34. 旭台団地開発公園 2（旭台団地第二公園）・・・公民館と隣接しているため、「維持型」に定める。
- 35. 旭台団地開発公園 3・・・旭団地四区公民館ふれあいセンターと隣接しているため、「維持型」に定める。
- 51. 旭町公園 5・・・道路と団地をつなぐ通路として活用されているため、「維持型」に定める。
- 72. 笠間公園・・・調節池として活用されているため、「維持型」に定める。
- 86. 第一東宝ランド開発公園 2・・・古墳が残されているため、「維持型」に定める。
- 90. 第一東宝ランド開発緑地 2・・・地域の農園として活用されているため、「維持型」に定める。
- 101. 中央一丁目開発公園・・・テーマ型コミュニティ形成事業の一環として整備された公園（通路として使用）であるため、「維持型」に定める。
- 108. ベリオコリナ公園 2・・・モニュメントが整備されているため、「維持型」に定める。
- 111. まきば公園南調節池・・・調節池として活用されているため、「維持型」に定める。
- 124. 美原二丁目開発公園 3・・・団地間をつなぐ道路として活用されているため、「維持型」に定める。

表3-15 ポケットパークにおける二次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ②:維持型に分類する ③:変更型に分類する

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
137	ポケットパーク行幸町	1	2	3	3	3	0	1	13	△	②
132	下郷第一ポケットパーク	1	1	3	2	3	0	1	11	△	②
133	下郷第二ポケットパーク	1	0	2	2	3	0	2	10	△	②
135	ポケットパーク大町	1	0	3	3	3	0	0	10	△	②
136	ポケットパーク弁天町	1	1	2	2	3	0	1	10	△	②
134	土師ポケットパーク	1	0	2	3	0	0	2	8	△	③

表3-16 その他公園における二次評価

●:条件を満たす △:条件を満たさない ②:維持型に分類する ③:変更型に分類する

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
154	鴻巣グラウンド	3	2	3	3	3	3	2	19	△	②
152	北川根ふれあい広場	5	4	3	3	0	3	0	18	△	②
140	岩間駅西口多目的広場	3	4	3	3	3	0	1	17	△	②
143	岩間海洋センターB&G・ 岩間総合運動公園	5	2	3	3	0	3	1	17	△	②
146	大原グラウンド	3	2	3	3	0	3	3	17	△	②
149	柿橋グラウンド	4	3	3	3	0	3	0	16	△	②
139	岩間運動広場	3	2	3	3	3	0	1	15	△	②
144	岩間武道館	3	1	3	3	3	0	2	15	△	②
159	フレンドリーパーク	3	1	2	3	3	0	1	13	△	②
138	稻田駅前広場	1	0	3	3	3	0	2	12	△	②
157	橋爪グラウンド	3	1	3	3	0	0	2	12	△	②
141	岩間駅南公園 1	1	0	3	3	3	0	1	11	△	②
155	JR 線路隣接公園	1	0	3	2	3	0	2	11	△	②

No.	公園名称	面積規模	施設環境	利用状況	管理状況	誘導区域	防災指定	誘致圏	合計得点	その他諸条件	方針
150	笠間芸森東ゲート入口広場	2	0	1	3	0	0	2	8	●	②
153	ギャラリーロードT字路広場	1	0	1	3	0	0	1	6	●	②
142	岩間駅南公園2	1	0	3	3	3	0	1	11	●	③
145	岩間老人福祉センター跡地	3	0	1	2	0	0	2	8	△	③
156	下市毛公園	3	0	2	2	0	0	1	8	△	③
147	押辺緑地1	1	0	1	1	0	0	2	5	△	③
148	押辺緑地2	1	0	1	1	0	0	2	5	△	③

(参考) その他諸条件を満たすその他公園について

- 142. 岩間駅南公園2・・・道路の一部として整備されているため、「変更型」に定める。
- 150. 笠間芸森東ゲート入口広場・・・モニュメントが整備されているため、「維持型」に定める。
- 153. ギャラリーロードT字路広場・・・モニュメントが整備されているため、「維持型」に定める。

■コラム② 公園の統廃合とは？

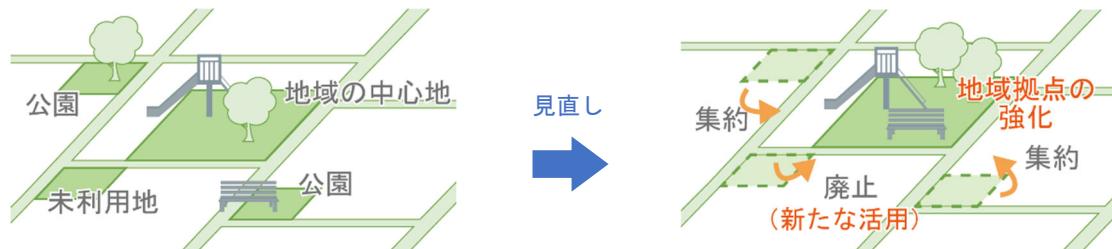
見直しの手法 公園の統廃合について

地域における公園の価値を高めるためには、既存の公園の配置や役割を見直すことが重要です。公園の統廃合は、こうした見直しを行うための有効な手法となります。

公園の統廃合とは、機能の重複や利用の低迷が見られる小規模公園を廃止し、その公園が担っていた機能を地域の中心となる公園などに統合することで、公園配置の最適化を図る取り組みです。これにより、地域に必要な機能は維持しながら、利便性の向上と管理の効率化が期待されます。

公園の廃止と機能の統合を一体的に進めることで、限られた資源の中でも地域の実情に即した持続可能な公園整備が可能となります。また、廃止した公園についても、新たな活用方法を検討することで、未利用地の解消や地域資源としての再生につながります。

統廃合は公園の配置や役割を見直すための1つの手法ですが、本市では向上型・維持型・変更型の3つの分類を設定し、総合的に公園の価値を高めます。



(5) 分類結果

設定した分類方法に基づき、公園を「向上型」「維持型」「変更型」の3つに分類しました。

分類の結果、向上型は11箇所、維持型は68箇所、変更型は80箇所の公園が分類されます。特に変更型へ分類される公園については、誘導区域内に位置している場合であっても、他の公園と誘致圏が重複しており、かつ防災に関する指定などがされていないことが共通の特徴となります。

表3-17 分類の結果

	向上型		維持型		変更型	
	公園数	面積 (m ²)	公園数	面積 (m ²)	公園数	面積 (m ²)
都市公園	3 箇所	805,000	20 箇所	125,942	2 箇所	2,960
自然公園	6 箇所	664,216	—	—	—	—
開発公園	—	—	28 箇所	80,662	72 箇所	44,993
ポケットパーク	—	—	5 箇所	667	1 箇所	103
その他公園	2 箇所	84,154	15 箇所	199,140	5 箇所	7,382
合計	11 箇所	1,553,370	68 箇所	406,411	80 箇所	55,438

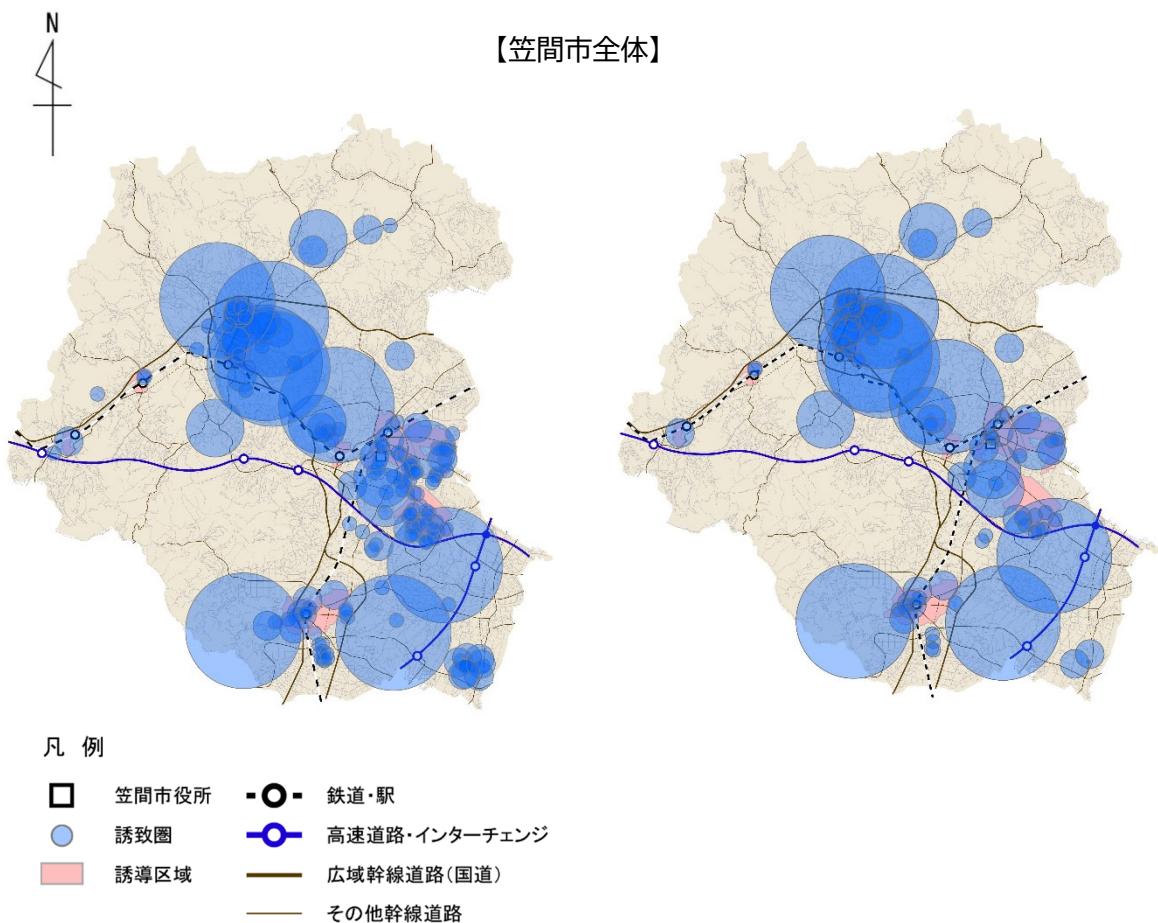


図3-2 すべての公園の誘致圏
(すべての公園の誘致圏を反映)

図3-3 変更型をすべて廃止した場合の誘致圏
(向上型・維持型の公園の誘致圏のみ反映)

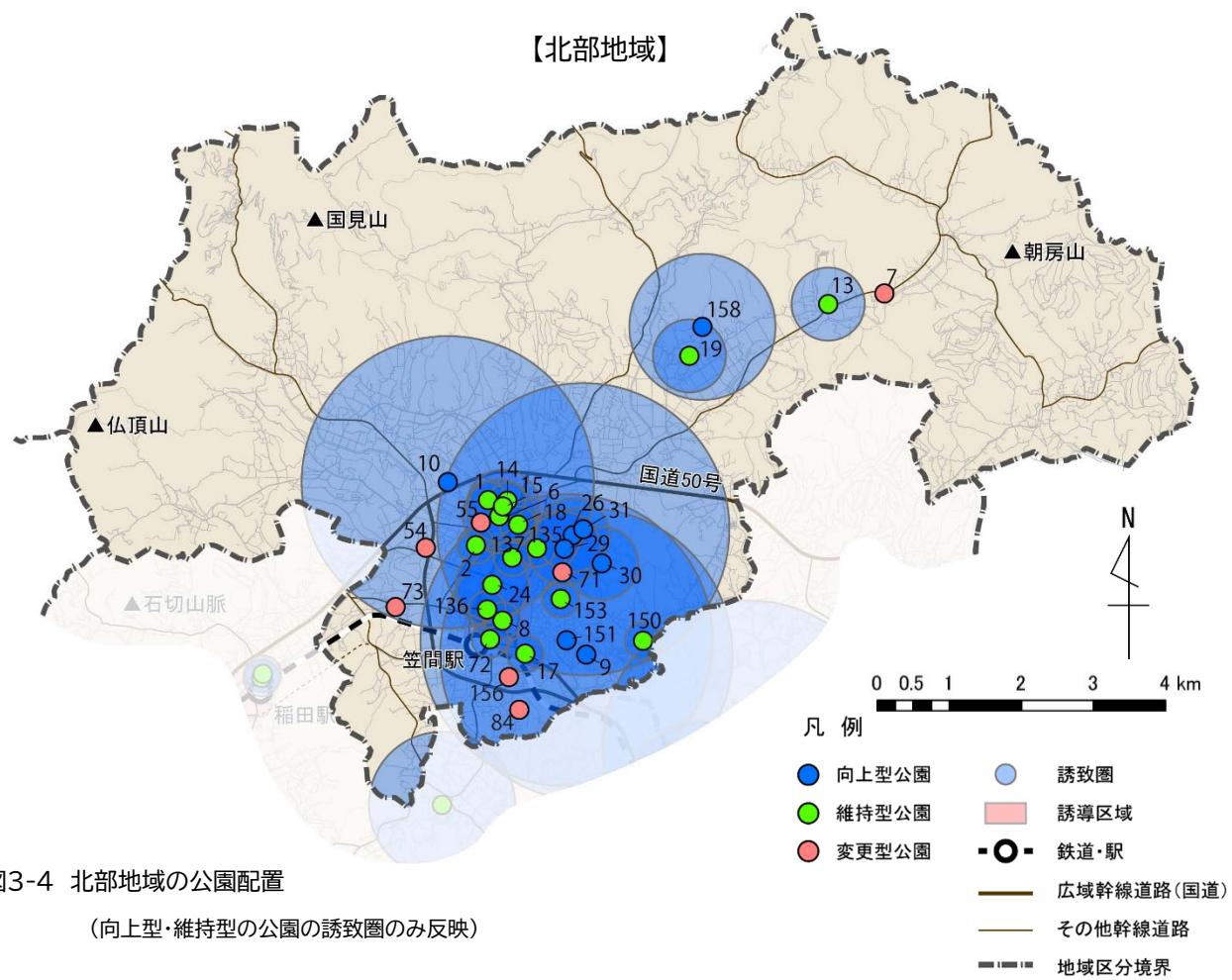


図3-4 北部地域の公園配置

(向上型・維持型の公園の誘致圏のみ反映)

表3-18 北部地域の公園と方針

No.	公園名称	方針	No.	公園名称	方針
9	笠間芸術の森公園	①	18	鷹匠町児童公園	②
10	笠間市総合公園	①	19	高田運動公園	②
26	あじさい公園用地	①	24	程島児童公園	②
29	山ろく公園	①	72	笠間公園	②
30	城跡公園	①	135	ポケットパーク大町	②
31	つつじ公園	①	136	ポケットパーク弁天町	②
151	笠間工芸の丘	①	137	ポケットパーク行幸町	②
158	福ちゃんの森公園	①	150	笠間芸森東ゲート入口広場	②
1	赤坂前児童公園	②	153	ギャラリーロードT字路広場	②
2	石井街区公園	②	7	大橋堺の宮街区公園	③
6	大池公園	②	54	石井開発公園	③
8	笠間駅北街区公園	②	55	石井公園	③
13	笠間ひがし公園	②	71	笠間開発公園	③
14	亀ヶ橋北児童公園	②	73	来栖開発公園	③
15	亀ヶ橋南児童公園	②	84	せいりょう学園開発公園	③
17	城南・やきもの通り公園	②	156	下市毛公園	③

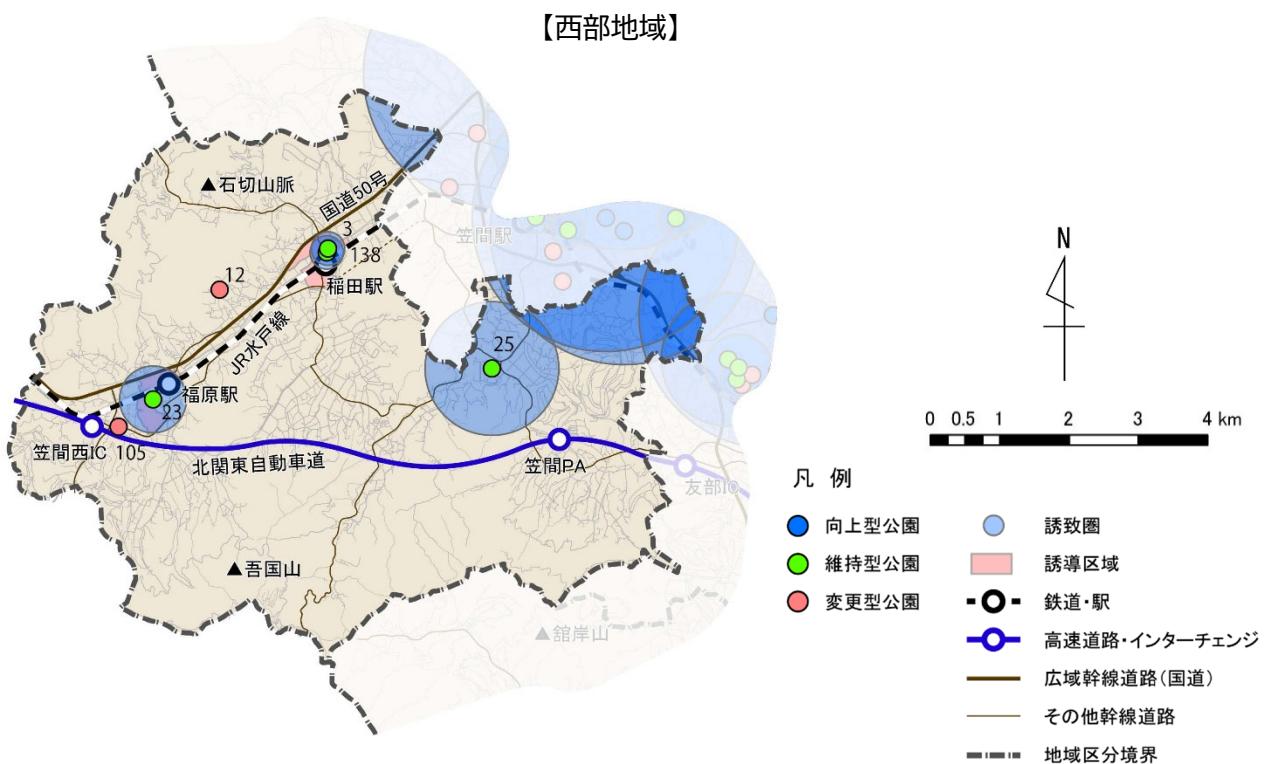


図3-5 西部地域の公園配置

(向上型・維持型の公園の誘致圏のみ反映)

表3-19 西部地域の公園と方針

No.	公園名称	方針	No.	公園名称	方針
3	いなだふれあい公園	②	138	稲田駅前広場	②
23	福原運動公園	②	12	笠間にし公園	③
25	南山スポーツ公園	②	105	福原開発公園	③

【東部地域】

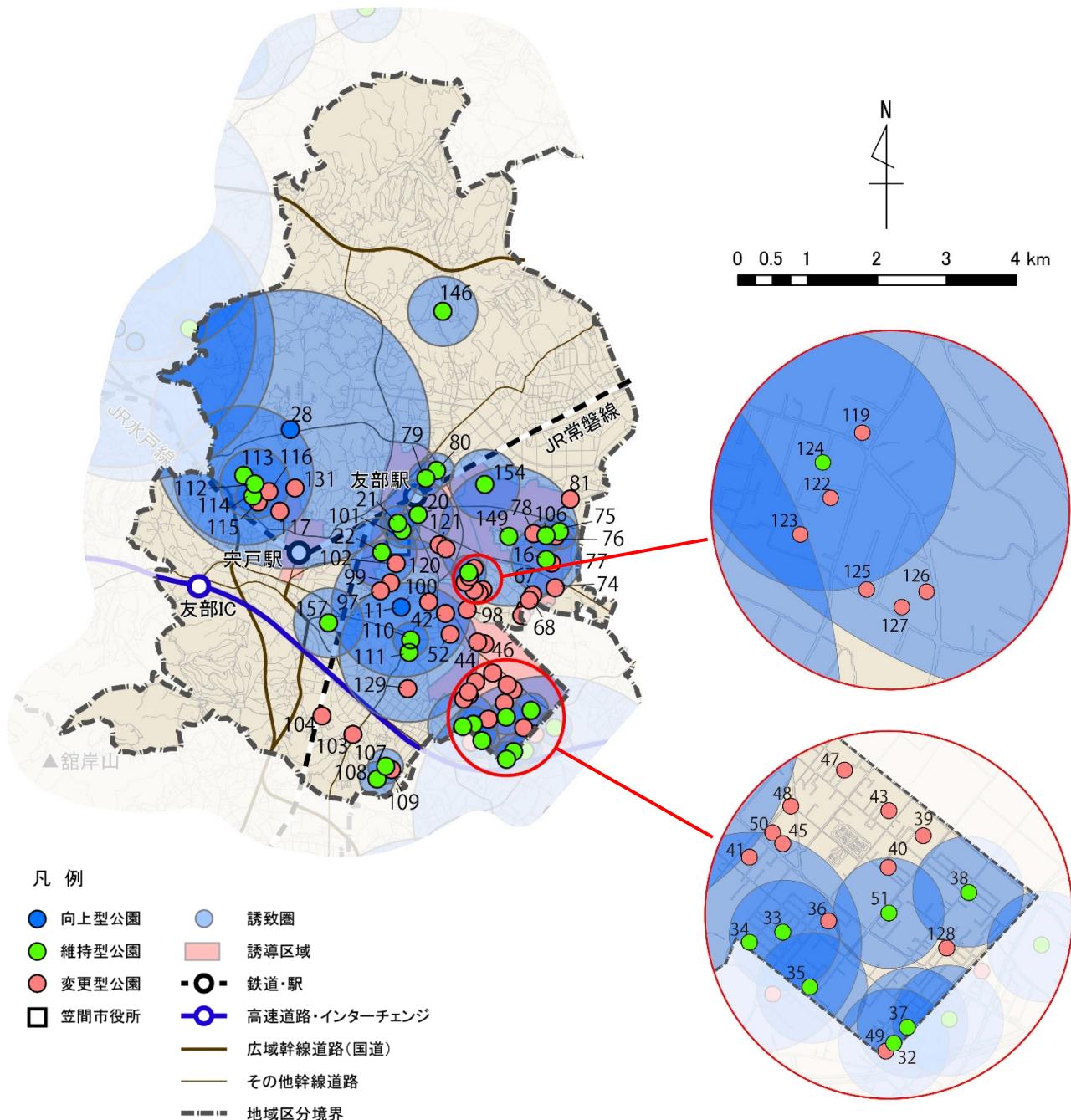


図3-6 東部地域の公園配置

(向上型・維持型の公園の誘致圏のみ反映)

表3-20 東部地域の公園と方針

No.	公園名称	方針	No.	公園名称	方針
11	笠間中央公園	①	21	友部第一児童公園	②
28	北山公園	①	22	友部第二児童公園	②
16	鯉淵公園	②	32	旭台団地開発緑地	②
20	友部駅前児童公園	②			

No.	公園名称	方針	No.	公園名称	方針
33	旭台団地開発公園 1 (旭台団地第一公園)	②	47	旭町公園 1	③
			48	旭町公園 2	③
34	旭台団地開発公園 2 (旭台団地第二公園)	②	49	旭町公園 3	③
			50	旭町公園 4	③
35	旭台団地開発公園 3	②	52	旭町公園 6	③
37	旭台団地開発公園 5	②	67	柿橋団地開発公園 1	③
38	旭団地開発公園	②	68	柿橋団地開発公園 2	③
51	旭町公園 5	②	74	鯉淵開発公園 1	③
75	鯉淵開発公園 2	②	76	鯉淵開発公園 3	③
79	こうのす分譲地開発公園 1	②	77	鯉淵開発公園 4	③
80	こうのす分譲地開発公園 2	②	78	鯉淵開発公園 5	③
101	中央一丁目開発公園	②	81	五平開発公園	③
106	富士団地開発公園	②	97	平町開発公園 1	③
107	ベリオコリナ公園 1	②	98	平町開発公園 2	③
108	ベリオコリナ公園 2	②	99	平町開発公園 3	③
110	まきば公園	②	100	平町開発公園 4	③
111	まきば公園南調整池	②	102	中央二丁目開発公園	③
112	松山団地開発公園 1 (松山団地中央公園)	②	103	パークタウン友部開発公園	③
			104	ひばりヶ丘団地開発公園	③
113	松山団地開発公園 2	②	109	ベリオコリナ緑地	③
114	松山団地開発公園 3	②	115	松山団地開発公園 4 (さくら公園)	③
124	美原二丁目開発公園 3	②			
146	大原グラウンド	②	116	松山団地開発公園 5	③
149	柿橋グラウンド	②	117	松山南団地開発公園	③
154	鴻巣グラウンド	②	119	美原団地開発公園 1	③
157	橋爪グラウンド	②	120	美原団地開発公園 2	③
36	旭台団地開発公園 4	③	121	美原団地開発公園 3	③
39	旭町開発公園 1	③	122	美原二丁目開発公園 1	③
40	旭町開発公園 2	③	123	美原二丁目開発公園 2	③
41	旭町開発公園 3	③	125	美原四丁目開発公園 1	③
42	旭町開発公園 4	③	126	美原四丁目開発公園 2	③
43	旭町開発公園 5	③	127	美原四丁目開発公園 3	③
44	旭町開発公園 6	③	128	むつみ団地開発公園	③
45	旭町開発公園 7	③	129	矢野下公園	③
46	旭町開発公園 8	③	131	労住協団地開発公園	③

【南部地域】

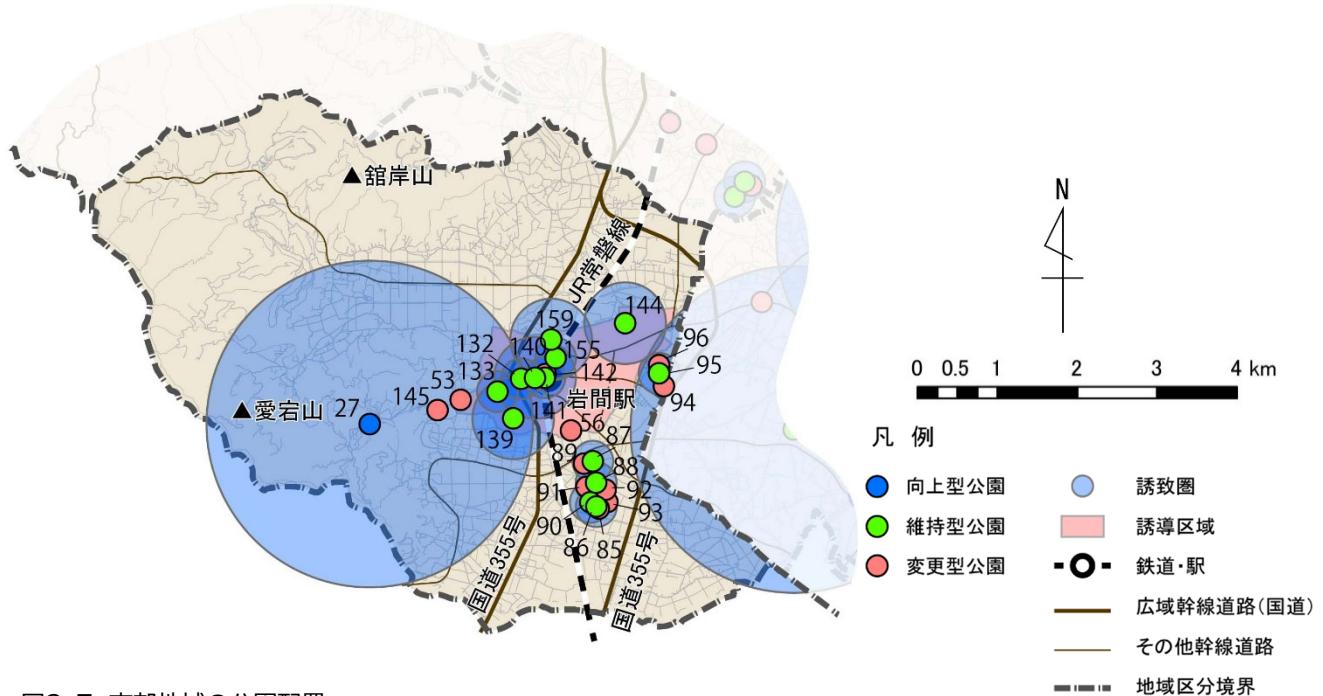


図3-7 南部地域の公園配置

(向上型・維持型の公園の誘致圏のみ反映)

表3-21 南部地域の公園と方針

No.	公園名称	方針	No.	公園名称	方針
27	あたご天狗の森	①	155	JR 線路隣接公園	②
86	第一東宝ランド開発公園 2	②	159	フレンドリーパーク	②
87	第一東宝ランド開発公園 3 (さつき公園)	②	53	愛宕団地緑地	③
			56	泉開発公園	③
88	第一東宝ランド開発公園 4 (仲よし公園)	②	85	第一東宝ランド開発公園 1	③
			89	第一東宝ランド開発緑地 1	③
90	第一東宝ランド開発公園 2	②	91	第一東宝ランド開発緑地 3	③
95	第二東宝ランド開発公園 2	②	92	第一東宝ランド開発緑地 4	③
132	下郷第一ポケットパーク	②	93	第一東宝ランド開発緑地 5	③
133	下郷第二ポケットパーク	②	94	第二東宝ランド開発公園 1	③
139	岩間運動広場	②	96	第二東宝ランド開発公園 3	③
140	岩間駅西口多目的広場	②	142	岩間駅南公園 2	③
141	岩間駅南公園 1	②	145	岩間老人福祉センター跡地	③
144	岩間武道館	②			

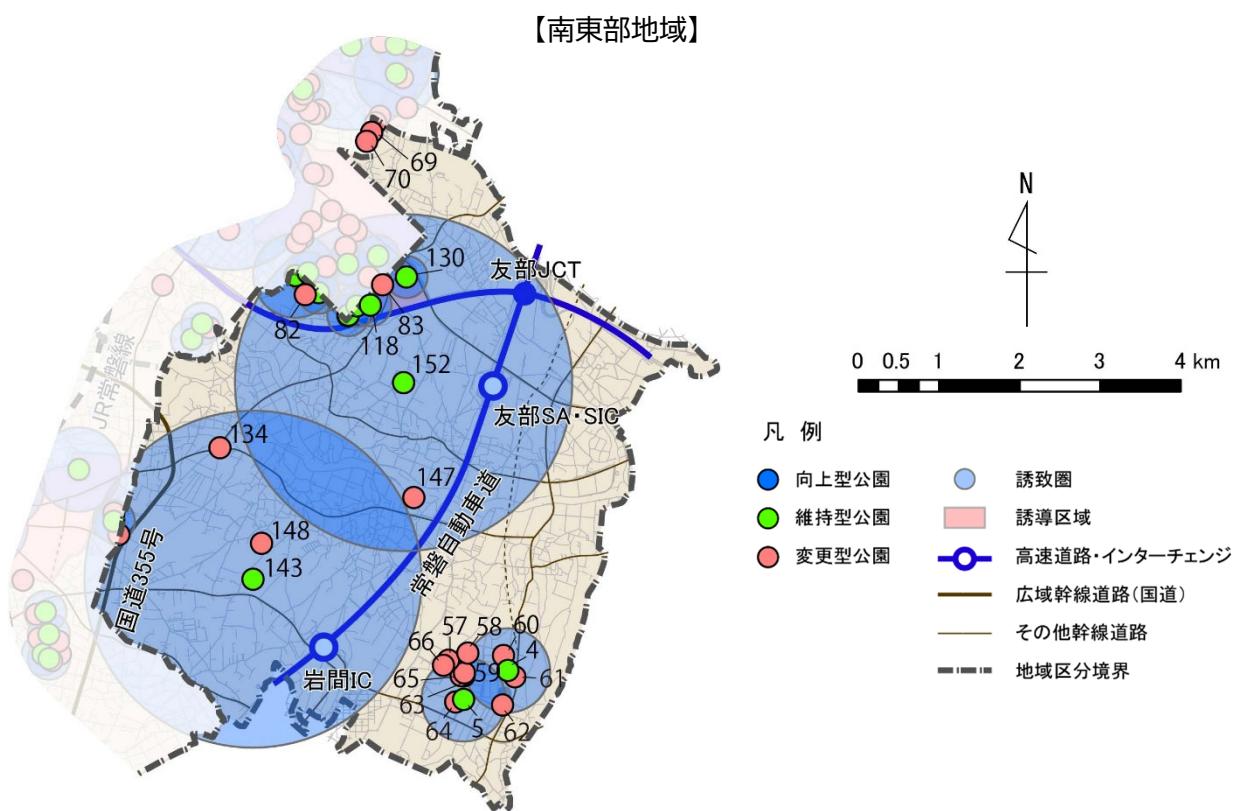


図3-8 南東部地域の公園配置

(向上型・維持型の公園の誘致圏のみ反映)

表3-22 南東部地域の公園と方針

No.	公園名称	方針	No.	公園名称	方針
4	岩間工業団地第一公園	②	62	岩間工業団地緑地 6	③
5	岩間工業団地第二公園	②	63	岩間工業団地緑地 7	③
118	みどり野団地開発公園	②	64	岩間工業団地緑地 8	③
130	湯崎開発公園	②	65	岩間工業団地緑地 9	③
143	岩間海洋センターB&G・ 岩間総合運動公園	②	66	岩間工業団地緑地 10	③
			69	柿橋団地開発公園 3	③
152	北川根ふれあい広場	②	70	柿橋団地開発公園 4	③
57	岩間工業団地緑地 1	③	82	住吉公園	③
58	岩間工業団地緑地 2	③	83	住吉団地開発公園	③
59	岩間工業団地緑地 3	③	134	土師ポケットパーク	③
60	岩間工業団地緑地 4	③	147	押辺緑地 1	③
61	岩間工業団地緑地 5	③	148	押辺緑地 2	③

第4章. 質の高い空間の創出に向けて

4-1. 質の高い空間創出に向けた総合的な方策

(1) 適正配置の方向性

本市では、これまで都市計画法や都市公園法に基づき、多様な公園が整備されてきました。しかし、第2章で示したとおり、人口減少や少子高齢化、公園の利用ニーズの多様化などにより、公園のあり方も「数から質」「点から面」への転換が求められています。

第3章で示した基本方針に基づき、今後は公園の配置や役割を柔軟に見直し、地域の実情に応じた活用を進めていく必要があります。利用実態や地域ニーズを踏まえた公園機能の再構築、拠点性のある公園への機能集約などを通じて、持続可能で魅力ある空間づくりを推進します。

また、地域住民との協議や民間との連携、法令手続きの整理を通じて、用途変更や機能転換を含む多様な選択肢を検討し、持続可能で地域に根ざした公園づくりを目指します。

(2) 公園施設長寿命化計画の推進

本市では令和5年度（2023年度）に、市内の都市公園を対象とした「笠間市公園施設長寿命化計画（第2期）」を策定し、計画的な維持管理に取り組んでいます。この計画により、施設の安全性向上を図るとともに、将来的な維持管理コストの縮減や更新時期の平準化が可能となります。

また、公園施設の改修や更新にあたっては、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用することで、市の財政負担を低減しつつ、継続的かつ適切な維持管理体制の構築を進めています。

今後も公園ごとの方針との整合を図りながら、引き続き長寿命化に向けた取り組みを推進します。

（参考）笠間市公園施設長寿命化計画（第2期）の概要

策定期次	令和5年度（2023年度）										
計画期間	令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）										
計画内容	<p>■計画の目的 公園施設長寿命化計画を策定し、施設の維持管理を計画的に進めることで、安全性を確保するとともに、将来的な維持管理コストの縮減と平準化を図ることを目的とします。</p> <p>■計画の対象となる公園：21箇所</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>街区公園</th><th>地区公園</th><th>総合公園</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>公園数</td><td>16箇所</td><td>4箇所</td><td>1箇所</td><td>21箇所</td></tr></tbody></table> <p>※21箇所のうち、2箇所は向上型、19箇所は維持型に該当</p> <p>■ライフサイクルコスト⁸の縮減 長寿命化計画に基づき計画的に更新を行うことで、単年度あたりのライフサイクルコストは1,413千円の縮減が見込まれます。</p>		街区公園	地区公園	総合公園	合計	公園数	16箇所	4箇所	1箇所	21箇所
	街区公園	地区公園	総合公園	合計							
公園数	16箇所	4箇所	1箇所	21箇所							

⁸ ライフサイクルコストとは、施設の整備から維持管理、廃棄までにかかる総費用を指します。

(3) 地域特性を考慮した公園整備と持続可能な公園施設の更新

今後の人口減少や土地利用の変化を見据え、地域特性に応じた公園整備と持続可能な施設の更新を進めます。

新たに公園を整備する際は、本計画の方針を踏まえ、既存公園との機能の重複や配置バランスを考慮し、集約や適正配置の可能性を検討します。特に、近隣に変更型の公園がある場合は、機能の集約により地域全体の公園機能の最適化を図ります。

また、公園施設の新設・更新時には周辺公園の利用状況を踏まえた施設配置とし、維持管理コストの抑制を重視します。大型施設の導入は慎重に判断し、メンテナンス性に優れた設備や日常的な利用に適した施設を基本とすることで、持続可能な公園づくりを目指します。

(4) 多様な主体による公園管理の効率化と地域活性化

企業と行政が連携して公園を維持管理する制度として、指定管理者制度や公募設置管理制度⁹があります。これらは企業やNPO法人、ボランティア団体のノウハウを活用し、多様化する利用ニーズに対応するとともに、効率的な管理によるコスト削減を可能にします。

現在、本市では都市公園や自然公園を中心に8箇所で指定管理者制度を導入しており、今後は向上型の公園を中心に制度のさらなる活用を検討し、ニーズに応じた公園の確保に努めます。

また、公民連携¹⁰の取り組みとして、笠間市都市公園グリーンパートナー制度を活用し、市民による維持管理を推進しています。さらに、多くの開発公園においても地域住民による管理が行われています。

今後も市民の協力を得ながら、自由度の高い公園の実現を目指し、多様な主体の創意工夫を活かした公園づくりを進めます。

(5) 開発による公園整備の緩和

都市計画法第33条及び同施行令第25条では、住宅や工業団地などの開発行為において、開発面積が0.3ha以上5ha未満の場合、開発区域内に公園、緑地または広場を開発面積の3%以上を設けることが求められています。これを受け、本市では「笠間市開発事業に伴う公共・公益施設整備基準」を定め、開発に伴う公園整備の基準を設けています。

一方、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、それに伴って利用者が減少している公園や、財政的な制約から適切な維持管理が困難な公園が各地で見受けられます。公園については、量的な確保も重要ですが、地域の人口動態や配置状況を踏まえた住民ニーズ、良好な環境形成の観点にも配慮し、多くの住民に利用される整備が望まれます。こうした背景を踏まえ、平成28年(2016年)の都市計画法施行令の改正により、開発区域の面積が1ha以下の場合には、地方公共団体が条例を定めることで、公園の整備基準を柔軟に変更できるようになりました。

本市においても、本計画を踏まえ、利活用しにくい小規模な公園や適切な維持管理が困難な公園の増加を抑制するため、条例の制定について検討します。

⁹ 公募設置管理制度とは、都市公園において民間事業者が飲食店や売店などの施設を設置・運営する権利を、公募によって選定する制度です。民間の資金やノウハウを活用して、魅力的で持続可能な公園づくりを目指す官民連携手法の一つです。

¹⁰ 公民連携とは、公共(行政)と民間(市民・企業・地元団体)が協力して、地域課題の解決や公共サービスの提供を行う取り組みです。

4-2. 向上型に位置付けた公園の方策

(1) 各公園の特色に応じた今後の対応

向上型に位置付けた公園については、それぞれの公園が持つ特色や地域における役割を踏まえ、特色を活かした維持・活用を基本とします。自然を基調とした公園では、周辺環境との調和や自然資源の保全的な活用を重視し、運動施設を備える公園では健康づくりやスポーツ振興に資する機能の充実を図るなど、各公園の特色に応じた管理・運用の工夫を行います。

なお、公園の特色的設定にあたっては、国土交通省が示す「都市公園のストック効果向上に向けた手引き 国土交通省都市局公園緑地・景観課 平成28年5月」¹¹を参考に、公園が地域にもたらす価値や機能を多面的に捉えた上で分類を行いました。これにより、各公園が果たすべき役割を明確化し、地域特性や利用実態に応じた整備・管理方針の検討を可能としています。

今後、向上型に位置付けた公園については、これらの考え方に基づき、各公園の特色に応じた魅力向上を図ります。

表4-1 ストック効果と向上型に位置付けた公園

●:効果が比較的明瞭に認められる △:効果がやや限定的である

公園名	主なストック効果							
	防災性向上効果	環境維持・改善効果	健康・レクリエーション空間提供効果	景観形成効果	文化伝承効果	子育て・教育効果	コミュニティ形成効果	観光振興効果
笠間芸術の森公園	●	△	●	△	●	●	●	●
笠間市総合公園	●	△	●	△	△	●	●	△
笠間中央公園	●	△	●	△	△	●	●	△
あたご天狗の森	△	●	●	△	△	△	●	△
北山公園	△	●	●	●	△	△	●	△
つつじ公園	△	●	●	●	△	△	△	△
福ちゃんの森公園	●	●	●	●	△	△	●	△

¹¹ 国土交通省が示す都市公園のストック効果とは、既存の公園（ストック）が持つ価値や機能が、時間の経過とともに地域や社会に与える効果のことです。主に都市公園を対象とした指標であり、各効果は厳密に分類できるものではないことを踏まえ、本計画では向上型の公園における特色把握の参考指標として、柔軟に活用しています。

■笠間芸術の森公園 ・・・「文化・体験・観光複合型公園」

～北部地域～

広大な敷地の中に、茨城県陶芸美術館や陶の杜、スケートパークなど、多彩なエリアを備え、子どもから大人まで楽しめる公園です。

「陶炎祭」「笠間浪漫」「新栗まつり」など、笠間市を代表する大規模イベントを開催し、隣接する笠間工芸の丘と連携することで、芸術文化の発信、観光振興、コミュニティ形成、健康増進など、多面的な効果を生み出しています。

※笠間工芸の丘を含む



笠間芸術の森公園

表 4-2 笠間芸術公園におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
防災性向上効果	笠間市地域防災計画における位置付け
健康・レクリエーション空間提供効果	あそびの杜（遊具広場）、スケートパーク
文化伝承効果	茨城県陶芸美術館、陶の杜、笠間工芸の丘
子育て・教育効果	体験型学習、陶芸教室、展示解説
コミュニティ形成効果	陶炎祭、笠間浪漫、新栗まつり
観光振興効果	陶炎祭、笠間浪漫、新栗まつり、笠間焼体験
地域経済活性化効果	笠間工芸の丘（クラフトショップ、カフェ、体験施設）、スケートパーク

■笠間市総合公園 ・・・「スポーツ推進型公園」

～北部地域～

野球場、サッカー場、テニスコートなどの運動施設を備え、地域のスポーツ活動を支える拠点です。

市民の健康増進やレクリエーションの場として機能するとともに、ピクニック広場の遊具で子育て支援にも対応しています。さらに、地域イベントの開催にも対応できる空間を有し、多世代交流の場としての役割も果たしています。



笠間市総合公園

表 4-3 笠間市総合公園におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
防災性向上効果	笠間市地域防災計画における位置付け
健康・レクリエーション空間提供効果	野球場、サッカー場、テニスコート、多目的広場、ピクニック広場
子育て・教育効果	学校行事による利用
コミュニティ形成効果	地域イベント、スポーツ大会、スポーツ教室

■笠間中央公園 ・・・「子育て・交流型公園」

～東部地域～

広さ約 10,000 m²の広大な芝生広場や、さまざまな種類のインクルーシブ遊具、イベントができるインターロッキングの広場などが整備されており、子育て世代に配慮したインクルーシブ公園です。

多世代が安心して利用できる空間づくりにより、地域コミュニティの形成を促進します。



笠間中央公園

表 4-4 笠間中央公園におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
防災性向上効果	笠間市地域防災計画における位置付け
健康・レクリエーション空間提供効果	ふらっと広場（芝生広場）、にこにこ広場（遊具広場）
子育て・教育効果	にこにこ広場（遊具広場）、保育施設による利用
コミュニティ形成効果	多世代利用による交流促進

■あたご天狗の森 ・・・「自然・観光複合型公園」

～南部地域～

愛宕山の自然地形を生かした眺望や自然体験が魅力の公園です。広大な緑地や散策路、遊具、展望デッキ付きのカフェなどを備え、四季を楽しみながら過ごせる空間です。

また、シャワーなどの施設を備えた「あたごフォレストハウス」や、グランピング施設「ETOWA KASAMA」により、休憩・宿泊機能を提供し、観光拠点としての役割も果たしています。



あたご天狗の森

表 4-5 あたご天狗の森におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
環境維持・改善効果	自然地形の活用
健康・レクリエーション効果	ハイキングコース、遊具
コミュニティ形成効果	多目的室、カフェ空間
観光振興効果	展望デッキ、カフェ、ハイキング拠点、悪態まつり（飯綱神社）、桜の名所

■北山公園 ・・・「自然・体験型公園」

～東部地域～

湖や森林に囲まれた自然環境を活かし、生物多様性学習やキャンプ、バーベキューなどのアウトドア体験ができる公園です。

自然地形を生かした散策ルートや展望台などが整備されており、観光や健康増進としての機能を兼ね備え、地域の魅力を高める拠点として役割を果たしています。



北山公園

表 4-6 北山公園におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
環境維持・改善効果	湿性生態園、白鳥湖周辺の自然保全、四季の草花、自然観察会
健康・レクリエーション効果	遊歩道（森林浴・ウォーキング）、アウトドア体験
景観形成効果	白鳥湖の自然景観、季節の花々
コミュニティ形成効果	自然教室、観察会、アウトドア体験
観光振興効果	アウトドア体験、自然体験型イベント

■つつじ公園 ・・・「自然・景観型公園」

～北部地域～

春には市民協働で植えられたつつじが咲き誇り、山頂から笠間の街並みを一望できる、眺望を生かした公園です。

春に開催される「つつじまつり」や山頂でのキャンプなど、豊かな自然美と季節感による観光資源としての役割を果たすとともに、都市景観形成にも寄与しています。

※あじさい公園用地、山ろく公園、城跡公園を含む



つつじ公園

表 4-7 つつじ公園におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
環境維持・改善効果	つつじの保全・活用
健康・レクリエーション効果	遊歩道、展望台、自然空間での散策
景観形成効果	自然植生（約 8,500 株のつつじ）
観光振興効果	つつじまつり

■福ちゃんの森公園 ・・・「交流・体験型公園」

～北部地域～

堂ノ入池周辺の豊かな自然環境を活かし、バーベキュー場、屋外集会所、ドッグランなどを備えた公園です。

交流イベントが開催されており、体験活動や環境啓発の場としても機能しています。市民参加型の運営が特徴で、地域とのつながりを重視しています。



福ちゃんの森公園

表 4-8 福ちゃんの森公園におけるストック効果と内容

主なストック効果	関連する施設・イベント・活動など
防災性向上効果	笠間市地域防災計画での位置付け
環境維持・改善効果	太陽光パネル設置による自家発電（蓄電利用）、廃食用油回収拠点、環境保護啓発イベント
健康・レクリエーション効果	ドッグラン、アウトドア体験、遊歩道、クーリングシェルター（夏季）
コミュニティ形成効果	地域イベント

4-3. 変更型に位置付けた公園の方策

(1) 目標値の設定とPDCAサイクルによる進捗管理

本市における将来推計人口は、令和2年（2020年）の73,173人から令和32年（2050年）の49,917人と、30年間で総人口は23,256人（約31.8%）減少することが見込まれています。このような人口減少の進行を踏まえ、現在数多く整備されている公園等については、用途変更・機能転換、売却などを含めた適切な配置の見直しが必要です。

分類の結果、変更型に位置付けられた公園等は80箇所であり、全体の約50%を占めています。これらの公園等については、これまでの利用に捉われず、地域のニーズに応じた利活用が求められます。

柔軟な利活用を図るため、159箇所ある公園のうち、変更型に分類した80箇所の公園について、長期的に用途変更や機能転換を検討します。また、80箇所のうち50箇所（159箇所の約31.4%）の公園については、令和32年度を目途に、段階的に用途変更や機能転換を行うことを目指します。

各中間年次においては、PDCAサイクルに基づく進捗状況の確認と再評価を行い、社会情勢の変化など、必要に応じて対応や目標値の見直しを検討します。

表4-9 変更型80箇所のうちの適正配置着手数

	令和2年度 (基準年次)	令和7年度 (現在)	令和12年度 (1次中間年次)	令和22年度 (2次中間年次)	令和32年度 (目標年次)
変更型公園の 適正配置目標数	—	—	10箇所 (累計10箇所)	20箇所 (累計30箇所)	20箇所 (累計50箇所)
（参考）総人口	73,173人		約31.8%減少		49,917人

※令和32年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所に基づく将来推計人口を採用

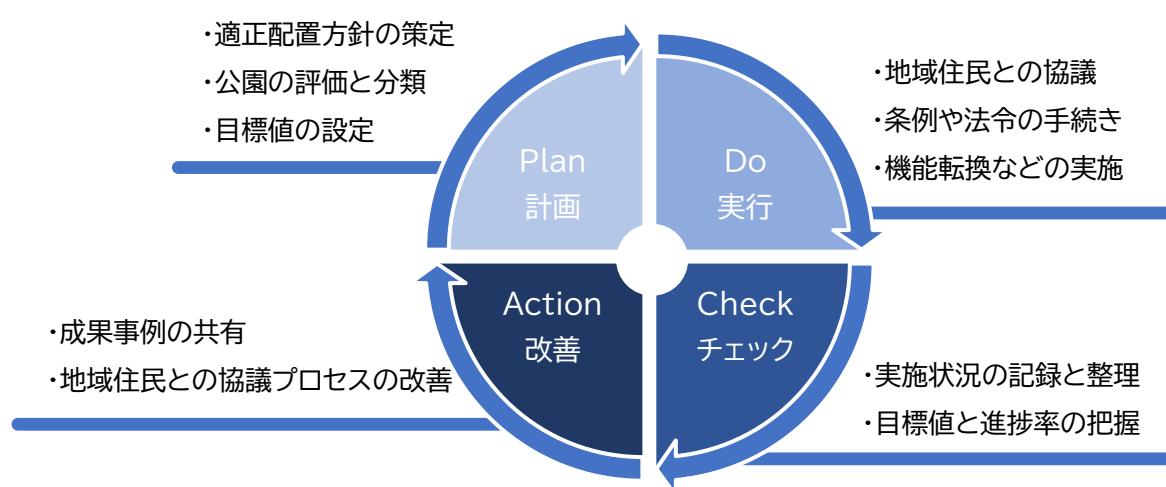


図4-1 PDCAサイクル

(2) 適正配置に向けた実施手順

本計画で「変更型」に分類された公園については、公園ごとに定めのある関連法令や条例の確認を行った上で、地域住民との協議を重ねながら、段階的な適正配置を進めます。

■地域住民との協議

ステップ
1

本計画で変更型に分類された公園については、地域住民との協議を重ねながら、具体的な活用方法を検討します。

検討にあたっては、公園単体で進めるのではなく、周辺の公園を一体的に捉えたエリアで検討を進めます。

協議の対象とする公園の順序については、法令などによる規制が少なく、用途変更や廃止なども含めて柔軟な活用が見込める公園から優先的に検討を開始します。こうした公園をモデルケースとして位置付け、地域住民との対話を通じて活用方針を具体化し、その成果や課題を踏まえながら、他の公園への展開を図ります。

■条例・法令に基づく手続き

ステップ
2

地域住民との協議を踏まえた活用方針については、公園ごとに関係する条例などに基づき、必要な手続きを適切に行います。

都市計画法及び都市公園法により、公園や緑地として位置付けられた区域は、原則として容易に廃止や転用することができません。

一方で、全国的にも人口減少や財政制約が進む中、維持管理が困難な公園も増えており、国土交通省は「都市公園法運用指針（第7版）（令和6年12月）」及び技術的助言（国都計第192号・国都公景第259号）（令和7年3月）において、地域住民との対話や合意形成を前提に、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを示しています。

本市においても、こうした制度的な動向も踏まえ、関連法令を遵守しつつ、今後の法改正や指針の見直しを注視しながら、既存ストックの活用を計画的に進めしていくものとします。

■検討内容の展開

ステップ
3

法令や条例の制約と地域の合意を踏まえたうえで、適正配置の必要性や可能性が認められる公園については、段階的に用途変更や機能転換を展開します。

また、廃止が決定された公園については、売却後などに不適切な土地利用が行われないよう配慮し、周辺環境やまちづくりの方針、地域のニーズに沿った利用が確保されるよう、売却条件の設定などの対応を検討します。

用途変更・機能転換

売却

その他（継続利用など）

(3) 変更型の公園における新たな活用プラン

地域の実情や将来の持続可能なまちづくりの方向性を踏まえ、公園の効果的な活用を図るために、変更型に位置付けた公園については、市民ニーズ調査の結果を参考に活用プランの整理を行いました。

本計画において示す活用方法は、これまでの検討に基づくものです。記載のある活用プランに限らず、他の活用方法についても柔軟に検討を行い、新たな活用により継続的に利用される空間へと転換します。

■用途変更・機能転換のプラン

1. 地域防災拠点としての活用

単なる防災空地としての機能にとどまらず、防災倉庫や物資の保管場所など、防災拠点として多面的な活用が可能です。また、防災訓練や啓発活動の場としても活用され、地域住民の防災意識の向上及び防災力の強化につながることが期待されます。

2. コミュニティ農園・市民ガーデン

地域住民が野菜や花を育てる農園として活用することで、地域交流の促進や環境教育の機会を提供します。利用者自身による管理を基本とするため、地域全体としての維持負担が軽減され、持続可能な利活用が可能となります。

3. 地域公共駐車場

地域住民や近隣施設（保育施設、集会所など）の利用者向けに、駐車スペースとして活用することで、周辺地域の利便性向上と違法駐車の抑制を図ります。なお、利用者間の公平性を確保するため、地域内でのルール整備と運用が求められます。



【期待される効果】

- ・ニーズに合った空間の活用
- ・地域防災機能や環境の向上
- ・不適切利用の防止

～気を付けるべきポイント～

- ・公平性の確保
- ・維持管理の継続

■廃止のプラン

1. 地域住民への売却

隣接する地域住民や活用を希望する個人に土地を売却し、住宅用地や家庭菜園、駐車場など、個人の敷地として活用します。地域としての活用が困難な立地条件にある場合でも、個人による利活用が促進されることで、地域内の未利用地解消となります。

2. 市民団体・企業への売却

市民団体や企業に土地を売却し、事業所、店舗、倉庫などとして活用してもらうことで、地域経済活動の支援につながります。地域資源としての有効活用が期待される一方で、売却先の選定や利用条件の設定など、適切な管理運用が求められます。



【期待される効果】

- ・維持管理コストの削減
- ・住民や民間による主体的な関与の促進

～気を付けるべきポイント～

- ・公共性低下によるコミュニティの縮小
- ・環境機能の喪失

■その他（継続利用など）のプラン

1. 公園空間として継続利用

既存の広場や空間を活かし、子どもや地域住民が自由に利用できる公園として維持します。開発公園については、地域主体による管理体制のもと、利用のしやすさを重視し、柔軟な活用方法や利用ルールを設定することで、誰もが安心して楽しめる空間を目指します。これにより、地域に根ざした公園として、愛着や利用価値の向上が期待されます。



【期待される効果】

- ・交流やコミュニティ形成の場の維持
- ・避難場所としての機能や環境改善効果を保持

～気を付けるべきポイント～

- ・維持管理の継続的な負担
- ・施設の老朽化による安全性確保の課題

■コラム③ 市民の声から見る 公園のあり方と期待

公園の統廃合を進めるにあたっては、地域住民や子どもたちの意見を把握することが不可欠です。計画策定にあたり実施したアンケート調査や懇談会では、様々な意見をいただきました。

● 意見紹介 子どもたちの主な意見

お花がいっぱい植えられていて
涼しく過ごせる公園がいい

公園でも本が読めるような場所
があつたらいいです

トイレがきれいで安全
に遊べる場所がいい

室内でも遊べる場所
があつたらいい

自由にいろんな人とバスケなどの
ボール遊びができる場所がほしい

笠間市にはドッグラン
があまりない



● 意見紹介 子育て世代の主な意見

やっぱり公園は近くにほしい

開発で出来た公園は駐車場
も遊具もなく、遊べない

子どもが遊べるような公園
は減らさないでほしい

あまり使われていない公園は違つ
たものに変えるのも1つだと思う



自転車の練習ができる
ような場所あつたらよい

公園の名前や場所が
わかる地図があると良い

● 意見紹介 シニア世代の主な意見

徒歩で行ける公園が
近くにほしい

目的がはっきりした公園を整備しつつ、
数を減らすことも必要だと思う

観光地の近くは駐車場
として利用したらどうか

地域の高齢化が著しく、
除草作業も困難

子どもが自由に遊べる
場所が第一

家の近くで買い物が
できるとありがたい



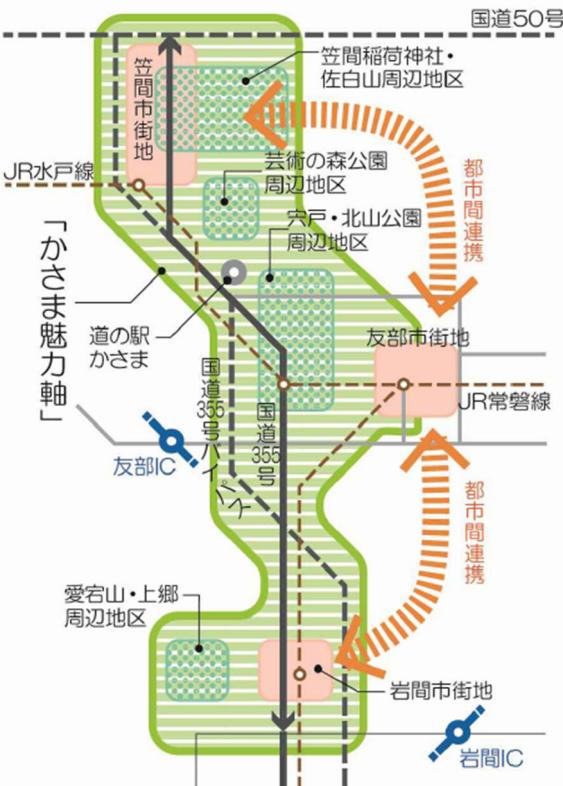
參考資料

参考資料1. 上位関連計画

(1) 笠間市第2次総合計画

策定年次	平成29年（2017年）3月
計画期間	平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）
	<p>【まちづくりの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり 多様な産業が育ち、成長する活力あるまちづくり 人が集い、賑わう、多様な魅力あるまちづくり <p>【将来像】 「文化交流都市笠間～未来への挑戦～」</p> <p>【総合計画の構造】 総合計画の構造は、「将来ビジョン（基本構想）」、「施策アクションプラン（基本計画）」、「事業アクションプラン（事務・事業計画）」の3層構造となっている。</p> <p>【第2次総合計画 施策の大綱】</p> <pre> graph TD A[第1章 都市基盤] --> B[① 活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります] A --> C[② 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります] B --> D[拠点・市街地整備] B --> E[公共交通] B --> F[空家・空地対策] B --> G[道路・河川] B --> H[公園・緑地] B --> I[景観] B --> J[上水道] B --> K[生活排水] L[第2章 生活環境] --> M[① 安全・安心に暮らしあげることができるまちをつくります] L --> N[② 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります] M --> O[防災・危機管理] M --> P[消防・救急] M --> Q[防犯] M --> R[交通安全] M --> S[消費者行政] M --> T[脱炭素社会の実現] M --> U[環境保全・公害防止] M --> V[廃棄物対策] W[第3章 健康福祉] --> X[① 子どもを育み、育てやすい環境を整えます] W --> Y[② だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます] W --> Z[③ 相互に支えあい、便りさと心が通いあう地域をつくります] X --> AA[子ども・子育て支援] Y --> BB[保健・医療] Y --> CC[社会保険] Z --> DD[地域福祉] Z --> EE[障害者福祉] Z --> FF[高齢者福祉] G[第4章 産業] --> GG[① 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます] G --> HH[② 地域の跡に満ちた活力ある産業をつくります] GG --> II[企業誘致] GG --> JJ[雇用・労働環境] GG --> KK[観光] GG --> LL[地場産品] GG --> MM[農林業] GG --> NN[商業] GG --> OO[工業] P[第5章 教育文化] --> PP[① 未来を拓く子どもを育みます] P --> QQ[② 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます] PP --> RR[就学前教育] PP --> SS[学校教育] QQ --> TT[生涯学習] QQ --> UU[芸術・文化] QQ --> VV[スポーツ] R[第6章 地域づくり] --> RR[① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らしがけることができる地域をつくります] R --> SS[市民協働・地域コミュニティ] R --> TT[多様な人材の活躍] R --> UU[人権尊重] R --> VV[移住・交流] R --> WW[ライフイベント] Q[第7章 自治体運営] --> QW[① スムーズで効率的な自治体運営をめざします] Q --> QX[広報・広聴] Q --> QY[行政運営] Q --> QZ[財政運営] Q --> QAA[公共施設等管理] Q --> QBB[デジタルトランスフォーメーションの推進] </pre> <p>○施策の目指す姿：賑わいと憩いの公園があるまち ○自然環境の保全と身近な緑を育む体制づくりをします。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素社会の実現と連動した自然環境の保全 自然保護の意識啓発 都市緑化に対する意識啓発 都市公園グリーンパートナー制度の活用 <p>○賑わいと憩いを創出する公園の整備と維持をします。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各公園の適切な維持管理と適正配置 公民連携による新たな公園管理手法の構築 公園施設の機能充実と質の向上
策定計画との関連事項	<p>○施策の目指す姿：賑わいと憩いの公園があるまち ○自然環境の保全と身近な緑を育む体制づくりをします。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各公園の適切な維持管理と適正配置 公民連携による新たな公園管理手法の構築 公園施設の機能充実と質の向上

(2) 笠間市都市計画マスタートップラン

策定年次	令和4年（2022年）3月（改定）
計画期間	平成21年（2009年）～令和10年（2028年）
計画概要	<p>【都市づくりの理念】 ～活発な交流と活力に満ちた、快適で安らぎのあるまち～ “活発な交流と拠点機能の強化による、活力あふれるまち” “快適で安らぎに満ちた、住みよいまち”</p> <p>【都市づくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然を身近に感じつつ持続可能な生活環境の創造 ○恵まれた位置と資源を活かした産業集積と地場産業の振興 ○笠間の特性を考慮した土地利用誘導策の確立 ○「かさま魅力軸」の形成による市民活動・広域交流の拡大 <p>【かさま魅力軸概念図】</p>  <p>The diagram illustrates the 'Kasama Charm Axis' (green line) connecting several key areas: Kasama City Center, Kasama Art Forest Park Area, Kasama Kita-nagano Park Area, Ibaraki City Center, Iwami City Center, and Iwami Mountain-Uesaka Area. Major roads shown include National Route 50, National Route 355, and National Route 355 bypass. Railroads shown include JR Mito Line and JR Tōhoku Main Line. Arrows indicate the direction of the charm axis flowing through these areas.</p> <p>図III-4-1 「かさま魅力軸」概念図</p>
策定計画との関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の方針: 市民の憩いの場の確保、コミュニティ形成の促進、災害時などの避難場所として、公園の計画的な整備と緑地の保全・活用を進めます。 ○都市公園の配置に関する方針、その他公園の配置に関する方針、整備と管理に関する方針 ○公園・緑地や公益施設などは、市街地内のオープンスペースとして計画的な整備を進めるとともに、防災倉庫や災害用トイレの設置を検討するなど、災害時の一時終結場所としての機能充実に努めます。

(3) 笠間市立地適正化計画

策定年次	令和2年（2020年）3月
計画期間	令和2年度（2020年度）～令和21年度（2039年度）
計画概要	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地や拠点に、人や産業を集積 ○市街地と各地域のネットワークを形成 ○市街地相互や市街地と地域拠点の連携 ○地域の特性・個性を生かした景観保全 ○魅力ある歴史的・自然的景観の保全向上 <p>【まちづくりの方針】</p> <p>【都市拠点の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地において主要な鉄道駅を有する交通結節点として中心性を有する友部、笠間、岩間の3市街地を拠点市街地として、本市の鉄道や高速道路などの恵まれた交通利便性や、首都圏及び周辺拠点都市などに近い位置関係を生かし、各種の高次な都市機能の立地・集積を図るための「都市拠点」を配置 <p>【生活拠点と中心拠点の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの拠点市街地内の都市拠点の周辺に既存の人口集積に対応して「生活拠点」を配置して住宅の集積を促進するほか、これと合わせて市民などの快適な日常生活を支える各種生活機能を立地・集積 ・生活拠点の中で特に友部駅周辺は、笠間市第2次総合計画における都市機能強化ゾーンの位置づけを踏まえ、本市の都市的発展を牽引する都市機能を積極的に誘導する「中心拠点」とする <p>【地域拠点の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの拠点市街地以外の地域において、鉄道駅の立地や各種生活施設の集積が見られ、その周辺地域の中で拠点的な役割を有する場所に「地域拠点」を配置し、中心拠点や生活拠点に準じた拠点的な役割を担う <p>【集落地・郊外や各種拠点との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光や歴史、文化、農業などの本市の特徴的な資源である各種拠点と市街地などを連携し、市民の日常生活や来訪者にとっての魅力を向上 ・幹線道路や鉄道に沿って形成されてきた主要な集落地や住宅団地については、既存のコミュニティを維持しながら、市街地と軸状に連なる構造として連続性や連携性を保つ ・郊外部などで金融機関や学校があるなどの拠点性を有する主要な集落地は、拠点としての利便性を生かして既存の地域コミュニティを維持 ・その他の地域は、住み慣れた土地でのこれまで通りの暮らし方や、郊外のゆとりある暮らし方などの多様なライフスタイル需要に対応し、現在の環境を維持 <p>【周辺都市との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県央地域定住自立圏」を構成する9市町村や、JR常磐線や幹線道路などの基幹的な交通手段を介して結びつく本市周辺都市との連携により、市民生活や経済産業活動などで共生関係を構築
策定計画との関連事項	<p>居住誘導区域の検討</p> <p>○居住誘導区域・準居住誘導区域</p> <p>本市の居住誘導区域は、住宅を中心に、商業・医療施設などの日常生活利便施設や各種都市機能を集積していくべき区域として指定します。また、本市では独自に居住誘導区域に準じた「準居住誘導区域」も指定します。</p>

(4) 笠間市景観計画

策定年次	令和3年（2021年）3月				
計画期間	一				
	<p>【景観まちづくり理念】 市民自らが誇りを持ち、本市の美しい景観を再認識し、笠間固有の自然・歴史・文化の宝を美しく保ち、魅力を高めること</p> <p>【景観まちづくり基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな自然や山並みが形成する景観の保全・活用 2. 地域の魅力ある歴史・文化資源の保全・活用 3. まちなか(市の顔)に相応しい景観まちづくり 4. 市民と共につくりあげる持続的な景観まちづくり <p>【地区別景観形成方針】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地区別景観形成方針</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>自然景観地区</p> <p>身近な自然との共生の中で育まれてきた景観や、地域の原風景でもある田畠など自然的土地利用がなされている地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自然環境保全エリア ②田園・里山景観エリア </div> <div style="width: 45%;"> <p>産業景観地区</p> <p>潤いと豊かな緑を提供する工業団地景観や、笠間焼や稻田みかけ石など世界に誇れる伝統産業による地域固有の景観が垣間見える地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工業地帯エリア ②稻田みかけ石 ③笠間焼エリア ④栗園エリア </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>歴史景観地区</p> <p>地域の成り立ちを伝える歴史的な神社仏閣等の建造物や史跡などから成る、本市の歴史的背景が垣間見える地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①笠間稲荷エリア ②笠間城跡エリア ③宍戸・友部エリア ④岩間エリア </div> <div style="width: 45%;"> <p>暮らし景観地区</p> <p>本市の顔となる洗練された景観・賑わいある景観を創出する駅周辺や、幹線道路とその沿道、住宅地のまち並み等の暮らしの中の景観を形成する地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①沿道・沿線景観エリア ②駅周辺の市街地景観エリア ③住宅景観エリア </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>文化景観地区</p> <p>地域の伝統的な風習を守り、祭事、文化的なイベントなど、本市を特徴付ける地域固有の文化的背景が垣間見える地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①芸術・陶芸エリア ②宍戸エリア ③岩間エリア </div> <div style="width: 45%;"> <p>○5つの特性地区を設定し、「景観形成エリア」として整理、地区ごとに「地区別景観形成方針」を定める。</p> </div> </div> <tr> <td>計画概要</td><td></td></tr> <tr> <td>策定計画との関連事項</td><td> <p>○市民による景観まちづくりの取り組み事例として笠間市都市公園グリーンパートナー制度が実施されています。実施団体一覧（いなだふれあい公園：神田自治会、鯉淵公園：柿橋総区、友部駅前児童公園：仲町区、城南やきもの通り公園：第16区）</p> </td></tr>	計画概要		策定計画との関連事項	<p>○市民による景観まちづくりの取り組み事例として笠間市都市公園グリーンパートナー制度が実施されています。実施団体一覧（いなだふれあい公園：神田自治会、鯉淵公園：柿橋総区、友部駅前児童公園：仲町区、城南やきもの通り公園：第16区）</p>
計画概要					
策定計画との関連事項	<p>○市民による景観まちづくりの取り組み事例として笠間市都市公園グリーンパートナー制度が実施されています。実施団体一覧（いなだふれあい公園：神田自治会、鯉淵公園：柿橋総区、友部駅前児童公園：仲町区、城南やきもの通り公園：第16区）</p>				

(5) 笠間市国土強靭化地域計画

策定年次	令和7年（2025年）3月（改訂）
計画期間	令和2年度（2020年度）～令和8年度（2026年度）
計画概要	<p>【まちづくりの将来像】 「文化交流都市笠間～未来への挑戦～」</p> <p>【基本目標】 いかなる災害が発生しようと 1. 人命の保護が最大限図られること 2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること 4. 迅速な復旧復興を図ること</p> <p>【計画の対象とする災害】 国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とする。</p> <p>【大規模自然災害などに対する脆弱性評価】 1. 国が実施した手法を参考に、脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針の策定。</p> <p style="text-align: center;"> STEP1 地域を強靭化するまでの目標の明確化 STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 STEP4 リスクへの対応方策の検討 STEP5 対応方策について重点化 </p> <p>○8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定。</p>
策定計画との関連事項	○公園施設については、災害時に遊具などの倒壊による被害を生じさせないよう、適切な点検・診断や修繕・更新などを行うとともに、防災機能の充実を検討します。

(6) 笠間市地域防災計画

策定年次	令和5年（2023年）3月（改定）
計画期間	一
計画概要	<p>【計画の構成】 「風水害等対策計画編」「震災対策計画編」及び「原子力災害対策編」から構成された計画である。</p> <p>【第1編 風水害等対策計画編概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1編は、本市の地域における災害対策を体系化したものである。 ○第1編は以下の災害対策が含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害対策計画 2. 航空災害対策計画 3. 鉄道災害対策計画 4. 道路災害対策計画 5. 危険物等災害対策計画 6. 大規模な家事災害対策計画 7. 林野火災対策計画 <p>【第2編 震災対策計画編概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2編は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものである。 ○第2編は以下の計画が含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 震災予防計画 2. 震災応急対策計画 3. 震災復旧・復興対策計画 <p>【第3編 原子力災害対策編概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3編は原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定めるものである。 ○原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針において、対象施設から概ね半径 30km を「緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）」と位置付けている。
策定計画との関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園：市民の健康増進とふれあいの場の拠点としてだけでなく、一時集結場所や延焼阻止空間としてのオープンスペース確保のためにも、都市公園整備の推進を図るものとする。 ○緊急避難場所（一時集結場所）公園リスト ○派遣部隊の展開、宿営の拠点、ヘリコプター離発着場所 ○まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉え、道路・緑地・公園などの延焼遮断帯の確保、木造密集市街地などの防災上危険な地域の解消、避難地・避難路ネットワークの整備などの各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

(7) 笠間市公共施設等総合管理計画

策定年次	平成 28 年（2016 年）11 月
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 27 年度（2045 年度）
計画概要	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○質と量の最適化 ○公共施設等の将来の方向性確立 ○公共施設等の総合的なマネジメント <p>【基本的な方針】</p> <div style="text-align: center; background-color: #8B4513; color: white; padding: 5px;">総合的管理に関する基本的な方針</div> <div style="background-color: #FFDAB9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>①公共建築物の総量を削減します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後 30 年間で、延床総量を 20% 削減します。 ・新規の公共建築物の建設を抑制します。ただし、新規整備が必要な場合は以降の計画で総量が削減されるよう調整します。 </div> <div style="background-color: #FFDAB9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>②公共建築物の再編・最適化を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の評価を実施し、将来の本市に合った集約・複合化などの再編シナリオを策定します。 ・社会状況の変化や市民ニーズに対応して、施設の機能を見直します。 ・施設の再配置が必要な場合は、都市機能の集約すべきエリアとの整合を図りながら再配置の方針を検討します。 </div> <div style="background-color: #FFDAB9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>③将来更新費用を縮減します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の長寿命化を可能な限り図ると共に、計画的、効率的な改修・更新を推進し、将来更新費用を縮減します。 ・民間活力（PFI、PPP、民間委託等）の活用を検討し、改修・更新・維持管理に係るコストを縮減します。 </div> <div style="background-color: #FFDAB9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>④既存ストックを効率的かつ有効に保全・活用します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民の連携、民間提案の活用を積極的に推進します。 ・低未利用地や余剰施設は、貸付による利活用や売却を積極的に促進します。 </div> <div style="background-color: #FFDAB9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑤公共施設等のマネジメント体制を確立します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に取り組むための体制を確立します。 ・公共建築物とインフラ施設の個別の長寿命化計画を策定し、推進します。 </div> <p>【対象とする公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市が所有・管理する公共建築物 ○インフラ施設：道路、橋梁、公園施設、上水道施設（上水処理施設、管路）下水道施設（下水処理施設、下水道管渠）、農道、林道、集落排水施設
策定計画との関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ○点検や修繕を通じて、計画的な維持管理を行います。 ○防災機能の確認、耐震化の実施により、災害時に備えた整備を進めます。 ○長寿命化の実施や利用状況に応じた、統合・廃止の検討により計画的な公園のマネジメント体制を確立します。

(8) 笠間市公共施設等適正配置計画

策定年次	令和3年（2021年）2月
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和27年度（2045年度）
【計画概要】	<p>【基本方針】</p> <p>① 新たな施設の整備は、必要性を十分に協議し、厳選したニーズに対応する場合に行います。</p> <p>② 市民の利便性や行政事務の効率性などを考慮した既存施設の統廃合、集約・複合化などにより、施設面積の削減に取り組みます。</p> <p>③ 利用が極端に低調な施設、用途転用して倉庫や物置をしている低未利用施設、もしくは地域や民間に貸し付けている等の目的外使用の施設は、早期に今後の取り扱いを検討します。</p> <p>④ 既存施設の点検等を継続的に実施し、財政的な制約に対応するために、長期的な視点から検討し、必要な大規模修繕や改修・更新を行います。</p> <p>⑤ 公共施設の延床面積の約4割を占める学校教育系施設は、児童・生徒数の推移や地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した中長期的な観点から、統廃合などを含む適正規模での配置を行います。</p> <p>【計画の目標】</p> <p>The chart shows two vertical bars representing building areas. The left bar is for the 'General Management Plan (2016.11 Draft)' and the right bar is for the 'Correct Allocation Plan (2021.2 Draft)'. Both bars have a blue top section and a green bottom section. A red arrow points down from the top of the left bar to its green section, labeled '177,827.84m² 目指す保有面積' (Targeted ownership area). Another red arrow points down from the top of the right bar to its green section, labeled '177,827.84m² 目指す保有面積' (Targeted ownership area). Above the bars, a blue arrow points up from the left bar to the right bar, labeled '1.5%増' (1.5% increase). Above the right bar, a blue arrow points down to a red box labeled '47,789.70m² 目指す削減面積' (Targeted reduction area). At the very top, a blue arrow points down to a red box labeled '225,617.54m² 削減目標の対象面積' (Reduction target area). Reference values are also shown: '222,284.8m²' above the left bar and '【参考】235,017.33m²' above the right bar.</p> <p>○「笠間市公共施設等総合管理計画」策定時の20%削減に相当する施設保有面積（177,827.84m²）を目指す。</p>
策定計画との関連事項	<p>○トイレや倉庫がある公園施設は、18施設あり、延床面積は公共施設全体の0.5%を占めています。</p> <p>○都市公園は、市民の憩いの場として、日常的に近隣住民が利用しています。「笠間市公園施設長寿命化計画」（2014年～2024年）に基づき、計画的に維持・更新しています。</p> <p>○個別施設の方向性（適正配置の方針）リスト</p>

参考資料2. 公園等の廃止や用途変更に関する法令など

(1) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

項目	第二章 第十六条 都市公園の保存
内容（抜粋）	<p>公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一. 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合 二. 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合 三. 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合
公園等の廃止や用途変更に伴う留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園は原則としてみだりに廃止ができない。 ○都市公園以外の公園等において、都市公園と同等の機能が確保されている場合には、新たに都市公園への指定を行うことで、利用されていない都市公園の指定解除が可能となる。

(2) 都市公園法運用指針（第7版）（令和6年12月 国土交通省都市局）

項目	7. 都市公園の保存規定について（法第16条関係）
内容（抜粋）	<p>（参考「公益上特別の必要がある場合」について）</p> <p>「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。</p> <p>今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。</p>
公園等の廃止や用途変更伴う留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランや立地適正化計画などに基づき、地域の人口状況やニーズを踏まえた上で、都市公園の変更が可能となる。

(3) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

項目	第三章 第三十三条 開発許可の基準
内容（抜粋）	<p>都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>二. 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、交通の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。</p>
公園等の廃止や用途変更に伴う留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○開発の許可条件として公園等が設置されている場合、原則として廃止や用途の変更はできない。 ○都市計画法の適用外となる開発公園は、個人利用や民間などによる柔軟な活用が可能となる。

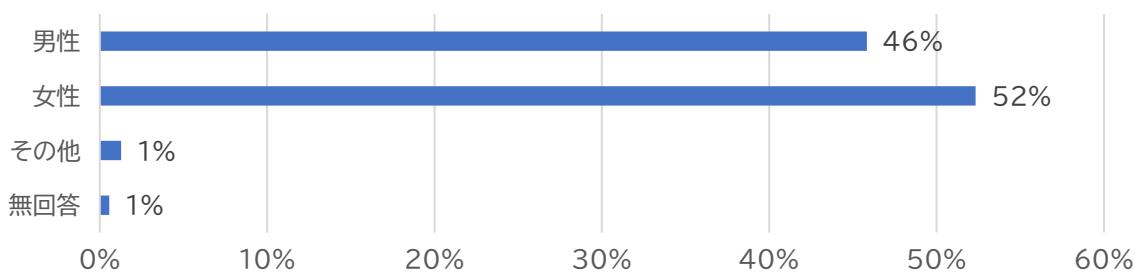
(4) 開発行為に伴い設置する公園等について（技術的助言）（令和7年3月 国土交通省都市局）

項目	2. 公園等のストック再編・廃止について
内容（抜粋）	<p>過去に開発行為に伴い設置した小規模な公園等（以下「既存公園等」という。）については、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、設置目的を十分に果たしていないものも見受けられる。</p> <p>このような既存公園等については、周辺の公園等との機能を分担させることにより有効活用や魅力向上を図ることや、量的に地域のニーズを既に充足している場合には廃止することも考えられる。</p> <p>廃止にあたっては、地域の町内会等と管理協定を締結している場合は、関係者間で十分な調整を図るとともに、周辺住民等への丁寧な説明を重ね、地域の合意形成を図るべきである。</p> <p>また、既存公園等が都市公園として位置付けられている場合には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第16条の規定や、都市公園法運用指針（令和6年12月国土交通省都市局）の7「都市公園の保存規定について（法第16条関係）」を踏まえ、検討する必要があることに留意すること。</p>
公園等の廃止や用途変更に伴う留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○用途変更にあたっては、地域の実情や住民ニーズ、代替施設の有無などを含めて整理する必要がある。 ○具体的な利活用の案がある場合においては、関係法令や地域の都市計画との整合性を確認しつつ、必要に応じて関係機関へ相談することが望ましい。

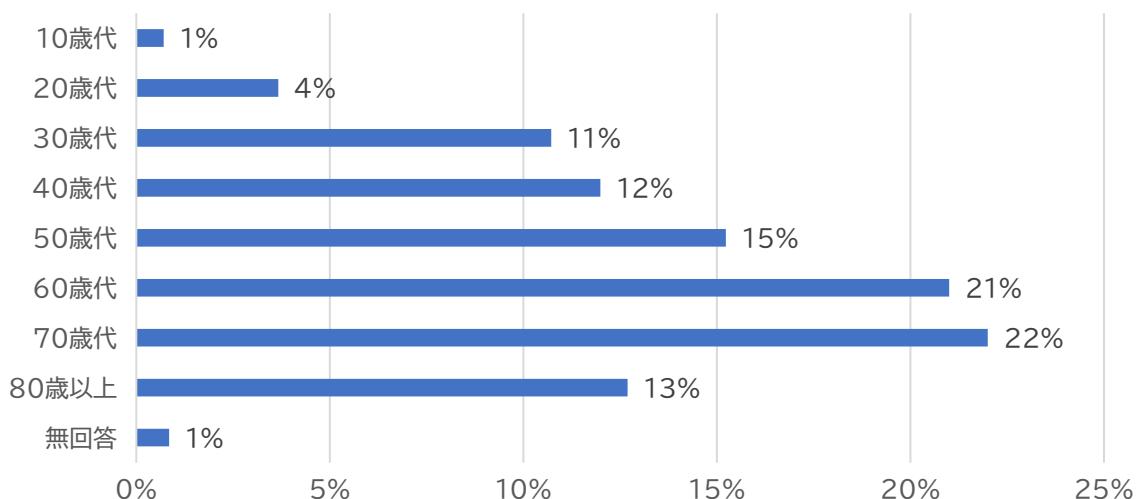
参考資料3. アンケート・ヒアリング調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

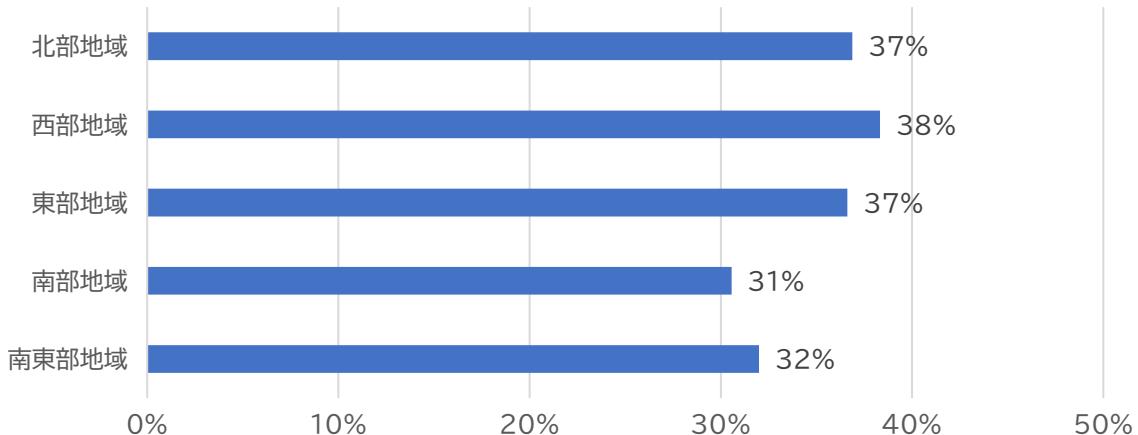
Q.あなたの性別についてお答えください。(回答数=709)



Q.あなたの年齢についてお答えください。(回答数=709)

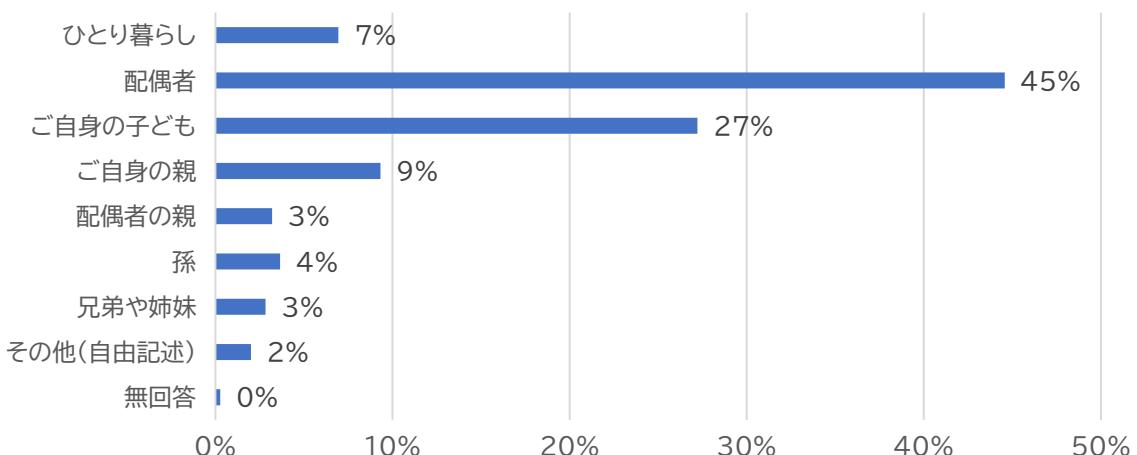


Q.あなたの住んでいる地域の名称についてお答えください。(回答数=709)



※地域別人口に応じた回答割合

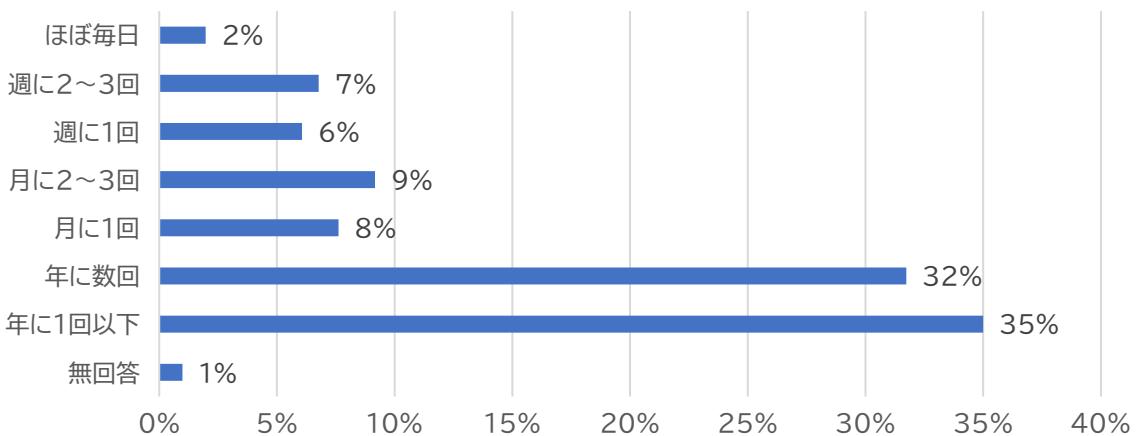
Q.あなたと同居しているご家族についてお答えください。(複数回答可)(回答数=1,095)



その他（自由記述）・抜粋

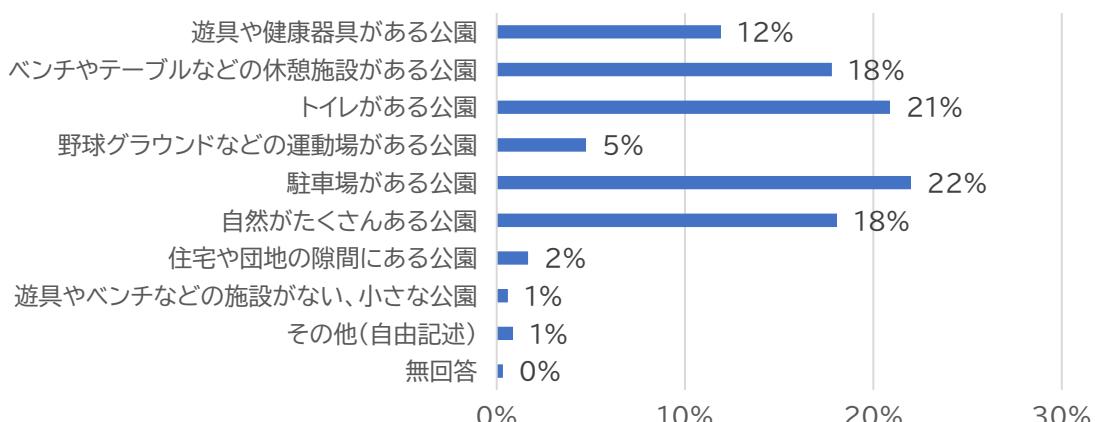
- ・子どもの夫
- ・親戚
- ・祖父母
- ・甥
- ・猫 2匹

Q.あなたが市内の公園を利用する頻度についてお答えください。(回答数=709)



Q.あなたが利用する市内の公園について、特徴をお答えください。(複数回答可)

(回答数=1,494)

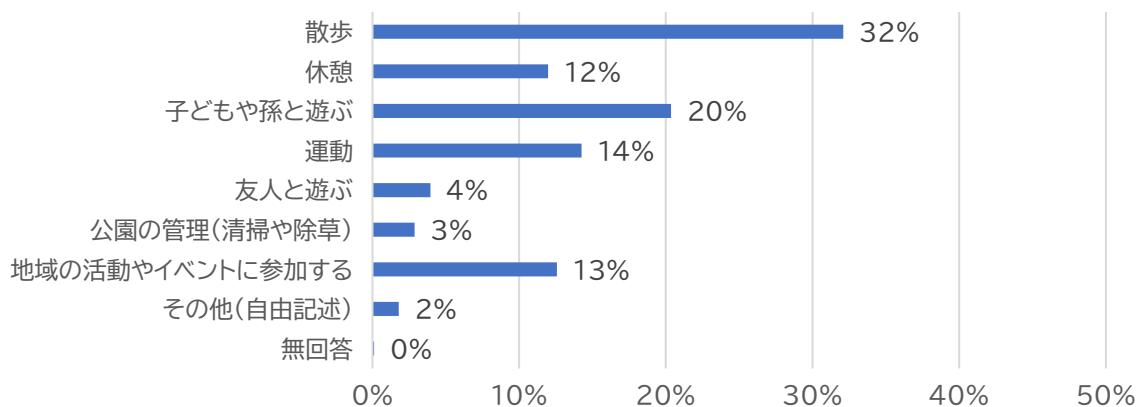


その他（自由記述）・抜粋

- ・年に数回のイベントがある公園
- ・家の近くにある公園
- ・芝生があり座れる公園
- ・ランニングやサイクリングに適した公園
- ・市内を見渡せる展望台がある公園

Q.あなたが利用する市内の公園について、目的をお答えください。(複数回答可)

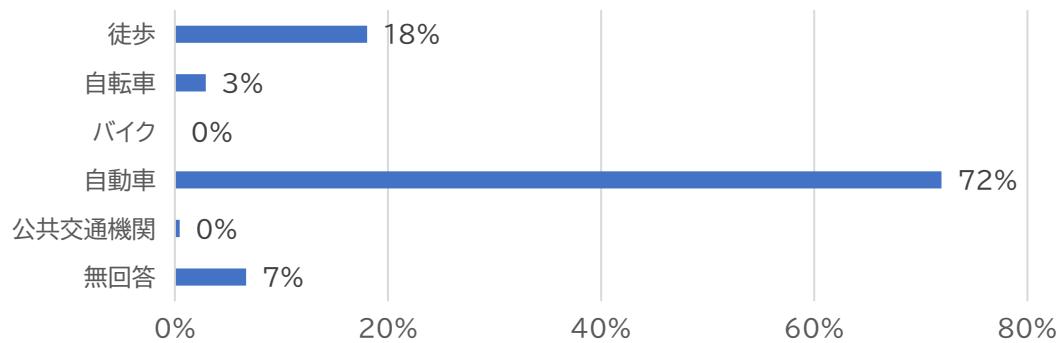
(回答数=835)



その他（自由記述）・抜粋

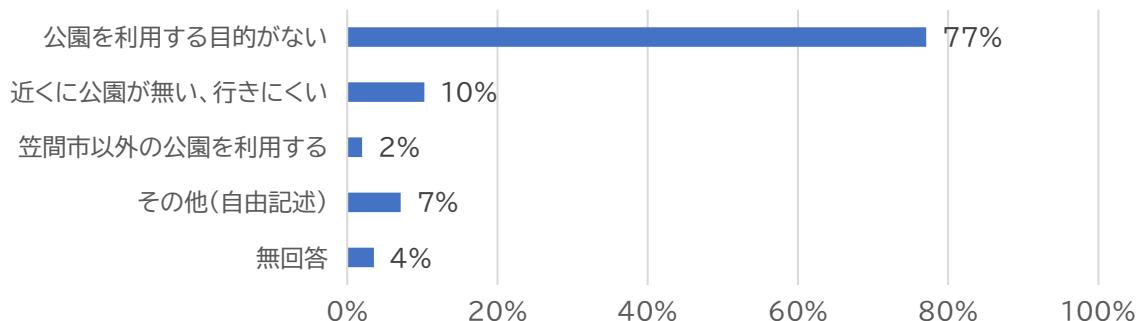
- ・犬の散歩をする
- ・グラウンドゴルフをする
- ・トイレを利用する
- ・花見をする
- ・写真を撮る（花、風景）

Q.あなたが利用する市内の公園について、交通手段をお答えください。(回答数=449)



Q.公園を利用する頻度で、「年に1回以下」を選んだ方にお伺いします。

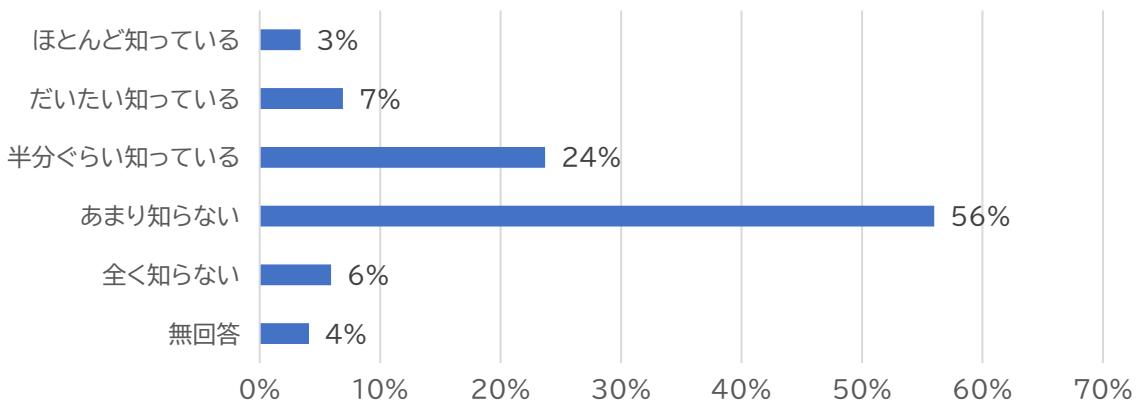
あなたが市内の公園を利用しない理由についてお答えください。(回答数=253)



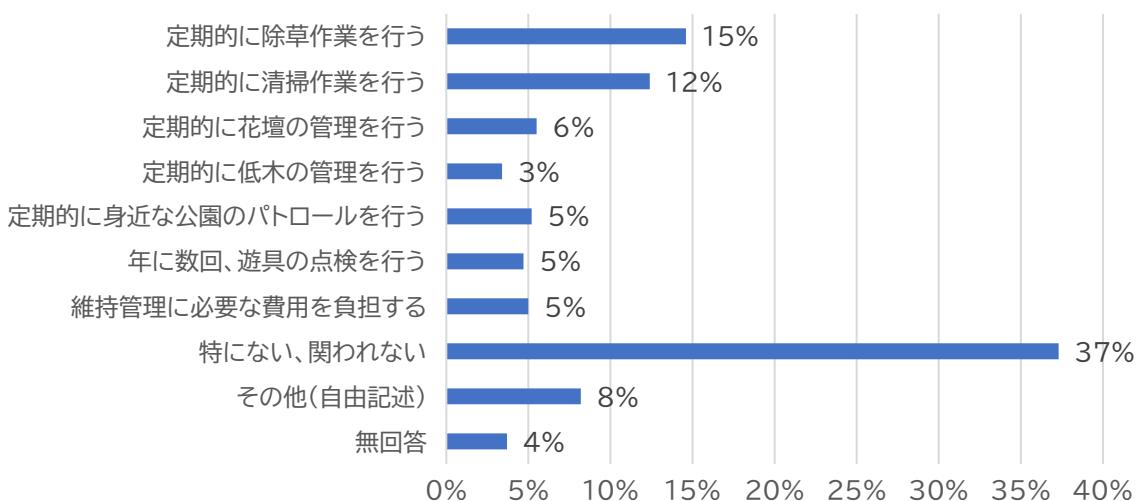
その他（自由記述）・抜粋

- ・体力的に外出が難しい。
- ・農作業や家周辺の管理作業に追われているため、公園を利用する余裕が持てない。
- ・ウォーキングできるような大きな公園が近くにないため、利用が難しい。
- ・高齢者の利用する器具がない。東京であれば、子どもたちと一緒にできる器具があちこちに設置されている。
- ・近所の公園は夏場になると雑草が生い茂り、足を踏み入れる余地がない。たまにシルバー人材センターの方が草取りをしているのを見かけるが、暑い時期は特にひどい状態である。

Q.同封した資料には、あなたがお住いの地域に整備されている公園が示されています。あなたは資料にある公園について、どのくらいの数を知っていますか。(回答数=709)



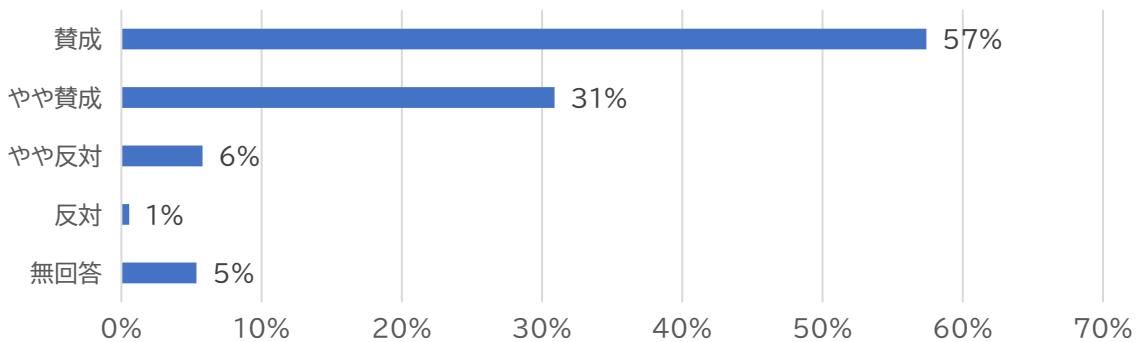
Q.身近にある小規模公園や緑地を今後も管理していくにあたり、あなたはどのように関わることができますか。あなたのお考えをお答えください。(複数回答可)(回答数=1,000)



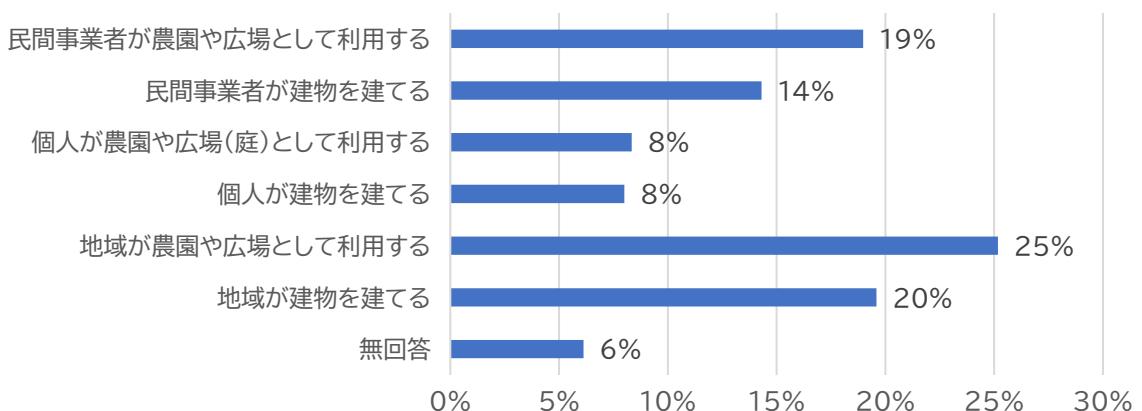
その他（自由記述）・抜粋

- ・自分の土地の管理で手一杯であり、公園管理まで手が回らない状況である。
- ・現在は町内会の公園清掃に参加し、除草作業を行っているが、腰や膝の痛みのため参加できなくなるのも間近である。周辺の住民も同様の状況である。
- ・地域住民によって管理されていることを知らなかった。また、それを管理しなければならないことも認識していなかった。
- ・クリーン作戦と同じ日に除草作業の依頼があれば、近隣住民と一緒に作業することは可能である。
- ・昔のように、共有地として地域全体で管理について考える必要があると感じている。

Q.「今後、効率的な維持管理を実施するにあたり、あまり利用されていない小規模公園や緑地の数を減らしつつ、地域の重要な公園に対して機能や魅力の充実を図り、跡地を有効活用する。」という市の考え方に対して、あなたのお考えをお答えください。(回答数=709)



Q.身边にある小規模公園や緑地の数を減らした場合、どのような跡地利用にするべきだと思いますか。あなたのお考えをお答えください。(複数回答可)(回答数=1,307)

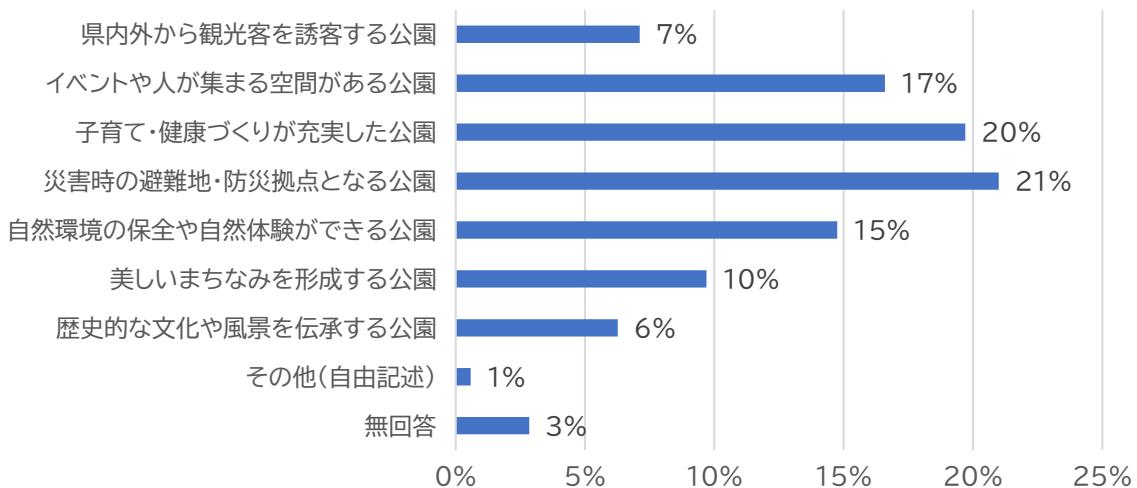


Q.あなた自身ではどのような跡地利用がしたい、またはしてほしいと思いますか。あなたの考え方をお答えください。(回答欄に自由に記載してください。)(回答数=314)

その他（自由記述）・抜粋

- ・公園が荒地のままになっているのはもったいないと感じる。幼稚園や小中学校の児童が校外学習などで利用できる施設や、地域の子どもたちが安心して利用できる場所となることが望ましい。
- ・管理・運営は、可能な者ができる範囲で行える方法で行ってほしい。個人や地域に限定した管理体制では、高齢化の進行に伴い、将来的に管理・運営面で支障が生じると考えられる。
- ・地域のコミュニティづくりに活用するとともに、防災拠点としての活用も期待される。
- ・市や地域、商工会が協力して管理を行い、野外活動の場として活用されることを望む。
- ・公園らしく整備してほしい。

Q.都市公園や自然公園などの大きな公園に対して、今後特に重視すべき整備方針について、あなたのお考えをお答えください。(複数回答可)(回答数=1,898)



その他（自由記述）・抜粋

- ・防災拠点として施設を整備してほしい。
- ・ウォーキングや散歩の休憩場所、住民同士の交流、コミュニケーションの場として活用できる公園であることが望ましい。
- ・いつでも自由にスポーツができる公園であることが望ましい。ボール遊びや自転車の利用が可能な環境が求められる。
- ・建屋のある場所に、交代で展示できるギャラリーを設置することを検討してほしい。
- ・山は整備せず、自然のままにしておくことが望ましい。

Q.市内の公園全般について、ご意見などがございましたら自由にご記入ください。(回答欄に自由に記載してください。)(回答数=220)

自由記述・抜粋

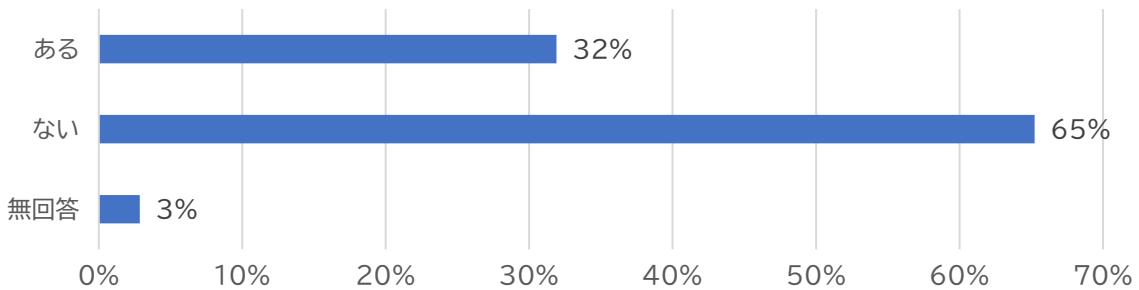
- ・太陽光パネルの乱立により自然環境の破壊が進んでいる。少子化の影響もあり、高齢者ばかりが暮らす地域となっている。かつて地域に親しまれていた公園が荒れたままになっている姿は寂しいものである。住民が穏やかに暮らしてきた歴史があり、その感謝を忘れない公園の整備が望まれる。
- ・芝が刈られ、公園はとても美しい状態であるが、犬の粪を持ち帰らない利用者がいることは残念である。犬の利用が禁止されることのないよう、マナーを守って利用してほしい。笠間市は犬連れに優しい環境であるが、マナーの悪い一部の利用者のために利用できなくなるのは悲しいことである。
- ・小規模な公園は地域住民が利用しやすく、大規模な公園は自然や歴史などのテーマを持ち、多くの人が魅力を感じて訪れる場所となることが望ましい。笠間市は豊かな自然、歴史、文化芸術に恵まれており、高速道路のインターチェンジやJR駅など、優れたポテンシャルを有している。これらを活かし、より活気ある地域となることが期待される。

自由記述・抜粋

- ・子育てが終わったため、最近は公園に行く機会はないが、孫ができた際には再び運動公園を訪れたいと考えている。安全で清潔な公園であることが望ましい。
- ・孫を連れて公園に行くことがあるが、遊具が整備されており、除草も行き届いていて、休憩施設も清潔で満足している。子どもを連れて歩いて行ける距離に公園がないのは残念であるが、すべての場所に必要とは考えていない。
- ・管理が困難となった小規模公園や緑地については、放置せず、地域住民の意向を踏まえたうえで有効活用すべきである。景観の悪化、防犯上の懸念、ごみの不法投棄などの問題が潜在していると考えられる。
- ・清潔なトイレは、公園のイメージ向上のみならず、笠間市全体のイメージアップにもつながる。引き続き、維持管理に努めてほしい。
- ・高齢化の進行により、公園の除草作業が困難になりつつある。利用されていない公園については、市による廃止を検討すべきである。
- ・人口減少に伴い、公園の必要性も低下すると考えられる。管理費を削減し、他の事業への展開を図ることも選択肢である。
- ・多くの公園が存在しているが、詳細な場所までは知らなかった。地域ごとに公園の現状を周知する取り組みを進めてほしい。
- ・公園にも種類があることを知った。東部地域に「公園」と名のつく広場が多数存在していることに驚いた。自宅は郊外にあり、敷地は広かったが除草や清掃には限界があった。公園の管理も困難であると推察されるため、数を減らすべきだと考える。
- ・大規模な公園も必要であるが、災害時などに逃げる空間がないと困るため、一定の空間を確保することが重要である。
- ・少子高齢化の進行により、公園の維持管理は困難になると考えられる。そのため、集約化を進めるとともに、災害時の避難や防災拠点としての機能を持つ公園は残すべきである。
- ・多様な機能を有する公園が整備され、利用者が目的に応じて使い分けるようになることが望ましい。
- ・子どもの数が減っている中で、遊具のみを設置した公園の使い方はもったいないと感じている。週末にはキッチンカーが来て食事が楽しめるようにしたり、高齢者向けの軽い運動ができる遊具を設置したりすることで、幅広い年齢層が楽しめる空間となればよい。
- ・現在整備されている施設を有効に活用し、イベントなどを開催することで、笠間市が魅力ある地域であり続けることを期待する。

(2) 区長アンケート調査結果

Q.あなたの区にある公園の中で、よく利用されている公園はありますか。(回答数=210)

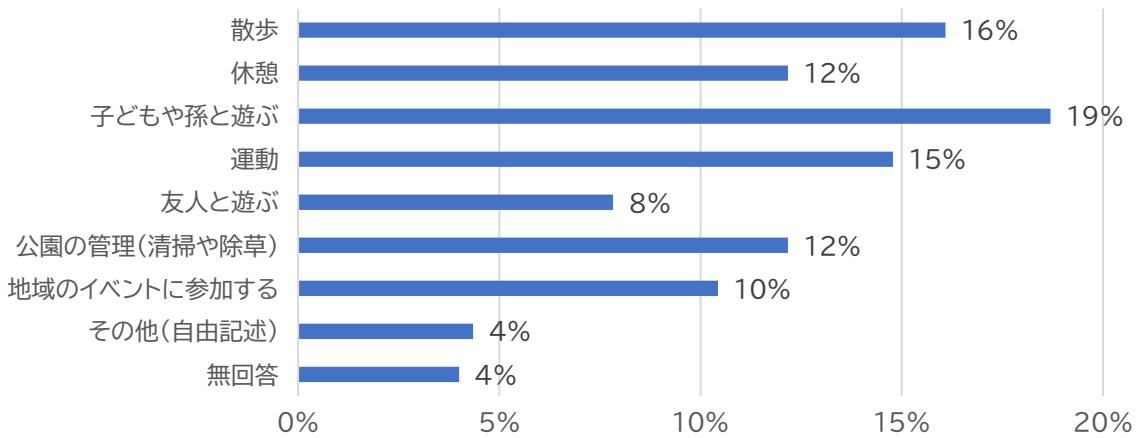


具体的な公園名・抜粋

- 北部地域・・・つつじ公園、笠間芸術の森公園、山ろく公園、芸森東ゲート入口広場
- 西部地域・・・福原運動公園
- 東部地域・・・笠間中央公園、鯉淵公園、橋爪グラウンド、松山団地中央公園
- 南部地域・・・北山公園、岩間駅西口多目的広場、第一東宝ランド開発公園3（さつき公園）、第一東宝ランド開発公園4（仲よし公園）
- 南東部地域・・・岩間工業団地第一公園、住吉団地内公園

Q.「利用されている公園がある」と答えた公園は、来た人にどのように利用されていますか。

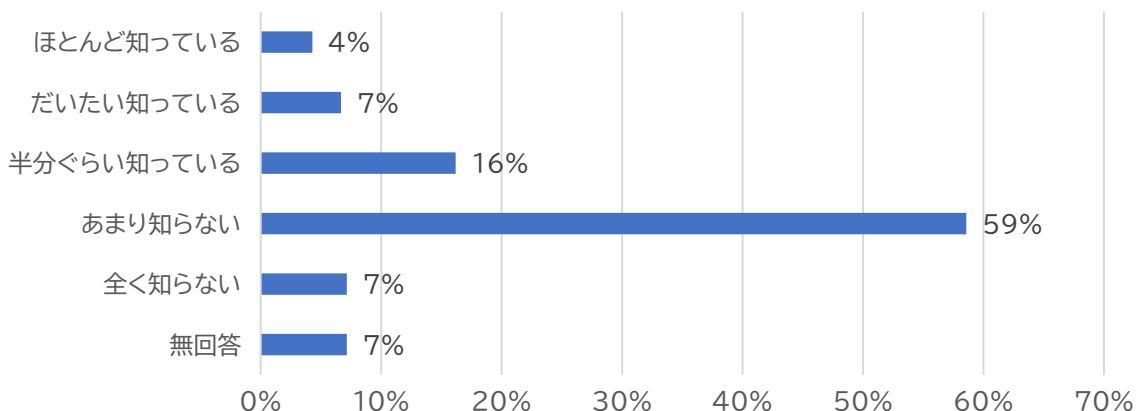
(複数回答可)(回答数=230)



その他（自由記述）・抜粋

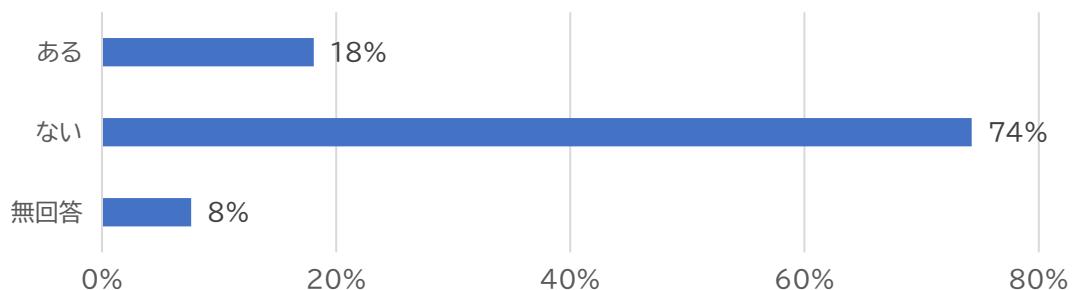
- ・犬の散歩をする
- ・グラウンドゴルフをする
- ・菜園を行う
- ・区の倉庫設置場所として利用する
- ・地域のレクリエーションを行う

Q.同封した資料には、あなたがお住いの地域に整備されている公園が示されています。あなたは資料にある公園について、どのぐらいの数を知っていますか。(回答数=210)



Q.小規模公園や緑地について、あなたの区で管理を行っている場所はありますか。

(回答数=210)

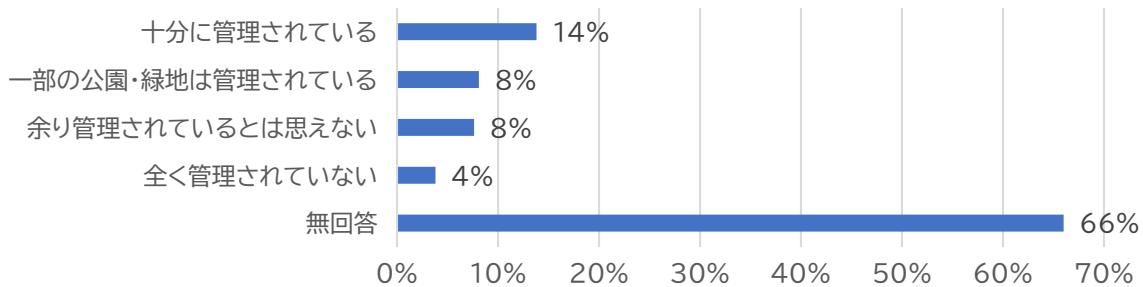


Q.「管理を行っている公園がある」と答えた公園の管理についてお答えください。

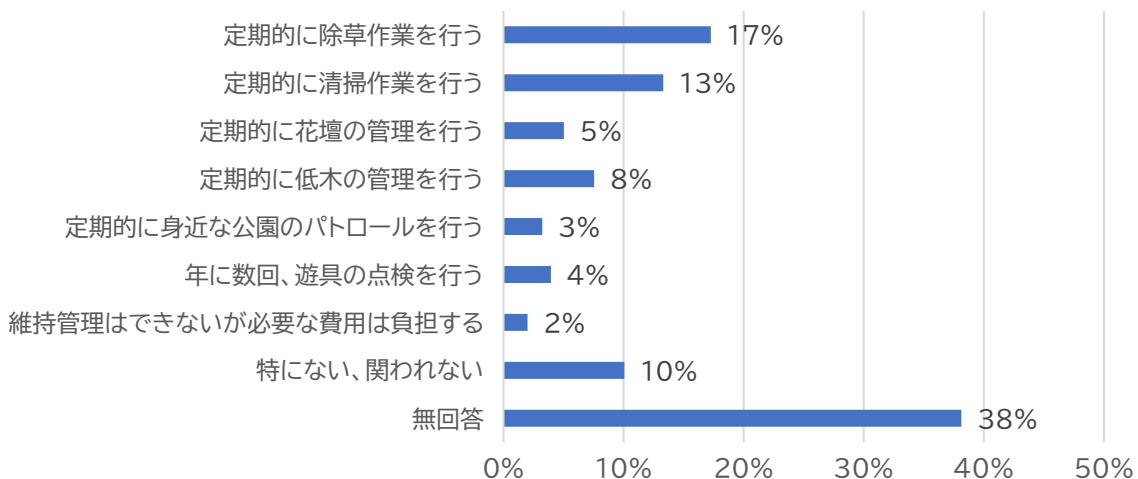
(回答数=210)

その他（自由記述）・抜粋
・来栖開発公園（除草）
・福ちゃんの森公園（清掃・除草）
・下市毛公園（除草）
・いなだふれあい公園（清掃・除草）
・福原運動公園（清掃・除草）
・橋爪グラウンド（グラウンド内除草など）
・ベリオコリナ公園1・2・緑地（清掃・除草・植え込み剪定）
・鯉淵開発公園1・2（清掃・除草・草刈り）
・旭町公園5（除草）
・第一東宝ランド開発公園3（さつき公園）（清掃・草刈り・遊具点検）
・第一東宝ランド開発公園4（仲よし公園）（清掃・草刈り・遊具点検）
・住吉団地内公園（清掃・除草）

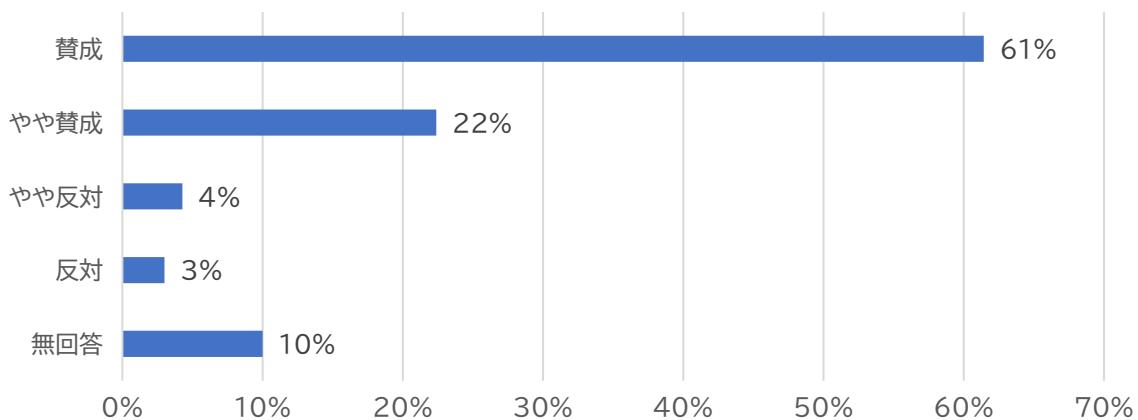
Q.あなたの区(区の住民)で管理している小規模公園や緑地について、どのように感じていますか。(回答数=210)



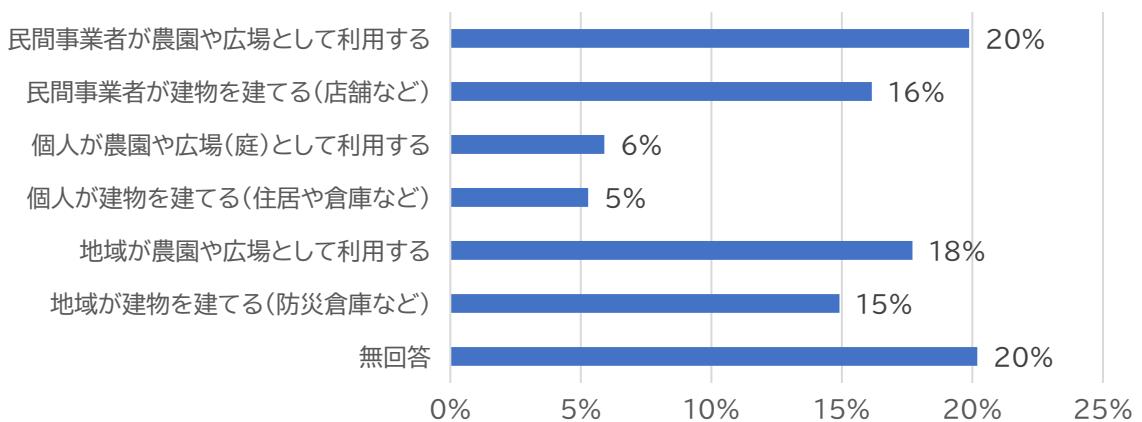
Q.今後の管理について、あなたの区ではどのように関わることができますか。(複数回答可)
(回答数=278)



Q.「今後、効率的な維持管理を実施するにあたり、あまり利用されていない小規模公園や緑地の数を減らしつつ、地域の重要な公園に対して機能や魅力の充実を図り、跡地を有効活用する。」という市の考え方に対して、お考えをお答えください。(回答数=210)



Q. 身近にある小規模公園や緑地の数を減らした場合、どのような跡地利用にするべきだと思いますか。お考えをお答えください。(複数回答可)(回答数=322)



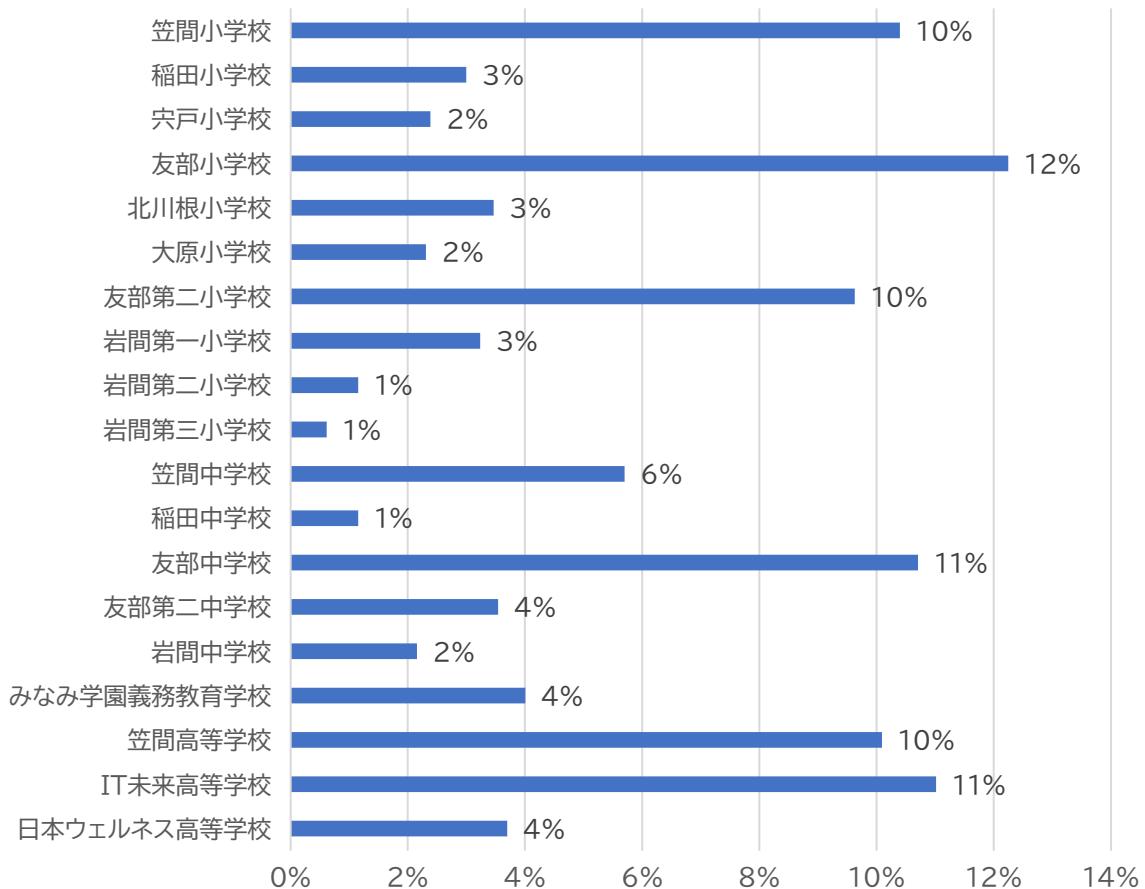
Q. 地域ではどのような跡地利用がしたい、またはしてほしいと思いますか。(自由記述)
(回答数=314)

その他（自由記述）・抜粋

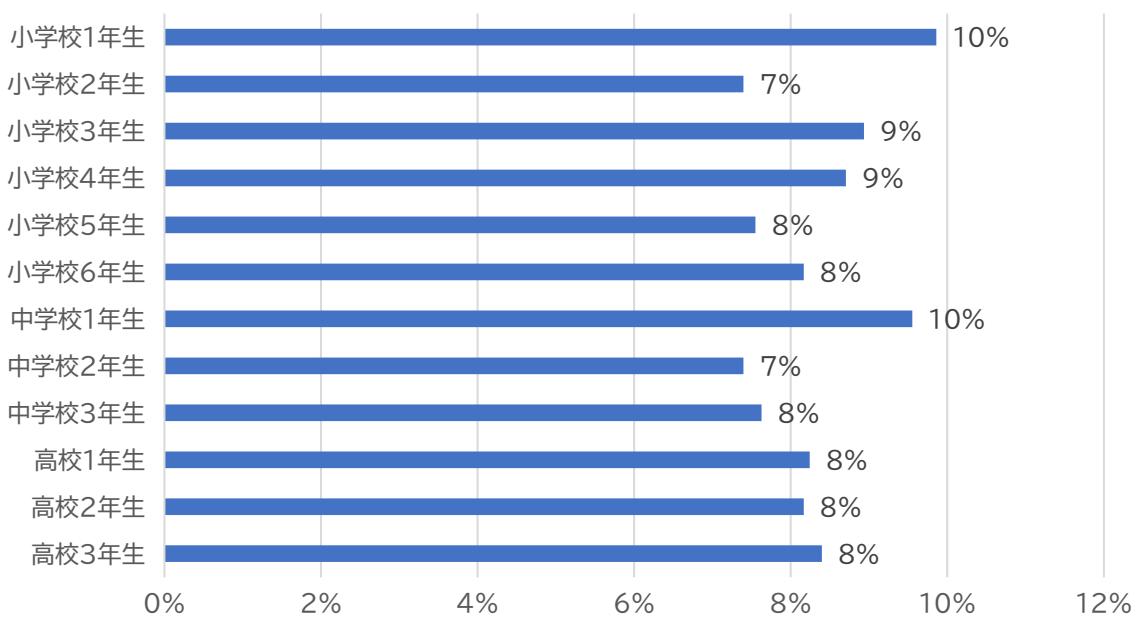
- ・集会所や物置などの建物が以前から存在せず、整備が切望されている。
- ・災害対策用地として整備すべきである。具体的には、防災倉庫や非常用井戸の設置が挙げられる。可能であれば、簡易かまどや仮設トイレを設置し、毎年避難訓練ができるとよい。
- ・高齢者などの移動負担を軽減する生活環境の整備が必要である。生活雑貨店、コンビニ、飲食店などの店舗誘致が求められる。
- ・災害対応が可能な跡地としての活用も必要である。管理面では民間事業者の資金力の活用も重要である。少子化により公園で遊ぶ子どもが減少しており、古くなった遊具は事故につながる可能性がある。
- ・高齢化と人口減少により、今後の管理は困難になると考えられる。ソーラー発電施設の設置が最も現実的な活用方法である。
- ・地域が柔軟に活用できることが望ましいが、現状では少子高齢化が進行しており、将来的に恒久的な維持管理への関与は見込めない。
- ・建物を建てずに利用するほうが、将来的な変更に柔軟に対応できると考えられる。個人や地域による管理能力には差があり、管理の継続は難しい可能性がある。
- ・地域住民が自治会などのルールに則り、自由に利用できる場とすることが望ましい。
- ・区としての負担が発生しない形での活用が望ましい。
- ・維持管理には費用がかかるため、貸与や売却による活用も検討すべきである。

(3) 児童・生徒アンケート調査結果

Q.あなたの学校名を教えてください。(回答数=1,298)

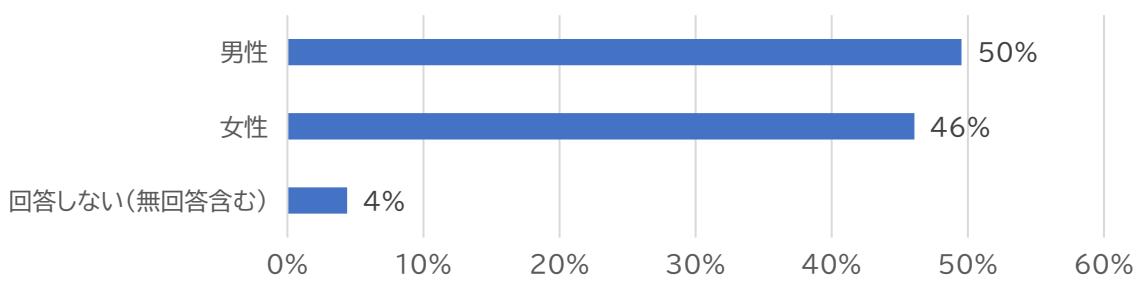


Q.あなたの学年についてお答えください。(回答数=1,298)

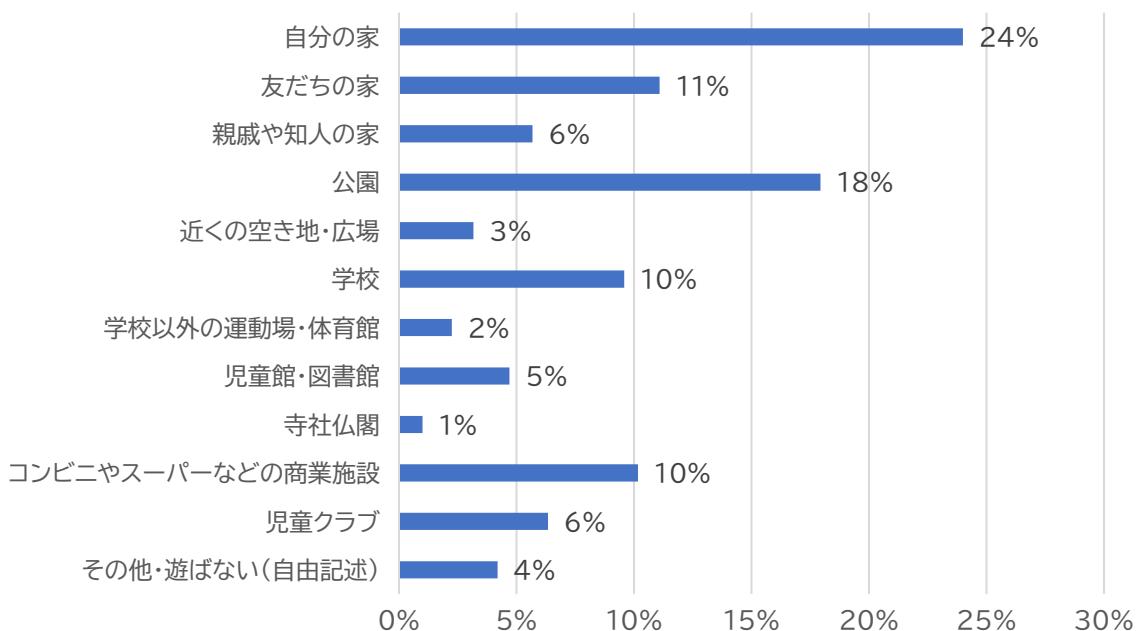


※みなみ学園義務教育学校の1年生から6年生は、小学校1年生から小学校6年生として、7年生から9年生は中学校1年生から中学校3年生として集計

Q.あなたの性別についてお答えください。(回答数=1,298)



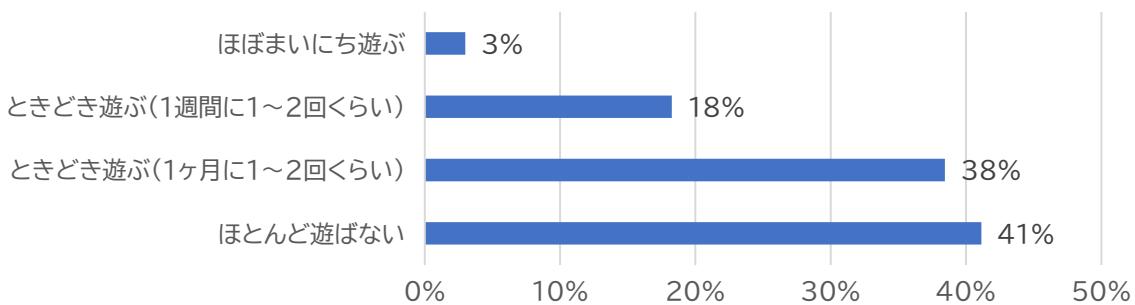
Q.あなたは、いつも笠間市のどこで遊びますか。(複数回答可)(回答数=3,786)



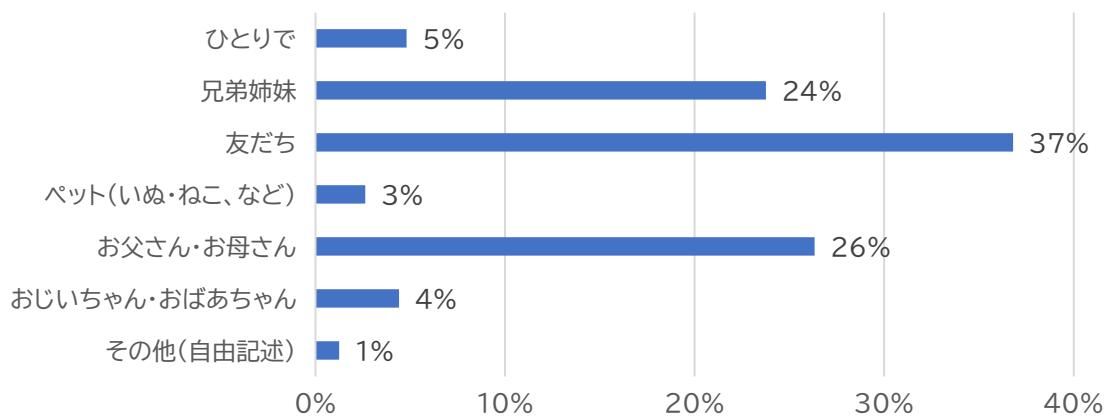
※「児童クラブ」は小学生、中学生のみの選択肢

- その他 (自由記述)・抜粋
- ・実家
 - ・交流センター
 - ・公民館
 - ・放課後デイサービス
 - ・川

Q.あなたは、公園でどのぐらい遊びますか。(回答数=1,298)



Q.あなたは、公園で誰と遊びますか。(複数回答可)(回答数=1,519)

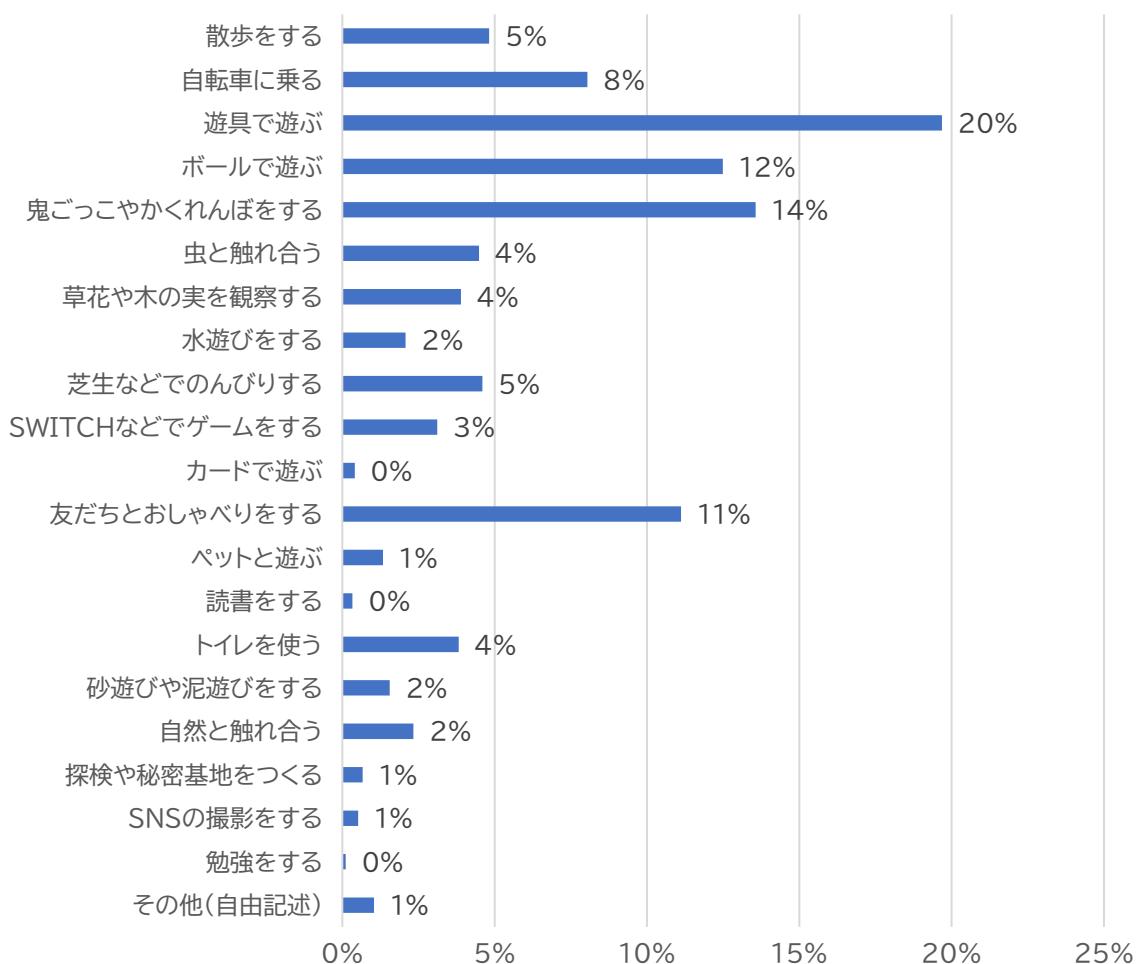


※「お父さん・お母さん」、「おじいちゃん・おばあちゃん」は小・中学生のみの選択肢

その他（自由記述）・抜粋

- 放課後デイサービスの友だち
- 友だちの親
- 従兄弟
- 甥、姪

Q.あなたは、公園で何をして遊びますか。(複数回答可)(回答数=2,698)

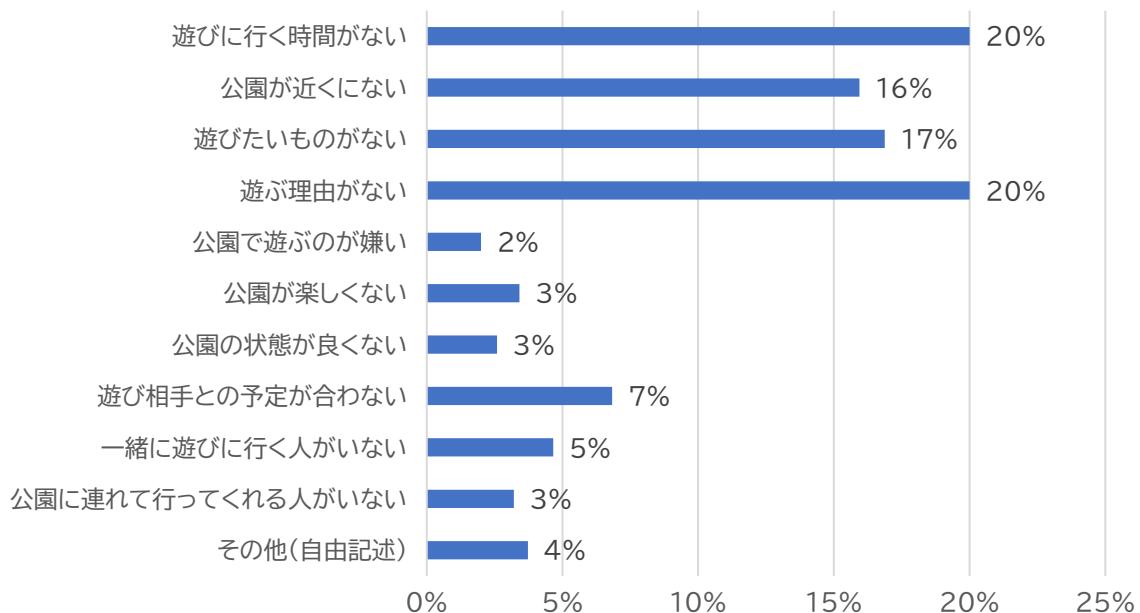


※「砂遊びや泥遊びをする」、「自然と触れ合う」、「探検や秘密基地をつくる」は小・中学生のみの選択肢
※「SNS の撮影をする」、「勉強をする」は高校生のみの選択肢

その他（自由記述）・抜粋

- ・なわとび
- ・スケボー、リップスティック
- ・バドミントン、フリスビー
- ・おやつなどの軽食をとる
- ・音楽を聞く

Q.あなたが、公園あまり遊ばない理由は何ですか。(複数回答可)(回答数=966)

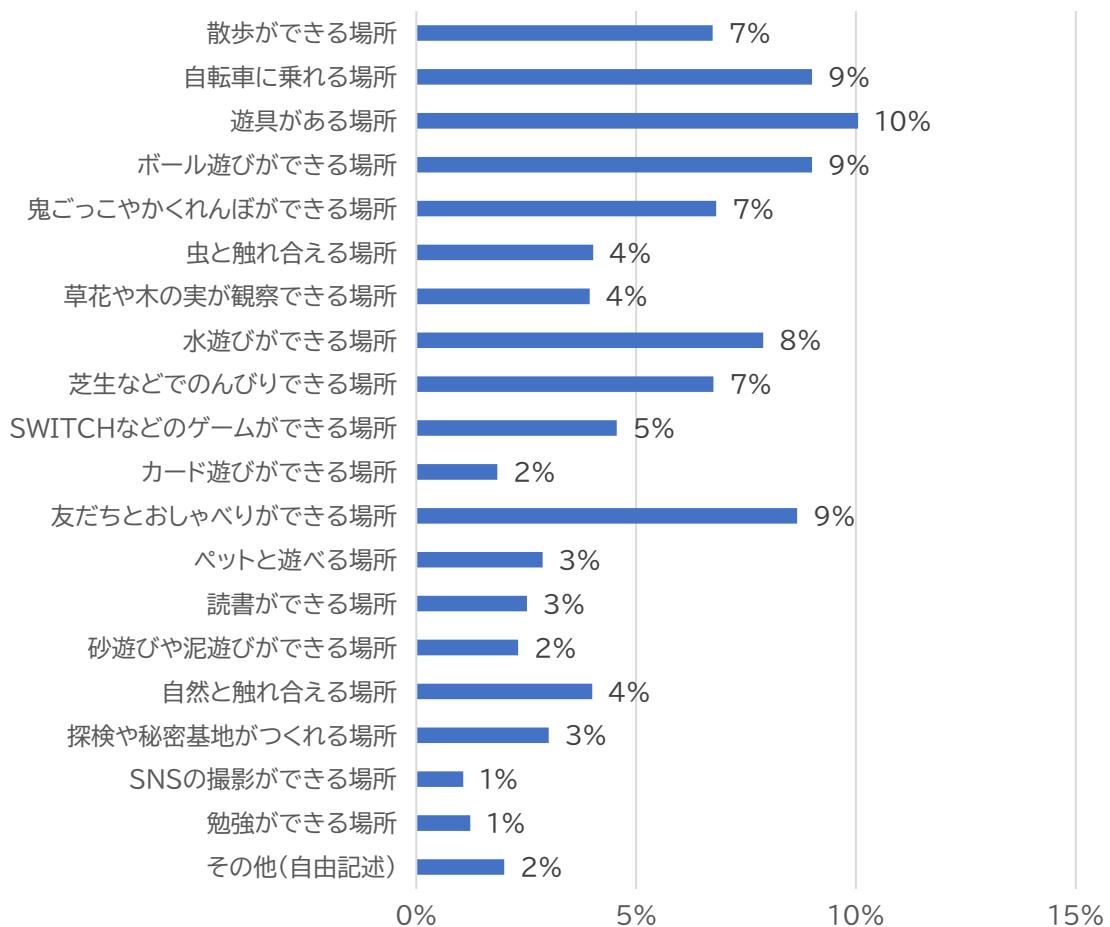


※「公園に連れて行ってくれる人がいない」は小・中学生のみの選択肢

その他（自由記述）・抜粋

- ・弟妹の送り迎えや学校行事があるため、公園に行くことができない状況である。
- ・近隣住民から騒音に関する苦情を受けたことがある。また、ゲートボールをしていると「邪魔だからどいてほしい」と言わされたこともある。
- ・トイレが設置されていない、または設置されていても薄暗く、虫が多いため、恐怖を感じて利用できない。
- ・年齢に適した遊具が設置されておらず、利用しづらい。
- ・暑さが厳しく、公園の利用が難しい。

Q.あなたは、近くにどんな場所があるとうれしいですか。(複数回答可)(回答数=5,044)



※「砂遊びや泥遊びができる場所」、「自然と触れ合える場所」、「探検や秘密基地が作れる場所」は小・中学生のみの選択肢
※「SNSの撮影ができる場所」、「勉強ができる場所」は高校生のみの選択肢

その他（自由記述）・抜粋

- ・バスケができる場所
- ・室内遊び場、雨の日や暑い日でも遊べる場所
- ・テニスコートがある場所
- ・飲食店、スーパー、コンビニ
- ・健康器具や体を動かせる遊具がある場所

Q.あなたが、「こんな公園があつたらいいな」と思っていることがあつたら自由に書いてください。(自由記述)(回答数=481)

その他（自由記述）・抜粋

- ・広く、遊具が設置された公園が望ましい。
- ・大型のアスレチックやバスケットゴール、ボルダリング施設がある公園がよい。夏季でも遊具が熱くならないような工夫があるとよい。
- ・水遊びができる公園や、室内でも遊べる施設を備えた公園があるとよい。
- ・バスケットゴール、ベンチとテーブル、小さな子どもが安心して遊べるフェンスなど、施設が整った公園が望ましい。
- ・広い芝生でサッカーやランニングができる公園。
- ・日陰に設置されたベンチなどの休憩施設を増やしてほしい。
- ・樹木が多く、日陰が豊富な公園が望ましい。
- ・雨天時でも体を動かせる「ハレニコ」のような施設が求められる。
- ・室内にいる時間が長くなっている子どもたちのために、近隣に居場所となる公園の整備が望まれる。
- ・キッチンカーなどで軽食が購入できる公園があるとよい。
- ・車いすでも安心して利用できるバリアフリー対応の公園がよい。

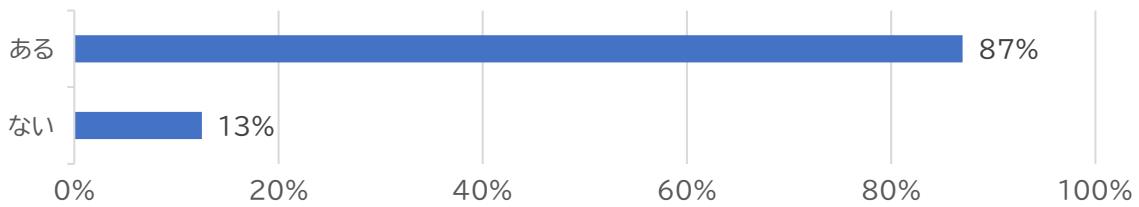
Q.公園についての考えがあれば自由に書いてください。(自由記述)(回答数=233)

その他（自由記述）・抜粋

- ・アスレチック遊具がある公園がたくさんあるとよい。数が少ないと特定の公園に人が集中し、遊びたくても遊べない状況が生じてしまう。
- ・高齢者のゲートボール場としてではなく、子どもたちが主体的に活動できる公園の整備が求められる。子どもの声が騒音とされ、遊具が危険とされることで、子どもが遊びにくくなっている状況がある。
- ・笠間市にはプロの3 on 3 チームが存在しているにもかかわらず、バスケットボールを楽しめる環境が整っていない。
- ・公園の整備も必要であるが、ドッグランの整備も進めてもらいたい。
- ・新設された公園にはキッチンカーが来ていることもある。ある程度の集客が条件となるが、さまざまなイベントを各公園で企画することで、より多くの人が訪れるようになると考えられる。
- ・地域全体で子どもに対する遊びへの理解を深め、見守ることができる地域づくりが必要である。
- ・食事ができるスペースや、軽食を購入できる場所があると利用者にとって便利である。
- ・近隣の空地や団地内の公園も整備されれば、より利用しやすくなる。

(4) 教育・保育施設ヒアリング調査結果

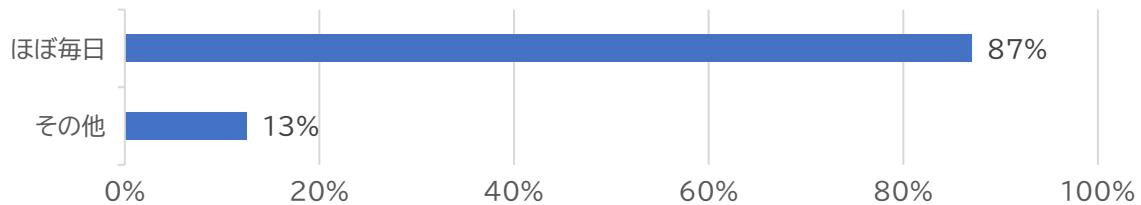
Q.園の周辺に遊びに行く場所はありますか。(回答数=16)



実際に利用している場所について・抜粋

- ・笠間中央公園
- ・笠間市総合公園
- ・山ろく公園
- ・笠間芸術の森公園
- ・岩間駅西口多目的広場

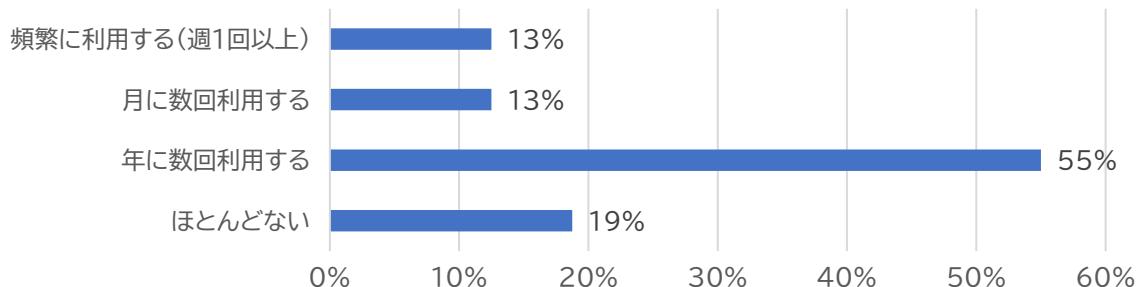
Q.外でどのぐらい遊ばせますか。(回答数=16)



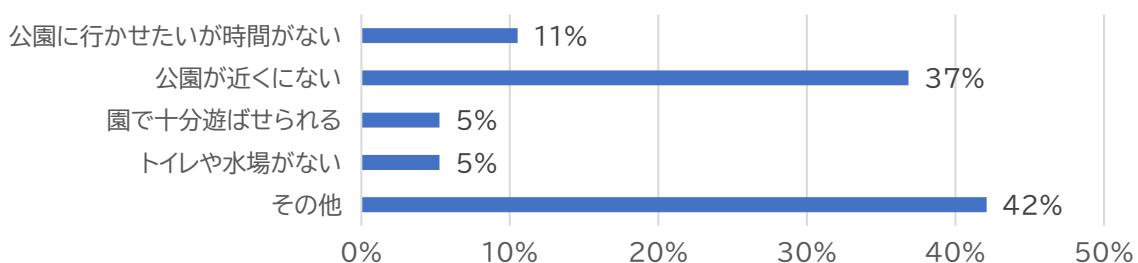
その他・抜粋

- ・1週間に1～2回程度
- ・1週間に2～3回程度

Q.公園や広場などではどれぐらいの頻度で遊ばせますか。(回答数=16)



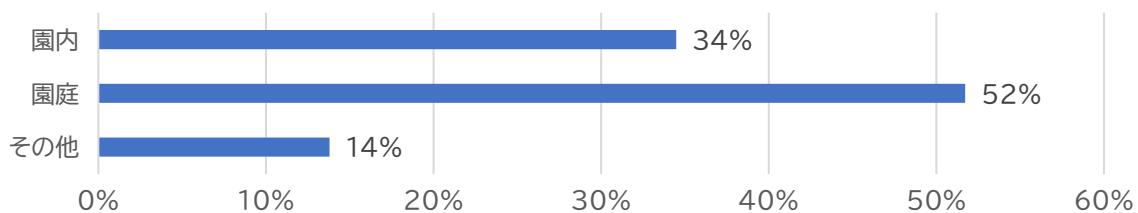
Q.公園や広場などあまり遊ばせない理由は何ですか。(複数回答可)(回答数=19)



その他・抜粋

- ・園としては公園に連れていきたいと考えているが、バスがないため実現できない。そのため、園内でできる活動を増やして対応している。
- ・外に出ることには一定のリスクが伴うため、慎重な対応が求められる。
- ・公園利用における安全面に不安がある。
- ・バスがないことに加え、車事故などのリスクがあることから、散歩や公園への外出を控えるようになった。

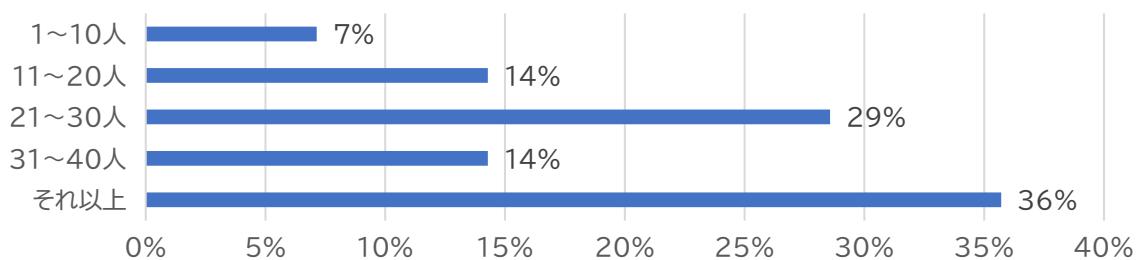
Q.公園以外では主にどこで遊ばせますか。(複数回答可)(回答数=25)



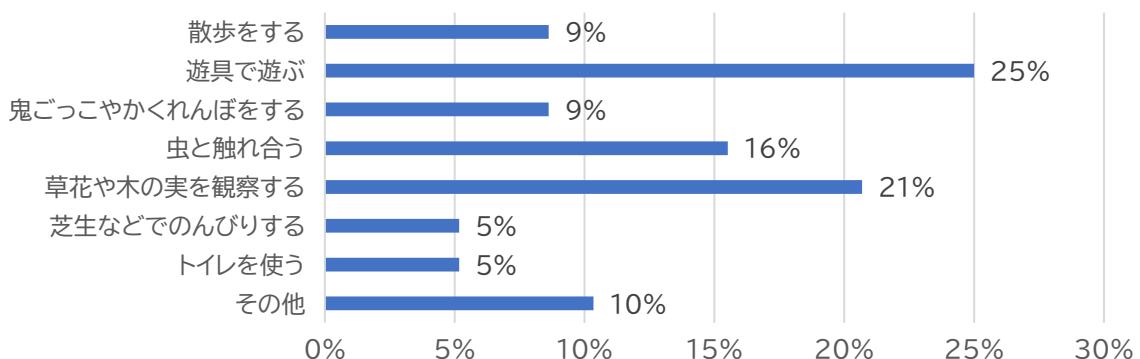
その他・抜粋

- ・廃校の体育館
- ・周辺の川沿いや線路沿い

Q.何人ぐらいの子どもを連れて遊びに行きますか。(回答数=14)



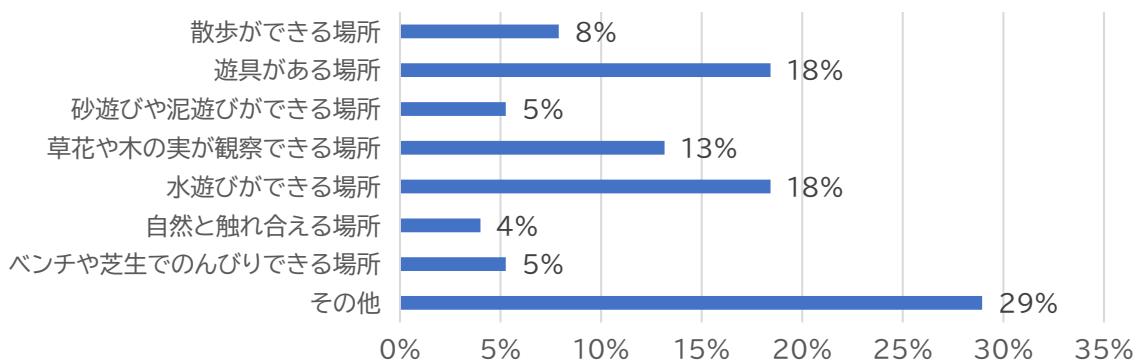
Q.公園や広場などでは何をすることが多いですか。(複数回答可)(回答数=58)



その他・抜粋

- ・芝生でゲームをする
- ・遊ぶ道具を持って行く

Q.園の近くにどのような場所があるとよいですか。(複数回答可)(回答数=38)



その他・抜粋

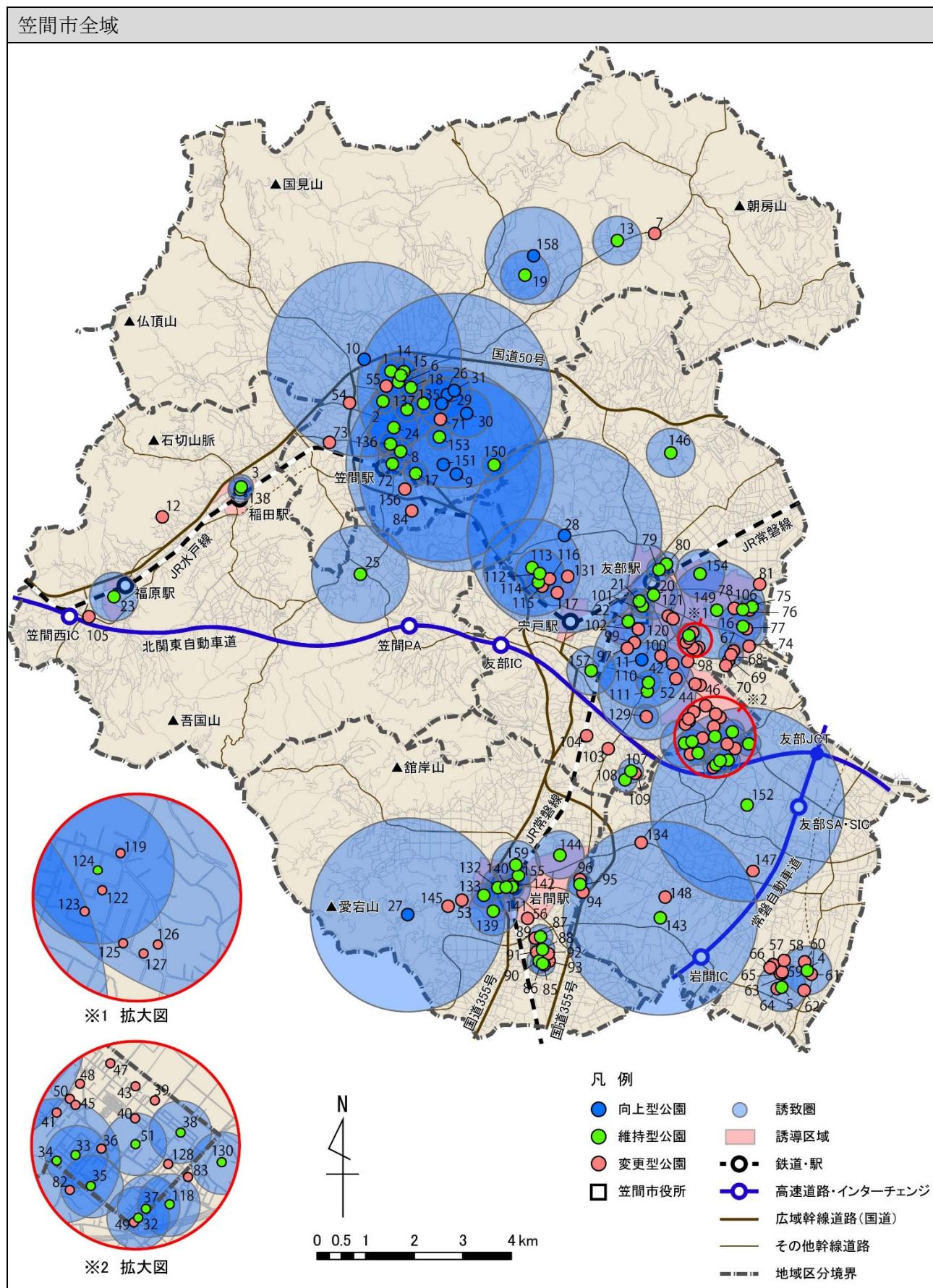
- ・田んぼなどの水辺の生き物と触れ合えるビオトープ、室内の遊び場、日陰、築山がある公園がよい。
- ・小さな子どもが安心して遊べる場所が必要である。大きな子どもが同じ空間にいると危険が生じる可能性がある。
- ・「ここでしかできない」と感じられるような、自然地形を活かした公園の整備が望まれる。
- ・遊具が設置されていない広い空間や、室内施設のある公園が求められる。

Q.その他、園の立場から公園や広場などについて伝えたいことはありますか。

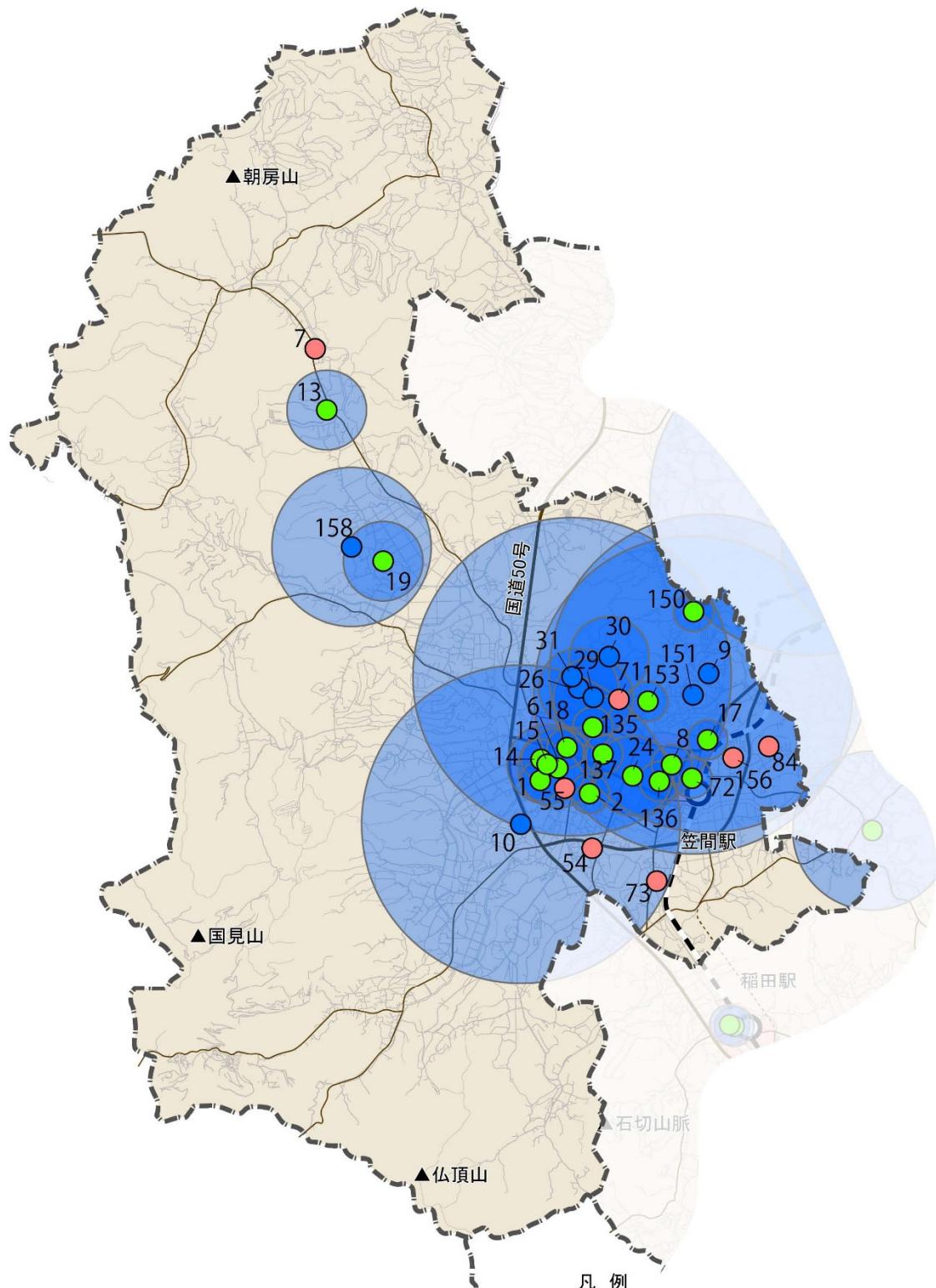
自由意見・抜粋

- ・現状に満足している。
- ・市内の公園は充実していると感じている。
- ・交通ルールの教育の一環として、散歩は6コース程度を巡回している。
- ・笠間中央公園や友部第二児童公園の存在には満足しているが、自転車の練習ができる場所もあるとよい。
- ・笠間市総合公園や笠間中央公園は、遊具の対象年齢が高く、利用が難しい。
- ・一部の公園には安全対策として飛び出し防止柵などの設置が望まれる。
- ・笠間中央公園の入り口が不便である。
- ・子どもは和式トイレの使い方がわからないため、トイレを整備する際は洋式トイレの導入が望ましい。
- ・園外保育で公園を利用しているが、お泊り保育が可能な場所はない。
- ・木製遊具は劣化の懸念があるため、職員による安全確認を行っている。
- ・公園利用においては、一般利用者との調整が難しい場面がある。
- ・園にはない施設を求めて、公園を利用している。
- ・開発に伴い整備された公園には行かないが、園にはない特別な施設があれば訪れたいと考える。
- ・公園は広く、施設が充実しており、安全で、バスでアクセス可能な場所が望ましい。
- ・日常保育の中では、園内にサツマイモ畑などがあり、施設も充実している。
- ・公園の利用状況は実際に訪れてみなければわからないため、随時、公園の状況について周知や情報提供を行ってほしい。施設が改修された際には、メールによる通知があると助かる。
- ・岩間支所に隣接する公園や岩間駅西口多目的広場には、公園名の付与を希望する。

参考資料4. 公園位置図



北部地域



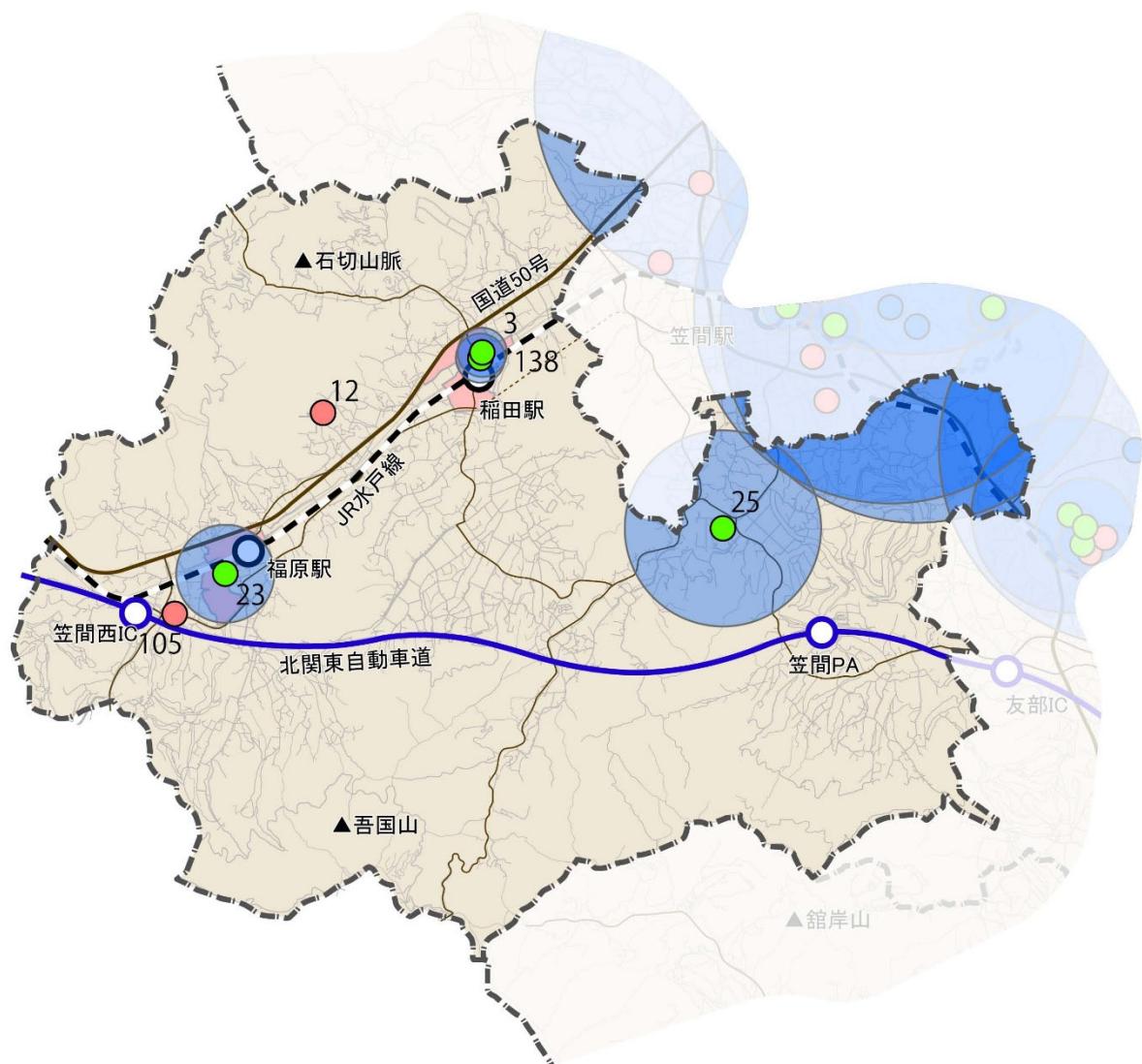
凡 例

- | | |
|---------|--------------|
| ● 向上型公園 | ○ 誘致圏 |
| ● 維持型公園 | ■ 誘導区域 |
| ● 変更型公園 | -○- 鉄道・駅 |
| | — 広域幹線道路(国道) |
| | — その他幹線道路 |
| | - - - 地域区分境界 |



0 0.5 1 2 3 4 km

西部地域

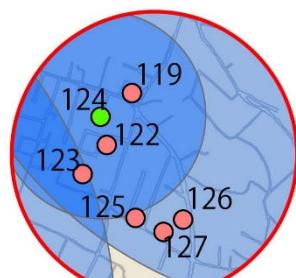


0 0.5 1 2 3 4 km

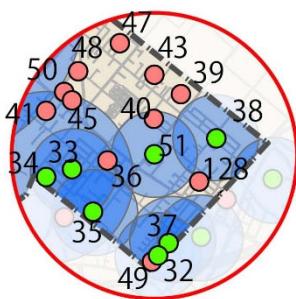
凡 例

- | | |
|---------|---------------|
| ● 向上型公園 | ○ 誘致圏 |
| ● 維持型公園 | ■ 誘導区域 |
| ● 変更型公園 | -○- |
| | 鉄道・駅 |
| | 高速道路・インターチェンジ |
| | 広域幹線道路(国道) |
| | その他幹線道路 |
| | - - - 地域区分境界 |

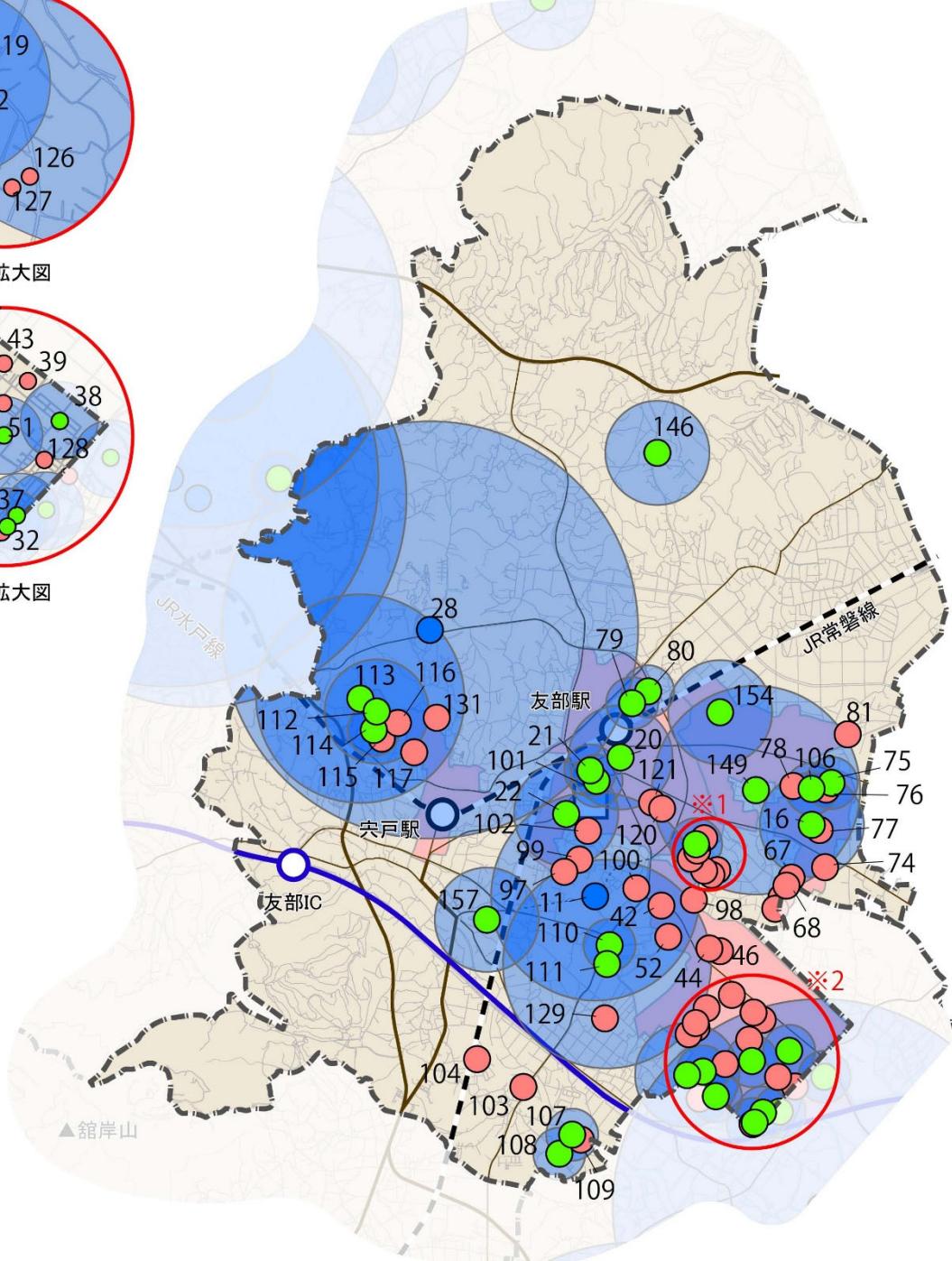
東部地域



※1 拡大図



※2 拡大図

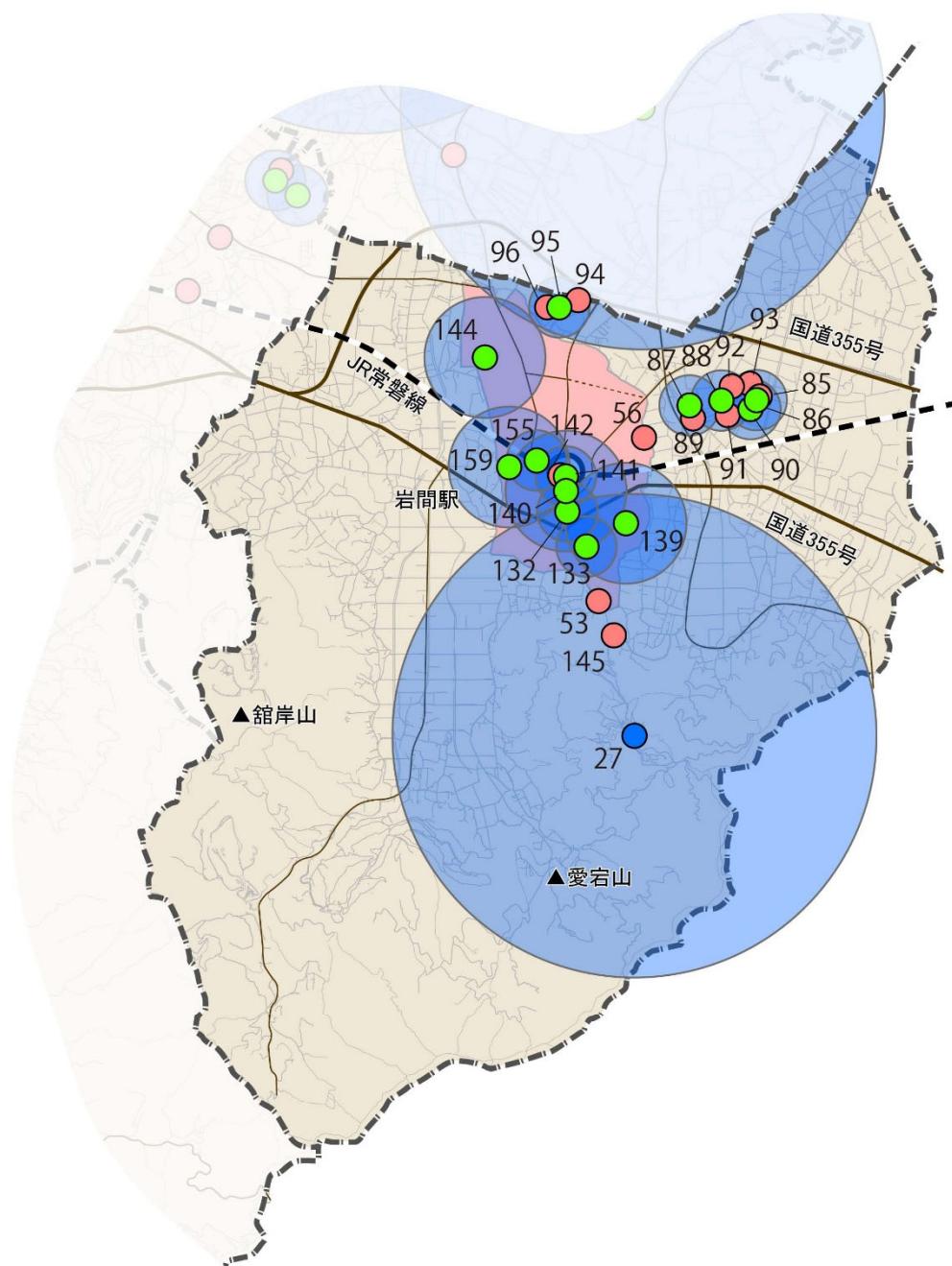


0 0.5 1 2 3 4 km

凡 例

- | | |
|---------|-------------------|
| ● 向上型公園 | ○ 誘致圏 |
| ● 維持型公園 | ■ 誘導区域 |
| ● 変更型公園 | -○- 鉄道・駅 |
| □ 笠間市役所 | —○— 高速道路・インターチェンジ |
| | —■— 広域幹線道路(国道) |
| | —■— その他幹線道路 |
| | ---- 地域区分境界 |

南部地域



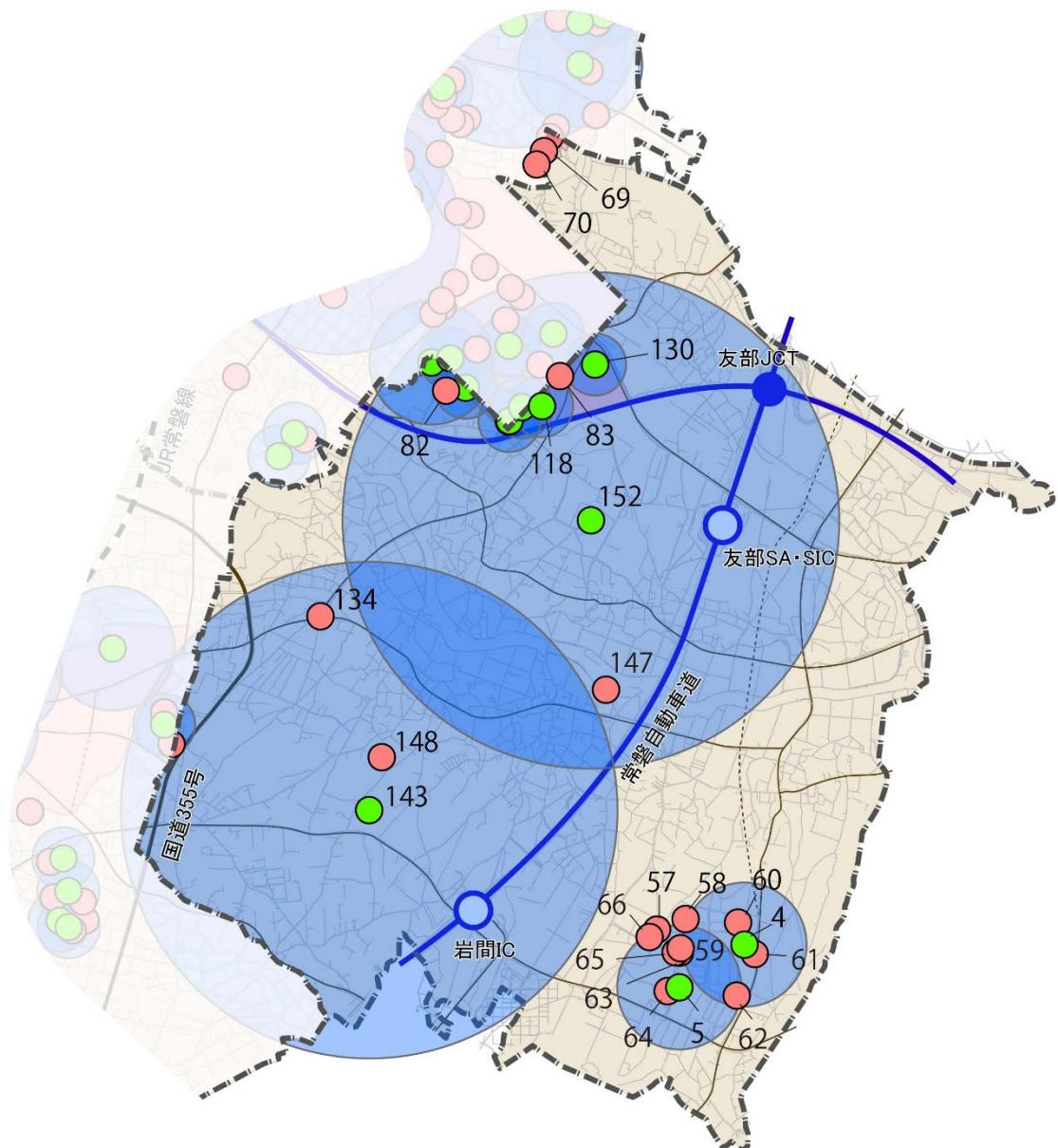
凡 例



0 0.5 1 2 3 4 km

- | | |
|---------|------------|
| ● 向上型公園 | ○ 誘致圏 |
| ● 維持型公園 | ■ 誘導区域 |
| ● 變更型公園 | -○- 鉄道・駅 |
| | — 幹線道路(国道) |
| | — その他幹線道路 |
| | --- 地域区分境界 |

南東部地域



0 0.5 1 2 3 4 km

凡 例

- 向上型公園
- 維持型公園
- 變更型公園
- 誘導圏
- 高速道路・インターチェンジ
- 広域幹線道路(国道)
- その他幹線道路
- - - 地域区分境界

参考資料5. 策定の流れと策定体制

(1) 検討経緯

日付	項目	主な内容
令和6年 (2024年)	1 / 9	第1回 笠間市公園等適正配置計画 庁内担当者会議 ・計画策定の目的 ・市内公園の状況 ・策定の方針（案） ・策定スケジュール（案）
	9 / 24	第1回 笠間市公園等適正配置計画 策定委員会 ・公園等適正配置計画について ・公園等の整備状況 ・市民アンケート（案）の検討
	10/30～ 11/22	市民アンケート調査 ・公園の利用状況について ・身近にある小規模公園について ・今後の公園利用について
	11/24	地域別懇談会 北部地域 ・笠間市公園等適正配置計画について
	11/27	地域別懇談会 南東部地域 ・地域における公園の利用状況と課題
	11/28	地域別懇談会 西部地域 ・今後の地域における公園に対する取組み
	11/30	地域別懇談会 南部地域 地域別懇談会 東部地域
	12/24	第2回 笠間市公園等適正配置計画 策定委員会 ・市民アンケート調査の結果報告 ・地域別懇談会の結果報告 ・地域別の課題整理 ・基本方針の考え方（案）
	12/19～ 1/10	区長アンケート調査 ・区内の公園利用状況について ・区内の公園管理について ・今後の公園管理について
	3 / 17	第3回 笠間市公園等適正配置計画 策定委員会 ・区長アンケート調査の結果報告 ・基本方針の考え方 ・公園ごとの分類方針 ・適正配置に向けた条件整理
令和7年 (2025年)	5 / 26	第2回 笠間市公園等適正配置計画 庁内担当者会議 ・適正配置計画の策定状況 ・公園等の整備状況 ・各調査の結果報告 ・基本方針及び公園の分類方法
	6 / 2～ 6 / 27	児童・生徒アンケート調査 ・公園の利用状況について ・望まれる場所について
	6 / 10～ 6 / 12	教育・保育施設ヒアリング調査 ・公園の利用状況について ・望まれる場所について

日付	項目	主な内容
令和7年 (2025年)	7/31 第4回 笠間市公園等適正配置計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒アンケート調査の結果報告 ・教育・保育施設へのヒアリング調査の結果報告 ・笠間市公園等適正配置計画（素案）について
	11/6 第3回 笠間市公園等適正配置計画 庁内担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間市公園等適正配置計画（案）について
	12/18 第5回 笠間市公園等適正配置計画 策定委員会	
令和8年 (2026年)	2/5～ 2/24 パブリックコメント	
	3/● 計画策定	
	3/● 計画公表	



地域別懇談会



策定委員会

(2) 笠間市公園等適正配置計画策定委員会

委員名簿（敬称略）

所属等	氏 名	備 考
筑波大学 システム情報系 准教授	雨宮 譲	委員長
笠間市都市計画審議会 会長	坪山 克之	副委員長
株式会社アンドアイ 代表取締役社長	室田 明里	
笠間市環境審議会 会長	元木 理寿	
一般社団法人笠間観光協会 会長	本間 敬	
笠間市区長会 会長	数納 亨	
笠間市子ども・子育て会議 会長	室谷 直子	
笠間市景観審議会 副会長	野上 寛子	
大成学園かさまこども園 P T A副会長	船橋 真理菜	
茨城県都市整備課 課長	大塚 秀二	第1回～第3回出席
	鹿内 秀樹	第4回、第5回出席

※所属等については委嘱時となる

(3) 庁内担当者会議

関係部局・担当課

部局	担当課	所管する公園の種類
政策企画部	企画政策課	－
総務部	総務課	都市公園
	資産経営課	開発公園
環境政策部	資源循環課	その他公園
産業経済部	観光課	自然公園
都市建設部	都市計画課	都市公園・ポケットパーク・その他公園
教育委員会	生涯学習課	都市公園・その他公園

笠間市公園等適正配置計画

令和8年（2026年）3月

発行 笠間市

編集 都市建設部 都市計画課

〒309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL:0296-77-1101